

第 5 2 3 回  
三戸町議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 1 1 日 開会

令和 7 年 3 月 1 8 日 閉会

三戸町議会

## 目 次

会 期 日 程 表	1
上程議案及び議決結果	2
第1日目 令和7年3月11日（火）	
○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○応招議員（14人）	5
○出席議員（14人）	5
○欠席議員（0人）	5
○職務のために出席した事務局職員	6
午前10時00分 開会・開議	
日程第1 会議録署名議員の指名	8
日程第2 会期の決定	8
日程第3 諸般の報告	8
議長の報告	8
日程第4 町長提案理由の説明	9
第3日目 令和7年3月13日（木）	
○議事日程	20
○本日の会議に付した事件	20
○応招議員（14人）	20
○出席議員（13人）	20
○欠席議員（1人）	20
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	20
○職務のために出席した事務局職員	21
日程第1 一般質問	
< 3番 柳 零 圭太 議員 >	22
1. 消防団組織について	
< 8番 藤原 文雄 議員 >	34
1. 学校教育の現状について	
< 2番 松尾 道郎 議員 >	47
1. 新年度予算編成について	
2. 賑わい創出について	
第4日目 令和7年3月14日（金）	
○議事日程	55
○本日の会議に付した事件	56
○出席議員（14人）	56
○欠席議員（0人）	56
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	56
○職務のために出席した事務局職員	58

午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

<11番 久慈 聡 議員> 58

1. ふるさと納税を活用した財源確保について

日程第2 議員提案第1号 三戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案 76

日程第3 議案第2号 三戸町犯罪被害者等支援条例の制定について 77

日程第4 議案第3号 刑法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 78

日程第5 議案第4号 デジタル社会形成基本法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 79

日程第6 議案第5号 三戸町役場課設置条例の一部を改正する条例案 80

日程第7 議案第6号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案 81

日程第8 議案第7号 三戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 82

日程第9 議案第8号 三戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案 83

日程第10 議案第9号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 84

日程第11 議案第10号 三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 85

日程第12 議案第11号 三戸中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案 86

日程第13 議案第12号 町道路線の変更について 87

日程第14 議案第13号 辺地に係る総合整備計画の変更について 88

日程第15 議案第14号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて 89

日程第16 議案第15号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて 90

日程第17 議案第16号 令和6年度三戸町一般会計補正予算(第9号) 91

日程第18 議案第17号 令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算(第1号) 93

日程第19 議案第18号 令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 95

日程第20 議案第19号 令和6年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第2号) 96

日程第21 議案第20号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号) 97

日程第22 議案第21号 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算(第3号) 99

日程第23 議案第22号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計補正予算(第3号) 100

日程第24 議案第23号 令和6年度三戸町下水道事業会計補正予算(第3号) 101

日程第25 議案第24号 令和7年度三戸町一般会計予算 103

日程第26 議案第25号 令和7年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算 103

日程第27	議案第26号	令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算	103
日程第28	議案第27号	令和7年度三戸町介護保険特別会計予算	103
日程第29	議案第28号	令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算	103
日程第30	議案第29号	令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算	103
日程第31	議案第30号	令和7年度三戸町簡易水道事業会計予算	103
日程第32	議案第31号	令和7年度三戸町下水道事業会計予算	103
日程第33	予算特別委員会設置（令和7年度予算議案8件付託）		103

第8日目 令和7年3月18日（火）

○議事日程		105
○追加議事日程		105
○本日の会議に付した事件		105
○出席議員（14人）		106
○欠席議員（0人）		106
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名		106
○職務のために出席した事務局職員		106
午後3時00分 開議		
日程第1	議案第24号から議案第31号まで予算特別委員会委員長報告、採決	107
日程第2	常任委員会の所管事務調査結果報告について	107
日程第3	議員の出張命令を議長に一任することについて	108
日程第4	常任委員会の閉会中の所管事務調査について	108
日程第5	諸般の報告	109
1	議長の報告	109
追加日程第1	町長提案理由の説明	110
追加日程第2	議員提案第2号 三戸町医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例案	111
追加日程第3	議案第32号 副町長の選任につき同意を求めることについて	115
追加日程第4	議案第33号 令和6年度三戸町一般会計補正予算（第10号）	116
追加日程第5	議案第34号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第4号）	117
閉会		119
署名		119

## 会 期 日 程 表

会 期 令和7年3月11日～3月18日(8日間)

日程	月日	会議の種類	開議時刻	内容
第1日	3月11日(火)	本 会 議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案一括上程 提案理由の説明
第2日	3月12日(水)	休 会		議案熟考
第3日	3月13日(木)	本 会 議	午後1時	一般質問
第4日	3月14日(金)	本 会 議	午前10時	一般質問 議案審議・採決 予算特別委員会設置・付託
第5日	3月15日(土)	休 会		休日
第6日	3月16日(日)	休 会		休日
第7日	3月17日(月)	予算特別委員会	午前10時	予算審議
第8日	3月18日(火)	予算特別委員会 本 会 議	午前10時 委員会閉会后	予算審議 予算特別委員長報告・採決 各常任委員長報告 諸般の報告 閉会

上程議案及び議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議員提案 第1号	三戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案	R7. 3. 14	原案可決
議案第2号	三戸町犯罪被害者等支援条例の制定について	R7. 3. 14	原案可決
議案第3号	刑法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	R7. 3. 14	原案可決
議案第4号	デジタル社会形成基本法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	R7. 3. 14	原案可決
議案第5号	三戸町役場課設置条例の一部を改正する条例案	R7. 3. 14	原案可決
議案第6号	三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案	R7. 3. 14	原案可決
議案第7号	三戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	R7. 3. 14	原案可決
議案第8号	三戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案	R7. 3. 14	原案可決
議案第9号	三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R7. 3. 14	原案可決
議案第10号	三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R7. 3. 14	原案可決
議案第11号	三戸中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	R7. 3. 14	原案可決

議案第12号	町道路線の変更について	R7. 3. 14	原案可決
議案第13号	辺地に係る総合整備計画の変更について	R7. 3. 14	原案可決
議案第14号	三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	R7. 3. 14	原案可決
議案第15号	三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	R7. 3. 14	原案可決
議案第16号	令和6年度三戸町一般会計補正予算(第9号)	R7. 3. 14	原案可決
議案第17号	令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算(第1号)	R7. 3. 14	原案可決
議案第18号	令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	R7. 3. 14	原案可決
議案第19号	令和6年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)	R7. 3. 14	原案可決
議案第20号	令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)	R7. 3. 14	原案可決
議案第21号	令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算(第3号)	R7. 3. 14	原案可決
議案第22号	令和6年度三戸町簡易水道事業会計補正予算(第3号)	R7. 3. 14	原案可決
議案第23号	令和6年度三戸町下水道事業会計補正予算(第3号)	R7. 3. 14	原案可決

議員提案 第 2 号	三戸町医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例案	R7. 3. 18	原案可決
議案第24号	令和 7 年度三戸町一般会計予算	R7. 3. 18	原案可決
議案第25号	令和 7 年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算	R7. 3. 18	原案可決
議案第26号	令和 7 年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算	R7. 3. 18	原案可決
議案第27号	令和 7 年度三戸町介護保険特別会計予算	R7. 3. 18	原案可決
議案第28号	令和 7 年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算	R7. 3. 18	原案可決
議案第29号	令和 7 年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計	R7. 3. 18	原案可決
議案第30号	令和 7 年度三戸町簡易水道事業会計予算	R7. 3. 18	原案可決
議案第31号	令和 7 年度三戸町下水道事業会計予算	R7. 3. 18	原案可決
議案第32号	副町長の選任につき同意を求めることについて	R7. 3. 18	原案同意
議案第33号	令和 6 年度三戸町一般会計補正予算 (第10号)	R7. 3. 18	原案可決
議案第34号	令和 6 年度三戸町簡易水道事業会計補正予算(第4号)	R7. 3. 18	原案可決

## 第1日目 令和7年3月11日（火）

---

### ○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸般の報告
    - ・議長の報告
  - 第4 町長提案理由の説明
- 

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○応招議員（14人）

---

### ○出席議員（14人）

- 1番 五十嵐 淳 君
  - 2番 松尾 道郎 君
  - 3番 柳 雫 圭太 君
  - 4番 小笠原 君 男 君
  - 5番 和田 誠 君
  - 6番 山田 将之 君
  - 7番 栗谷川 柳子 君
  - 8番 藤原文 雄 君
  - 9番 番屋 博光 君
  - 10番 千葉 有子 君
  - 11番 久慈 聡 君
  - 12番 澤田 道憲 君
  - 13番 佐々木 和志 君
  - 14番 竹原 義人 君
- 

### ○欠席議員（0人）

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

#### ○町長部局

説明員 三戸町長 沼澤修二君

委任説明員	参事（住民福祉課長事務取扱）	貝 守 世 光 君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢 忠 正 君
	健康推進課長	太 田 明 雄 君
	会計管理者（会計課長）	井 畑 淳 一 君
	農 林 課 長	極 檀 浩 君
	建 設 課 長	齋 藤 優 君
	まちづくり推進課長	中 村 正 君
	税 務 課 長	下 村 太 平 君
	三戸中央病院事務長	松 崎 達 雄 君
	総務課財政指導監	多 賀 昭 宏 君
	まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北 村 哲 也 君
	三戸中央病院事務次長	中 村 義 信 君
	総務課防災危機管理室長	馬 場 幸 治 君

○農業委員会事務局

説 明 員	会 長	梅 田 晃 君
委任説明員	事 務 局 長	極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員	教 育 長	慶 長 隆 光 君
委任説明員	事 務 局 長	櫻 井 学 君
	史跡対策室長	金 子 祐 之 君

---

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	馬 場 均 君
総括主幹	櫻 井 優 子 君

---

## 午前10時00分 開会・開議

### ○議長（竹原 義人君）

ただいまから第523回三戸町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8番、議会運営委員会、藤原文雄委員長。

### ○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第523回三戸町議会定例会の議事日程を審議するため、3月4日、午前10時、委員会を招集。武士沢総務課長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

3月11日、午前10時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を3月11日から18日までの8日間と定め、諸般の報告を行います。次に、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、散会。

3月12日は、議案熟考のため休会。

3月13日、本会議、午後1時開議。一般質問を行い、散会。

3月14日、午前10時開議。一般質問を続行し、次に議員提案第1号及び議案第2号から議案第23号までの審議、採決を行い、続いて議案第24号から議案第31号までの令和7年度予算議案8件を審査するため予算特別委員会を設置、これに一括付託し、散会。

3月15日並びに16日は、休日のため休会

3月17日、午前10時、予算特別委員会を開会、開議。令和7年度一般会計予算歳入と歳出1款から歳出9款までを審査し、散会。

3月18日、午前10時、予算特別委員会を開議。一般会計予算歳出10款から歳出13款までを審査し、次に令和7年度特別会計予算議案7件を審査、最後に予算議案8件についてそれぞれ採決し、委員会を閉会。同日午後4時、本会議を開議。議案第24号から議案第31号までの予算議案8件の審査の結果について予算特別委員会委員長に報告を求め、採決を行います。次に、各常任委員長からの所管事務調査の報告、閉会中における所管事務調査の申出並びに諸般の報告を行い、午後5時閉会予定と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和7年3月11日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番、松尾道郎君議員、3番、柳零圭太議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日から3月18日までの8日間と決定しました。

---

## 日程第3 諸般の報告

### 1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から令和6年12月から令和7年2月に実施した例月出納検査等の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

---

## 日程第4 町長提案理由の説明

### ○議長（竹原 義人君）

日程第4、議案第2号から議案第32号までを一括上程します。

上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

### ○町長（沼澤 修二君）

議場内の皆様、おはようございます。

本日ここに、第523回三戸町議会定例会の招集のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様にはご多用の折にもかかわらずご出席を賜り、心から厚く御礼申し上げます。また、平素から町行政の推進にご尽力、ご協力をいただいておりますことに対し、併せて感謝申し上げます。

私が町長に就任し初めて編成する令和7年度の当初予算案をはじめ各議案についてご審議いただくに当たり、町政運営の方針について述べさせていただきます。

「いま、変化のとき 前進さんのへ」、引き続きこのスローガンを掲げ、ぶれずに諸課題の解決・改善のため邁進いたします。そして、町民皆様から「三戸町に住んでよかった」と思っていたかとともに、町民皆様が他市町村の住民に対し「どうだ、三戸町はいいだろう！」と誇れるよう、また外から「いいね！三戸町」と評価していただけるよう、三戸町の新しい時代に向かってチャレンジを継続してまいります。

私は、町長就任以来、町民皆様の声をお聴きするため、ご案内いただきました会合等にはできるだけ自らが参加してまいりました。その回数は4か月間でまだ三十数回でございますが、引き続き町民皆様の声に耳を傾けるため、可能な限り自らが参加してまいりたいと考えております。

しかし、肝要なことは、聴くだけではなく、その声をどれだけ政策に落とし込んでいけるか、優先順位をどのようにするか、それに加えてスピード感と危機感を持つことだと認識しております。

今後も、変化を続ける三戸町のかじ取り役として、町民目線を大切にし、身を粉にして精いっぱい取り組んでまいりますので、議員皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、引き続き各議案について、その概要を順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 三戸町犯罪被害者等支援条例の制定について申し上げます。

本案は、本町における犯罪被害者等の支援について基本理念を定め、町、町民等、事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減または回復を図り、もって町民が安心して暮らすことのできる地

域社会の実現に寄与することを目的とし、新たに制定するものでございます。

次に、議案第3号 刑法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、刑法の一部改正により、刑罰のうち「懲役」及び「禁錮」が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されることから、これらを罰則として定めている町の条例6本について、規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第4号 デジタル社会形成基本法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に条項のずれが生じることから、これらを引用している町条例3本について規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第5号 三戸町役場課設置条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、私が掲げる「7本の柱」に係る政策に対し、職員が一丸となって取り組むとともに、対外的にも明確に示すため、町長部局の課の名称を変更することとし、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、課の名称に推進が付されている「まちづくり推進課」と「健康推進課」について、施策を推進する段階から実効性のある施策をスピード感と危機感を持って強力に実行する次の段階に移行させるため、「まちづくり推進課」を「まちづくり課」に、「健康推進課」を「健康長寿課」に改めるものでございます。

次に、議案第6号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与改定の内容に準じ、町の特別職の職員の期末手当の年間支給割合について、現行の3.10月分から0.15月分を引き上げ、3.25月分とするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第7号 三戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、青森県人事委員会勧告に基づく県職員の令和6年度給与改定及び令和7年度以降に係る給与制度の見直しに準じ、町職員の給与改定及び制度改正を同様に実施するため、条例の一部を改正するものでございます。

給与改定の内容でございますが、全年齢層の職員を対象に給料及び寒冷地手当の水準を引き上げるほか、期末勤勉手当の年間支給割合を再任用職員については0.10月分を、その他の職員について0.15月分をそれぞれ引き上げるものでございます。

また、令和7年度以降の給与制度の見直しとして、給料表、扶養手当及び管理職員特別勤務手当並びに再任用職員に支給する給与に係る規定をそれぞれ改正するものでございます。

次に、議案第8号 三戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正により、旅費の支給に係る現行の用務地区分の取扱が廃止となりますが、町におきましては県と同様に現行の用務地区分の運用を継続することとするため、町の条例2本における当該法律の引用方法を改めるものでございます。

次に、議案第9号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、地域型保育事業者が保育所等との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、保育所等以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とすること、また連携協力項目のうち代替保育については、町長が連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては連携施設の確保を不要とすることも可能とすること、その他所要の整備を行うものでございます。

次に、議案第10号 三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容であります。家庭的保育事業者が保育所等との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する事項については、保育所等以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とすること、また代替保育については、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては連携施設の確保を不要とすることも可能とするものでございます。

その他、「管理栄養士」を加え職員の配置基準を変更するなど、所要の整備を行うものでございます。

次に、議案第11号 三戸中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、三戸中央病院の一般病床57床のうち、将来的に入院患者の受入れが見込まれない12床を削減し、病床数を45床とするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第12号 町道路線の変更について申し上げます。

本案は、令和6年度に改良工事を実施した町道認定路線の起終点を変更するため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第13号 辺地に係る総合整備計画の変更について申し上げます。

本案は、袴田地域において辺地対策事業を実施するため、令和3年度に策定した辺地に係る総合整備計画を変更するものであり、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、労務単価や資材の高騰により計画策定時に予定した事業費を上回るため、事業費を増額するものでございます。

次に、議案第14号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて申し上げます。

本案は、令和7年6月30日をもって任期満了となる佐野奈美子氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたく、提案するものでございます。

佐野氏は、人格、識見に優れ、3期9年を経験しており、人権擁護委員として適任者であると存じますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第15号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて申し上げます。

本案は、令和7年6月30日をもって任期満了となる西野敏愉紀氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたく、提案するものでございます。

西野氏は、人格、識見に優れ、1期3年を経験しており、人権擁護委員として適任者であると存じますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第16号 令和6年度三戸町一般会計補正予算（第9号）について申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町一般会計既決予算額71億172万7,000円から歳入歳出それぞれ2,578万5,000円を減額し、予算総額を70億7,594万2,000円にするものでございます。

歳入の主なる内容といたしましては、地方交付税1億1,014万2,000円を増額し、繰入金9,390万2,000円、地方債4,150万円を減額補正するものでございます。

歳出の主なる内容といたしましては、三戸中央病院特別会計繰出金等衛生費3,599万1,000円を増額し、県営土地改良事業費等農林水産業費2,084万9,000円、橋梁補修事業費等土木費4,813万3,000円を減額補正するものでございます。

次に、議案第17号 令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計既決予算額4,217万9,000円から歳入歳出それぞれ289万6,000円を減額し、予算総額を3,928万3,000円にするものでございます。

歳入の主なる内容といたしましては、事業収入68万9,000円と繰入金226万7,000円を減額補正するものでございます。

歳出の内容といたしましては、給食材料費289万6,000円を減額補正するものでございます。

次に、議案第18号 令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計既決予算額1億5,961万7,000円に歳入歳出それぞれ818万7,000円を追加し、予算総額を1億6,780万4,000円にするものです。

歳入の主な内容といたしましては、繰入金149万2,000円を減額し、後期高齢者医療保険料799万7,000円、繰越金168万2,000円を増額補正するものでございます。

歳出の主なる内容といたしましては、広域連合共通経費負担金6万4,000円と保険基盤安定負担金218万6,000円を減額し、後期高齢者医療保険料負担金1,043万7,000円を増額補正するものでございます。

次に、議案第19号 令和6年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町介護保険特別会計既決予算額18億2,273万6,000円から歳入歳出それぞれ2,885万8,000円を減額し、予算総額を17億9,387万8,000円にするものでございます。

歳入の主なる内容といたしましては、国庫支出金417万1,000円を増額し、支払基金交付金1,225万6,000円、繰入金1,217万7,000円を減額補正するものでございます。

歳出の主なる内容といたしましては、総務費380万6,000円のほか、各介護保険サービスの利用料の増減に応じた調整を行い保険給付費1,800万円、地域支援事業費705万2,000円を減額補正するものでございます。

次に、議案第20号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計既決予算額13億261万6,000円に歳入歳出それぞれ4,671万7,000円を増額し、予算総額を13億4,933万3,000円にするものでございます。

歳入の主なる内容といたしましては、国民健康保険税820万円、県支出金4,597万5,000円を増額し、繰入金745万8,000円を減額補正するものでございます。

歳出の主なる内容といたしましては、総務費705万4,000円、保険給付費4,000万円を

増額し、保険事業費33万7,000円を増額補正するものでございます。

次に、議案第21号 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計の収益的収入において、既決予定額に5,797万4,000円を追加し、総額を17億7,566万6,000円に、収益的支出において、既決予定額に5,784万9,000円を追加し、総額を18億3,821万9,000円にするものでございます。

また、資本的収入において、既決予定額から586万2,000円を減額し、総額を1億8,133万6,000円に、資本的支出において、既決予定額から476万7,000円を減額し、総額を2億6,323万4,000円にするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入におきましては決算見込みに基づき医業収益を310万円、医業外収益を597万2,000円を増額し、特別利益については令和6年給与改定に伴う一般会計繰入金4,890万2,000円を増額するものでございます。

収益的支出におきましては、医業費用について決算見込みに基づき給与費、材料費、経費を増額し、合計で5,784万9,000円を増額するものでございます。

資本的収入及び支出におきましては、へき地医療拠点病院設備整備費補助金の活用による医療用画像管理システム更新事業費等の確定に伴い、補助金及び建設改良費を減額するものでございます。

次に、議案第22号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町簡易水道事業会計の収益的収入において、既決予定額1億117万1,000円に20万4,000円を追加し、総額を1億137万5,000円に、収益的支出において、既決予定額1億519万4,000円に20万4,000円を追加し、総額を1億539万8,000円にするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、収益的収入の営業外収益について、他会計補助金20万4,000円を増額するものでございます。

また、収益的支出の営業費用について、総係費を職員の給与等の改正により20万4,000円増額するものでございます。

次に、議案第23号 令和6年度三戸町下水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町下水道事業会計の収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出について、所要の補正を行うものでございます。

初めに、収益的収入においては、既決予定額2億4,182万6,000円から113万5,000円を減額し、総額を2億4,069万1,000円に、収益的支出においては、既決予定額2億6,265万8,000円から640万円を減額し、総額を2億5,625万8,000円にするものでございます。

補正の主なる内容といたしましては、収益的収入におきましては、営業外収益について他会計補助金113万5,000円を減額するものでございます。

収益的支出におきましては、営業費用について、職員給与等の改正による総掛費を増額、処理場施設管理費の動力費などを減額し、合計で640万円を減額するものでございます。

次に、資本的収入においては、既決予定額6,677万5,000円から700万円を減額し、総額を5,977万5,000円に、資本的支出においては、既決予定額1億3,611万7,000円から173万5,000円を減額し、総額を1億3,438万2,000円とするものでございます。

補正の主なる内容といたしましては、資本的収入の企業債を700万円減額するものでございます。

また、資本的支出では施設整備について公共ます設置に係る工事請負費を173万5,000円減額するものでございます。

次に、議案第24号 令和7年度三戸町一般会計予算について申し上げます。

令和7年度予算においては、少子化による人口減少をはじめ物価高騰等の影響により町の財政は引き続き厳しい状況下にあります。そのような中であっても町が変化し、前進できるよう私が掲げた「7本の柱」に基づく施策を推進する内容としております。

具体的には、今後も持続可能な財政基盤を確保するため、歳入についてはふるさと納税制度を最大限に活用した自主財源の確保や国・県等の補助金を有効活用することとし、歳出については経常経費の節減と合理化に努めるとともに、施策の選択と集中により予算配分の重点化を行ったところでございます。

主なものといたしましては、防災行政無線個別受信機整備事業792万円、11ぴきのねこのまちづくり事業1,358万5,000円、高齢者在宅支援事業779万1,000円、子育て支援金事業1,510万円、避難所用冷房設備導入事業453万5,000円、入学祝い金事業1,490万円、習い事応援事業486万円、高校就学支援金事業835万円、三戸高等学校魅力化事業1,350万5,000円、小・中学校修学旅行費助成事業924万4,000円、学校給食費無償化事業3,714万1,000円などを計上しております。

また、投資的経費の主なものといたしましては、中山間地域総合整備事業2,575万円、橋梁補修事業7,286万円、町道改良舗装事業1億717万2,000円、町営住宅整備事業1,414万1,000円、消防団屯所整備事業2,700万円などを計上しております。

このほか、農林・畜産・商工の振興を図るための「さんのへ感謝祭事業」、高齢者支援充実のための「エンディングサポート事業」、健康・長生きを図るための「QOL健診事業」及び「がん検診初回精密検査助成事業」、にぎわい創出のための「スモールビジネス支援事業」、「さんのへ魅力発信事業」及び「城山公園イベント補助事業」、安全・安心・快適な生活の実現のための「生ごみ減量化チャレンジ事業」、「町内会応援助成事業」などに係る予算を計上しております。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度と比較して7.0%、金額で4億5,095万8,000円増の69億3,755万3,000円となっております。

次に、議案第25号 令和7年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算について申し上げます。

本会計は、学校給食法に基づき、町内3校の小中学校の児童、生徒456名と三戸高等学校の生徒80名、教職員等87名を対象に、1人当たり年間で約194食分の給食事業に係る特別会計でございます。

歳入の主なる内容といたしまして、教職員等が1食当たり380円を負担する給食費保護者負担金649万1,000円のほか、1食当たり小学生350円、中学生及び三戸高等学校生徒380円に係る給食費無償化分として一般会計からの繰入金3,714万1,000円を計上しております。

歳出は、給食材料費4,365万2,000円が主なるものでございます。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度当初予算と比較して3.6%、150万3,000円増の4,368万2,000円となっております。

次に、議案第26号 令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定に基づき設置した特別会計でございます。

後期高齢者医療制度は、同法に基づき、運営については県内の全ての市町村が加入する広域連合が行い、窓口業務や保険料の徴収については加入市町村が行うこととされております。

町では、三戸町後期高齢者医療に関する条例に基づき、窓口業務及び保険料の徴収を円滑かつ適正に実施することにより、およそ2,300人の被保険者の皆様が安心して医療サービスを受けられるよう進めてまいります。

歳入及び歳出の主なる内容についてでございますが、歳入では後期高齢者医療保険料1億641万3,000円、一般会計からの繰入金5,563万2,000円を計上しております。歳出では、後期高齢者医療保険料負担金1億518万1,000円、保険基盤安定負担金4,982万4,000円を計上しております。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度当初予算総額と比較して1.9%、295万4,000円増の1億6,257万1,000円となっております。

次に、議案第27号 令和7年度三戸町介護保険特別会計予算について申し上げます。

本案は、国民の共同連帯の理念に基づき設置された介護保険制度を運営するため、介護保険法第3条の規定に基づき設置した特別会計でございます。

当町の高齢化率は令和7年1月末現在44.4%で、特に介護ニーズの高い85歳以上人口の比率は9.6%前後で推移しております。また、第1号被保険者1人当たりの保険給付

額は、令和3年度、令和4年度と2年連続で減少しておりましたが、令和5年度は前年度比0.7%の微増となっております。

第9期介護保険事業計画の2年目となる令和7年度は、必要なサービスを提供するとともに、引き続き介護予防事業や保険給付の適正化を推進することにより制度への信頼感を高め、将来にわたり持続可能な事業運営となるよう努めてまいります。

歳入の主なるものとしたしましては、第1号被保険者保険料3億290万円、国庫支出金及び県支出金7億663万4,000円、支払基金交付金4億5,266万3,000円、繰入金2億7,863万6,000円を計上しております。

歳出の主なるものとしたしましては、総務管理費、徴収費、介護認定審査会費など総務費2,960万5,000円、居宅介護サービスをはじめとする各種サービスの保険給付費として、歳出総額の94.2%に当たる16億5,073万円を計上しております。また、総合的な介護予防事業を推進するとともに、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう支援するため、地域支援事業費6,935万7,000円を計上しております。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度と比較して29万5,000円増の17億5,269万2,000円となっております。

次に、議案第28号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算について申し上げます。

本会計は、県との共同運営により適正かつ安定的な財政運営を図るとともに、町民と身近な関係にある町が保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等のきめ細かい事業を行う特別会計でございます。

歳入の主なる内容としたしましては、国民健康保険税1億8,780万円、県支出金9億706万4,000円、繰入金1億4,384万9,000円を計上しております。

歳出の主なる内容としたしましては、職員人件費や物件費、国保税の賦課徴収に要する経費など総務費として3,757万7,000円、診療報酬や療養費など保険給付費として8億8,008万1,000円、県に納める国民健康保険事業費納付金として3億1,207万円、特定健康診査等に要する経費など保健事業費として2,070万9,000円を計上しております。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度と比較して1.8%、金額で2,356万7,000円減の12億5,343万8,000円となっております。

次に、議案第29号 令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算について申し上げます。

本会計は、町民の健康保持に必要な医療を提供するとともに、保健衛生の向上に資するため設置する三戸中央病院の運営及び管理に関する会計でございます。

本案は、令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計の収益的収入及び支出において、収入、支出ともに18億8,976万6,000円を計上し、資本的収入及び支出においては、収入2億3,700万4,000円、支出3億1,766万5,000円を計上するもの

でございます。

予算の主なる内容でございますが、収益的収入におきましては、年間患者数を入院2万4,820人、外来4万3,802人と見込み、医業収益として13億1,316万4,000円を計上しております。また、一般会計からの繰入金、県補助金など医業外収益として4億8,431万円、特別利益として9,229万2,000円を計上しております。

収益的支出におきましては、医師、看護師等の給与費、診療に要する材料費、病院の維持管理に必要な経費など医業費用として18億4,797万8,000円、企業債償還利息など医業外費用として4,028万8,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入におきましては企業債元金償還等に要する経費に係る一般会計からの繰入金1億9,626万円、へき地医療拠点病院設備整備費補助金4,074万4,000円を計上しております。

資本的支出におきましては、医療機器等の導入に係る建設改良費7,404万8,000円、企業債償還金2億3,961万7,000円を計上しております。

今後も厳しい経営環境が見込まれますが、持続可能な地域医療の提供体制を確保し経営強化に取り組むとともに、医療サービスのさらなる向上により地域の皆様に信頼され、選ばれる病院となるよう努めてまいります。

次に、議案第30号 令和7年度三戸町簡易水道事業会計予算について申し上げます。

本会計は、杉沢、蛇沼、大舌、貝守、袴田、横沢、沼ノ久保地区の簡易水道施設の管理運営を行う事業会計でございます。

本案は、令和7年度三戸町簡易水道事業会計の収益的収入及び支出において収入1億7万1,000円、支出1億233万4,000円を計上し、資本的収入及び支出においては収入1,894万円、支出2,568万5,000円を計上しております。

予算の主なる内容でございますが、収益的収入におきましては、給水世帯数382世帯、年間総配水量6万5,909立方メートルと見込み、営業収益として1,241万5,000円を計上しております。また、一般会計からの他会計補助金、長期前受金戻入などから成る営業外収益として8,765万6,000円を計上しております。

収益的支出におきましては、職員の給与費、各施設等の維持管理に必要な経費など営業費用として9,960万8,000円、企業債利息から成る営業外費用として172万6,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入におきましては企業債1,120万円、一般会計からの繰入金に当たる他会計補助金774万円を計上しております。

資本的支出におきましては、袴田浄水場薬品注入設備更新工事に係る施設整備費1,039万5,000円、建設企業債元金償還金1,529万円を計上しております。

今後も引き続き町民の皆様が健康で豊かな生活を送るため、安全・安心で安定的な水の供給と経営の健全化に努めてまいります。

次に、議案第31号 令和7年度三戸町下水道事業会計予算について申し上げます。

本会計は、下水道整備により町民の生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境の保全を図ることを目的とした事業会計でございます。

本案は、既に供用を開始しております施設の維持管理を行うとともに、引き続き計画区域内の加入数の増加を図るための予算を計上しており、収益的収入及び支出において収入2億7,764万3,000円、支出2億5,317万7,000円を計上し、資本的収入及び支出においては収入3,107万9,000円、支出1億4,268万3,000円を計上しております。

予算の主なる内容でございますが、収益的収入におきましては、処理区域面積336ヘクタール、年間総処理水量13万6,601立方メートルと見込み、下水道使用料などの営業収益として2,588万2,000円を計上しております。また、一般会計からの繰入金、長期前受金戻入などの営業外収益として2億5,176万1,000円を計上しております。

収益的支出におきましては、職員の給与費、各施設等の維持管理に必要な経費など営業費用として2億2,965万円、企業債利息、消費税及び地方消費税など営業外費用として2,202万7,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入におきましては企業債3,090万円、工事負担金17万9,000円を計上しております。

資本的支出におきまして、配電盤移設工事に係る施設整備費810万円、建設企業債償還金1億3,308万2,000円、予備費150万円を計上しております。

今後も町民皆様の生活環境の改善を図るとともに、経営の健全化に取り組んでまいります。

以上、案件についてご説明を申し上げましたが、議員の皆様におかれましては十分慎重なご審議の上、原案どおり議決を賜りますようお願いを申し上げます。私の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

## 散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

**午前10時54分 散会**

---

### 第3日目 令和7年3月13日(木)

---

#### ○議事日程

##### 第1 一般質問

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 柳 雫 圭太議員 | 1. 消防団組織について                   |
| 藤原 文雄議員  | 1. 学校教育の現状について                 |
| 松尾 道郎議員  | 1. 新年度予算編成について<br>2. 賑わい創出について |
- 

#### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### ○出席議員(13人)

- |     |     |    |   |
|-----|-----|----|---|
| 1番  | 五十嵐 | 淳  | 君 |
| 2番  | 松尾  | 道郎 | 君 |
| 3番  | 柳 雫 | 圭太 | 君 |
| 4番  | 小笠原 | 君男 | 君 |
| 5番  | 和田  | 誠  | 君 |
| 6番  | 山田  | 将之 | 君 |
| 7番  | 栗谷川 | 柳子 | 君 |
| 8番  | 藤原  | 文雄 | 君 |
| 9番  | 番屋  | 博光 | 君 |
| 10番 | 千葉  | 有子 | 君 |
| 11番 | 久慈  | 聡  | 君 |
| 12番 | 澤田  | 道憲 | 君 |
| 14番 | 竹原  | 義人 | 君 |
- 

#### ○欠席議員(1人)

- |     |     |    |   |
|-----|-----|----|---|
| 13番 | 佐々木 | 和志 | 君 |
|-----|-----|----|---|
- 

#### ○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

##### ○町長部局

- |       |                      |     |    |   |
|-------|----------------------|-----|----|---|
| 説明員   | 三戸町長                 | 沼澤  | 修二 | 君 |
| 委任説明員 | 参事(住民福祉課長事務取扱)       | 貝守  | 世光 | 君 |
|       | 参事(総務課長事務取扱)         | 武士沢 | 忠正 | 君 |
|       | 健康推進課長               | 太田  | 明雄 | 君 |
|       | 会計管理者(会計課長)          | 井畑  | 淳一 | 君 |
|       | 農林課長                 | 極檀  | 浩  | 君 |
|       | 建設課長                 | 齋藤  | 優  | 君 |
|       | まちづくり推進課長            | 中村  | 正  | 君 |
|       | 税務課長                 | 下村  | 太平 | 君 |
|       | 三戸中央病院事務長            | 松崎  | 達雄 | 君 |
|       | 総務課財政指導監             | 多賀  | 昭宏 | 君 |
|       | まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長 | 北村  | 哲也 | 君 |

三戸中央病院事務次長  
総務課防災危機管理室長

中 村 義 信 君  
馬 場 幸 治 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長 職 務 代 理 者  
委 任 説 明 員 事 務 局 長

神 谷 陽 一 君  
極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長  
委 任 説 明 員 事 務 局 長  
史 跡 対 策 室 長

慶 長 隆 光 君  
櫻 井 学 君  
金 子 祐 之 君

---

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）  
総括主幹

馬 場 均 君  
櫻 井 優 子 君

---

## 午後 1 時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第 1 一般質問

< 3 番 柳 隼 圭太議員 >

#### 1. 消防団組織について

○議長（竹原 義人君）

日程第 1、一般質問を行います。順次に質問を許します。

3 番、柳隼圭太議員。

○ 3 番（柳 隼 圭太君）

通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

先日、東日本大震災から14年を迎えました。震災において亡くなられた多くの方々に深く哀悼の意を表し、ご遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。

また、大船渡の山林火災により被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。被災された皆様におかれましては、復興への苦労が続いていることと存じます。火災により大切なものを失われた方々のご心痛はいかばかりかと拝察いたします。火災発生直後から懸命に消火活動、救助活動に尽力いただきました消防、警察、自衛隊、消防団員など、多くの関係者の方々にも心より敬意を表します。皆様一人一人の力が多くの命と希望をつないだことに深く感謝を申し上げます。被災地の皆様が一日も早く平穏な生活を取り戻されることを心よりお祈り申し上げます。

それでは、今回の一般質問をさせていただきます。町長はじめ担当課の皆様におかれましては、簡潔かつ明瞭な答弁をお願いいたします。

今回の私の質問事項は 1 項目、4 点であります。三戸町消防団組織についてであります。

消防団組織においては、団員の高齢化、若年層の団員確保、設備や車両器具に対する知識不足や人員不足のため部隊編成に障害が生じている自治体もあり、当町においても予断を許さない状況です。

将来にわたり消防団組織を維持し、より強固にするため、以下の 4 点について伺いたいと思います。

1 つ目、消防団組織の今後についての展望です。消防団組織の活動というのは、団員活動と兼職しながら町民の生命、財産を守るために現場に出動し、常備消防の後方支援活動を行っております。消防団設置者として、地域の行事での警備や安心・安全のために重要な役割を果たす消防団組織の機能を維持していくために、どのような取組が必要か、見解を伺いたいと思います。

2 つ目、消防団員確保・再編成についてでございます。ますます加速する少子高齢化社会において団員の高齢化、若年層団員の確保が課題となっている現状、自治体によっては設備、車両器具の知識不足、人員不足による部隊編成などの問題が生じてい

ると、先ほど申し上げたとおりでございます。当町においても、今後のことを考えると軽視できない状況であると言えます。今後もますます変化していく社会情勢の中において、新入団員の確保、住民への防災意識向上に向けた取組、関係機関、また地域との連携については、当町に限らず、市町村における課題であると言えます。風水害、地震災害、河川災害、火災、土砂災害、また雪害など複雑化する災害に加え、後方支援活動だけではなく、要救助者の応急処置など、上級救命講習に基づくような救助活動が必要になると考えられることから、担当課並びに設置者の見解を伺いたいと思います。

3つ目、団員の福利厚生と、その周知でございます。令和5年12月にも質問をいたしました福祉共済や消防互助会の制度を活用した団員の福利厚生について、団員がどの程度把握されているのか。慶弔見舞金対象の相談について、リーフレットだけの配布で足りているのか。今後新規加入団員だけではなく、現在活動している活動団員一人一人がより活動しやすい環境を整えること、そして何よりその団員の家族の理解があってこそと考えていることから見解を伺いたいと思います。

最後、4つ目、車両機器、設備の新設や更新に対する予算措置でございます。消防団組織の機能を維持、より強固にするためにも、分団の機械器具点検や配置されている消防車両、そして貸与された設備の新設、更新を含めた予算措置についてでございます。

以上、長くはなりましたが、4点について消防団設置者の見解をお尋ねしたいと思います。

#### ○町長（沼澤 修二君）

柳零議員からの消防団組織についての4点のご質問にお答えいたします。

1点目の消防組織の今後の展望でございますが、地域防災の中核的役割を担う消防団については、少子高齢化や就業形態などの社会構造の変化などから、全国の団員数は年々減少しているところでございます。また、町におきましても同様に、昭和50年代の約600名をピークに、令和6年4月現在の団員数は391名となっております。

町では、有事の際の活動に支障が出ないように、新入団員及び災害支援団員の確保に努めるほか、単独での活動が困難になっている分団につきましては、隣接分団の分団長に兼務発令を行い、分団の活動を維持できる体制を整えております。

今後の展望でございますが、地域において消防・防災の役割を果たしていただくためには、団員一人一人の資質を向上させていく必要があると認識しているところでございます。団員のライフスタイルや地域のニーズを踏まえつつ、団員にとって過重な負担とならないよう配慮し、各種の訓練や活動内容を充実させていく必要があるものと考えております。

2点目の消防団員の確保と再編成についてでございますが、新入団員の確保につきましては、消防団関係者の戸別訪問等による声かけや団員募集のぼり旗の設置、入団申込み用QRコードの活用のほか、退団者には災害支援団員として再入団をお願いしております。また、現在の団員には安心して長く活動していただけるよう、災害補償や福祉共済、消防互助会見舞金制度などの福利厚生についてお知らせしているところでございます。

国からは、消防団員の確保の方策として、子育てや介護などの一時的な事情により活動への参加が困難な団員への配慮として休団制度を積極的に活用することや、高齢化が進展している社会情勢や定年制の運用による消防団員数の減少を鑑み、定年年齢の引上げや制度撤廃など、団員確保につながる取組を求められているところであり、

検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、分団の再編成についてでございますが、これまで本団内で意見交換するとともに、分団の意見を聴取している状況であるというふうに伺っております。今後は、団から出されました意見を参考に、在り方を検討してまいりたいと考えております。

また、救命講習については成人を対象とした心肺蘇生法とAEDの使用法、大出血時の止血法等を身につける普通救命講習を団員向けに実施しているところでございますが、上級救命講習につきましては普通救命講習の内容に加え、小児・幼児の心肺蘇生法、異物除去、外傷の手当、保温法、体位管理法、搬送法の実技及び筆記試験を行うものであり、その受講者の大半は、業務の内容などから一定の頻度で心停止者に対して応急の対応をすることが想定される老人保健施設や介護支援施設などの職種であると伺っております。消防団員につきましては、まずは普通救命講習の受講を引き続き勧めてまいりたいと考えております。

3点目の団員の福利厚生と、その周知についてでございますが、年度初めに、消防団員等福祉共済のパフレットと共済制度の概要等が記載された重要事項等説明書を分団長を通じ配付しているところでございます。

また、幹部会議の資料に概要を記載の上、口頭でも説明するほか、多くの団員が参加する訓練の場でも説明するなど、周知に努めているところでございます。

今後は、広報さんのへなども通じ、報酬などの処遇や福利厚生につきまして家族の方でも情報が得られるよう、周知を図ってまいります。

4点目の車両機器、設備の新設や更新に対する予算措置についてでございますが、車両の更新や屯所の建築などは、経過年数や老朽化の状況を考慮しおおむね5か年の計画を立て、計画内容について消防運営審議会に諮問し、答申を受けた上で年次計画を立て、予算措置をしているところでございます。

また、少額備品の購入に関しては、各分団からの要望の中から重要度と優先度を勘案し、予算の範囲内で購入するほか、国庫補助事業や各種団体の助成事業を活用し、装備の充実に努めているところでございます。

今回、消防団組織について4点の質問をいただきました。近年の少子化やライフスタイルの変化から全国的に団員が減少しており、これは当町においても例外ではございませんが、消防団が地域における消防・防災の要として地域に密着し、住民の生命と財産を守るという重要な役割を引き続き果たしていくため、町として必要な環境の整備を行い、防災力の強化に努めてまいります。

### ○3番（柳 圭太君）

それでは、順次再質問のほうをさせていただきたいと思っております。確認の意味も込めての再質問でございます。答弁が重複する点もございまして、その点についてはどうかご了承いただきたいと思っております。

1点目、消防団組織についての展望でございます。団員の訓練であったり、資質向上ということで、スキルアップについてでございます。今後様々救助、応急訓練、また中継送水や消火活動等を想定した合同訓練などについて積極的に検討、実施することが今後の団員の、先ほど町長もおっしゃってございました資質向上につながると考えております。そうした計画等が具体的にございましたら、町長ないしは担当課のほうからお考えを聞きたいと思っております。

### ○防災危機管理室長（馬場 幸治君）

ただいまの今後町としての訓練の計画はあるかというご質問でございますけれど

も、町としては総合防災訓練におきまして中継送水訓練などを行うことはございますけれども、そのほかは消防団主体となって、例えば田子町の隣接消防団との中継送水訓練、また例えば三戸町内であれば1分団から4分団の中継送水訓練、また分団における機械操作の訓練など、それぞれの団、分団において訓練を実施しているところでございます。町といたしましては、総合防災訓練の中継送水訓練ということを計画してございます。

**○3番（柳 圭太君）**

1つ確認でございます。あくまでも消防団同士でそうした訓練であったり合同訓練を実施したいと思った際には、町側のほうに提案して、それを了承していただいて合同訓練に踏み入れるというか、実施するというような形でよろしいのでしょうか。

**○防災危機管理室長（馬場 幸治君）**

訓練における手順のことについてのご質問だというふうに認識しております。

訓練におきましては、例えば町として交通規制が必要になるような訓練におきましては、町のほうで警察署に対し道路使用許可などを取るというような手続をいたしておりますが、それ以外のところはそれぞれの団のほうで工夫いただいているというところでございます。

**○3番（柳 圭太君）**

分かりました。では、今後……先ほど冒頭でも説明しました。様々な災害を想定しての訓練というものが、消防団の中にも求められてくると思います。そうなった際には、あくまでも隣接する分団同士でそうした訓練について相談をした後に町側にご相談するというような流れで認識したいと思っております。

また、そうなった際には、どうしても今消防団員としても減少している傾向というのがありますので、消防団の活動だけというのでは限界が生じてくると思います。そうなった際に今後、町内会といいますか、町の中にある様々な組織を活用して、自分たちの地域であったり、自分たちの生命または建物、財産というのは自分たちで守るというふうなことが必要になるのではないかと考えられます。

町内会にある組織とすれば自主防災組織であったりとか、そうした町内会の自主防災組織を活用したりすることも考えられると思うのですが、町側としてはそのような組織とどのように情報を連携しているのか、情報共有されているのか、その点について伺いたいと思います。

**○防災危機管理室長（馬場 幸治君）**

消防団活動と例えば自主防災組織との連携方法についてということであるかと思えますけれども、町といたしましては年度初めに毎年各自主防災会の活動を伺うようなアンケートを取ってございます。その中で、年間にどのような計画をされ、どのような訓練を行っているかということも承知しているところでございますが、例えば蛇沼地区におきましては蛇沼の自主防災会と第15分団、蛇沼の分団が一緒になって防災訓練を実施しているという事例もございます。このような事例をまた春先に各自主防災会にお知らせをして、訓練を促すというような取組はしてまいりたいというふうに考えております。

**○3番（柳 圭太君）**

ちなみに、蛇沼の自主防災組織についてはそのように活動されているということなのですが、全体的に町内会に自主防災組織があるわけではないと思いますし、当然防災危機管理班のほうでもその実態というの把握されていると思うのですが、今後そうした自主防災組織が休止している団体またはない町内会についてどのように働きかけをしていくおつもりなのか、もし考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

#### ○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

自主防災組織がない、いわゆる町内会区域がございます。そういったところにおきましては、私もこれから町内会の総会等に積極的に出向くということにしておりますので、その際に直接ご案内申し上げたり、ご説明を申し上げるということで、新たな組織の立ち上げ等を進めてまいりたいと思っております。

先般も自主防の組織率、報道でございましたとおり、まだまだでございますので、それをより進めていくということが地域の安全にもつながるものと考えておりますので、そのように進めてまいります。

#### ○3番（柳 圭太君）

町長自らがそうして率先して町内会の組織を動かしていただくということに関しては、非常に地域住民としても、また町内会のいち住民としてもありがたい限りでございます。

実はうちの町内会の自主防災組織も休止している段階でございますので、ぜひ腰を上げたいなと思っておりますが、やはりどうしても私が動かす立場ではないもので、ぜひそうした部分では町長のほうが先頭に立って、地域の安全を守るためにはやっぱり自分たちの町内は自分たちで守るという意識をつけてもらうという考えがあればという意味で今質問させていただきましたので、ぜひ町長のほうには頑張っていただきたいと思います。

もう一点、関連した質問になるかとは思いますが、そうした部分では当然地域のことは町内の方が知っているというので防災マップということが今後作成する必要があると思っておりますし、更新していく必要があると思っております。担当課のほうでもし更新する計画であったりとか、考えとかというのがあればお聞かせいただきたいと思いますので、もし既存しているものが一番新しいのだよというのであれば、特にそういった答えでもよろしいです。

#### ○防災危機管理室長（馬場 幸治君）

防災マップの更新という観点で答弁申し上げます。

先般、昨年7月だったかと思っておりますけれども、青森県で土砂災害警戒区域の見直しというものを発表しました。この発表におきまして、青森県内でも三戸町はかなりの数が増えるということが見込まれております。危険度の高いところから令和7年度から県のほうで調査を進めるということでございますので、この調査結果が出た段階でまたマップの更新という作業に取りかかる必要があるというふうに考えております。

#### ○3番（柳 圭太君）

ちなみにですけれども、その調査段階の結果が出る時期がまだまだ先だとは思っておりますけれども、具体的に今の段階では多分まだ分からない、おおよそのめども立たな

いということよろしいですか。もしそこが分かるのであればというのと、あと先ほど自主防災組織について1つちょっと聞き忘れたので、その点についても質問はしたいのですけれども、行政のほうでたしか自主防災組織について活動のマニュアル等々があったと思うのですけれども、そちらについては町内会にどのように配付して、どのように活用していただいているのかなど。その点について具体的に教えていただければと思います。

#### ○防災危機管理室長（馬場 幸治君）

防災マップの更新時期ということでございますけれども、県では優先的に調査をするのは今現在、市町村として防災マップを作成していない自治体から調査を始めるというふうに申しておりますので、三戸町、既に防災マップございますので、少し他の市町村に比べると遅い調査になるのかなというふうに考えております。時期は未定ということでございます。

次に、自主防災組織のマニュアルということでございますけれども、これは国のほうで自主防災会設立の手引というものをつくってございます。このマニュアルについては、特にこちらで、まだ未設置の段階にはそういったものを活用しながら設置の呼びかけをしていくという必要はあるかというふうに考えておりますけれども、既に設置されているところに対して設置のためのマニュアルというものは配付していないというところでございます。

#### ○3番（柳 圭太君）

なるほどですね。はい、分かりました。であれば、何とかうまく活用はしてほしいなというところでございます。

1項目めについてはおおよそ質問はさせていただきましたので、2つ目の消防団員確保と再編成についての考えについて再質問させていただきたいと思っております。

まず、町長ないしは担当課に伺いたいのですけれども、先ほど現在の団員数が391名というふうにおっしゃってございました。まず、現在の団員数というのは、過去5年の推計からすると、徐々に、徐々にという減少傾向だというふうにおっしゃってございましたけれども、改めて町長ないしは担当課として具体的に今後、この減少していく団員の傾向を鑑みて、どのように消防団員の機能とか組織というものを管理、維持していくかという考えがあるのであればおっしゃっていただきたいなど。また、担当課としてはそのために具体的に、その状況を分析してどのように努めていくかということがあればお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○防災危機管理室長（馬場 幸治君）

団員数が減少する中で、今後どのような組織で活動していくかという再質問だというふうに捉えております。

町長の答弁と重複する部分はございますけれども、まずは潜在的な新入団員、これをこぼさずに勧誘を進めていくということが一つあるかと思っております。また、今現在団員であられる方に少しでも長くお勤めいただけるような環境を整備する必要があるというふうに考えてございます。具体的には先ほど町長が申し上げた休団制度というものを活用していくこと、そして福利厚生の内容をしっかりと伝えて、消防団員であることのメリットをしっかりと捉えていただくという工夫が必要だというふうに考えてございます。

しかし、町全体の人口が減少している中、消防団員数だけ増やしていくというもの

はかなり難しい面があると思いますので、少ない団員数で効率的に活動できるような組織の見直しというものがこれから求められていくというふうに考えてございますので、そこは町長答弁にもございました組織の再編というものも含めて、今後団と一緒に考えていきたいというふうに考えております。

### ○3番（柳 圭太君）

少しでも団のほうに長く在籍していただきたいというふうな考えについては、私も共感する部分ではあります。その点について、分団の中に機能別団員というおっしゃる方たちが活躍していらっしゃる、活動していらっしゃるというふうに思いますが、この方々の人数制限があったりとか、年齢制限について、もし詳細が分かるのであればお聞かせいただきたいと思います。

### ○防災危機管理室長（馬場 幸治君）

機能別団員制度についてのご質問でございます。

機能別団員制度、全国には様々な機能別団員というものがございまして、例えばバイクに乗るような組織をつくっているというような自治体もあるようでございます。三戸町におきましては、一般団員を退団された方に災害支援団員ということで残っていただくための機能別団員制度を設けてございます。

人数制限ということですが、特にその機能別団員としての災害支援団員の人数の上限というのは定めておりませんが、条例定数の団員数を上回らないということが条件になるかというふうに考えております。

また、年齢につきましては定年が70歳ということになってございますので、現段階では70歳までしかお勤めいただくことができないという状況でございます。

### ○3番（柳 圭太君）

であれば、この機能別団員というものに関しては各分団の人数制限がないという現状は、今新入団員というものも今後こぼさずに団員を確保していく中では、仮にですけれども、例えば70歳までではあるのですけれども、今後仮に引き延ばすことというのでも必要ではないか。70歳でもかなり高齢ではあるかなとは思うのですけれども、その際には条例改正等は必要なかなとは思うのですけれども、そういった観点から担当課の中ではこれが可能なのか、不可能なのかという意味でちょっと見解を伺いたいと思います。

### ○防災危機管理室長（馬場 幸治君）

災害支援団員の定年を延ばすということについてでございますけれども、今現在三戸町の条例におきまして定年を70歳というふうに定めておりますので、当然条例改正をすればその定年を延長するという事は可能であるというふうに考えてございます。

参考までに、災害支援団員制度が始まったのは平成22年度です。このときには団員における災害支援団員の人数比率は約8%でございましたけれども、令和6年4月1日現在では20%ほどまで広がってきているという状況でございます。これは、団員のライフスタイルの変化に伴って、日中三戸町内に団員がいないという状況が多くなってきてございますので、できれば地元に残っていらっしゃる方を災害支援団員として残っていただいて日中の有事に備えるということで、消防団としても今後災害支援団員の人数はまた多くしていきたいというふうに考えているようでございます。

○3番（柳 圭太君）

8%から20%まで増えているということであれば、引き続きまず支援団員の方々のそれぞれのライフスタイルとか、現状とかというものはあるのでしょうけれども、何とか団員のほうに理解を示していただきながら活動に従事していただけるように、行政のほうにも努めていただければと思います。

先ほど休団制度であったりとか、新入団員をこぼさずに努めていくような取組ということをお話しいただきましたが、その周知方法であったり広報活動ということ、新入団員の加入については町のホームページや、たまに広報紙等でも見受けられますが、もしそれ以外に周知している方法というのがあれば教えていただきたいと思います。

○防災危機管理室長（馬場 幸治君）

新入団員の確保方策の中でどのようなお知らせの仕方があるかということでございますが、今議員がおっしゃっていただいたようなことの中で、やはり地元の中にどのような方が住んでいるかというのを熟知している分団の方からの個別勧誘というものが一番大きい入団の要因ではないかというふうに考えてございますので、この辺りを引き続き分団にも地元の中にどういう方がいらっしゃるのか、例えばあそこのお子さんが帰ってきたようだよと、勤め先はちょっと遠いようだけれども、家から通っているようだよと、そういった情報を得て個別に訪問して勧誘をしていくということが必要であるというふうに考えております。

○3番（柳 圭太君）

広報活動についてはやっぱり個別に勧誘をするというふうなことなので、つぶさに歩くということが重要なのかなと思っております。引き続きそういう活動を一つ一つするというのも重要なのですけれども、広報活動に関連してのことなのでちょっと質問というよりは提案という形になってしまうのかなとは思っておりますけれども、例えばですけれども、町内にある地域行事、川まつりであったり、夏まつり、秋まつりとかというものを活用して、防災活動というふうなことと関連して、住民へ消防団活動に理解を示してもらい、興味を持ってもらう機会を増やしてみたいかと思っております。これが現実的に可能なのか、それとも難しいのか、こちらについてちょっとお答えをいただきたいと思います。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

各町内のイベントの場でチラシ、パンフレットの配布等は、もうこれは現実的に可能だというふうに考えておりますし、また今三戸高校のクリエイティ部がございまして、昨年も警察の職員が三戸学園の前で守っているところを写真に撮ってポスターに使ったということでもかなり反響がございましたので、そういう形で消防団の勧誘についてもクリエイティ部の皆さんと相談して、何かいいものがつくれないものかどうかといったあたりもいいのではないかなと思って今聞いておりましたので、ぜひそのような形でも有効的な団員勧誘につながるような媒体をつくってまいりたいと思います。

以上です。

○3番（柳 圭太君）

どうしても昔からの慣習にはなってしまうのですけれども、直近ですと川まつりの警護に当たったりとか、我々の上の世代の方ですと夏まつりの警護に当たっているというふうなことを聞いたもので、こういった活動に参加することが可能なのかなというふうなことをちょっと聞いた部分ではあるのですけれども、ただ、町長のほうから、今あるクリエイティ部の活用であったりとか、様々な周知方法があるというふうなこともありましたので、そういった若い力等々を駆使しながら、ぜひ消防団の広い周知方法に努めていきたいとは思っております。

もう一つ、取組というふうな形でちょっとお聞きはしたいのですけれども、以前若年層とか、女性団員であったりとか、またはそういった団員の確保の取組についてですが、学生消防団の設置について少し提案したことがございまして、現沼澤町長、設置者、管理者の立場から、この学生消防団の設置、新入団員取組に向けた取組として学生消防団の設置ということについてお考えをちょっと聞きたいなと思います。

#### ○町長（沼澤 修二君）

学生消防団の設置についてのお尋ねでございます。学生消防団、いわゆる大学生等だというふうに思いますが、現実的には大学等が所在する地であれば学生消防団の設置というのは可能なかなというふうに考えておりますが、当町におきましては学生が外に学びに行っているということで、ふだん帰ってきている学生もいるかもしれませんが、そういった学生たちが可能であれば分団のほうに入っているということになりますので、組織のことも、統率のことを考えれば、学生だけの分団を構成してという、当町の規模にはちょっと合わないかなとは考えておりました。

いずれにいたしましても、ほかでこういった事例が展開されているのかも研究して、可能な限りそういった学生たちがどこかの団に所属するように導いていきたいなと思っております。

以上です。

#### ○3番（柳 圭太君）

まず、他の自治体の事例も考えながら、もし学生の消防団、学生の消防団として学生にメリットがあることとすれば、地域のボランティアに貢献するという意味で、過去の実例ですけれども、就職に非常に有利になったという例もございます。なので、今町長がおっしゃったように、当町の実例に合わせた学生団の設置に向けて様々情報収集していくというふうにおっしゃっていただいたので、仮に、仮の話ですけれども、もしそういった新しい消防団の組織を設置するような流れになった際に、こういった流れになるのか。例えば町長が諮問する運営審議会に諮ってから決定事項になるのか、それとも議会に諮ってから決定になるのか、その点については担当課のほうからお答えをいただきたいと思っております。

#### ○防災危機管理室長（馬場 幸治君）

新たな分団の設置というようなご質問かと存じます。規則におきまして、消防団のその分団ごとの範囲というものを定めてございますので、この規則を改正するときその新しい分団を位置づけるということが必要なのではないかなというふうに考えてございますが、規則の改正であれば町のほうのみで可能だということになりますので、場合によっては消防運営審議会の中でお話をするということはあるかもしれませんが、そのようなことは可能であるというふうに考えております。

### ○3番（柳 圭太君）

であれば、担当課であったり、設置管理者である町長はじめ担当課のほうでしっかり情報収集して、可能であれば、必要であれば設置に踏み込むというふうな形で大体は了承はいたしました。ありがとうございます。

では、3つ目の消防団の福利厚生と周知についてちょっとお聞きしたいのですけれども、前回、令和5年の12月から消防団の福祉共済であったりとか、または罹災互助会についてお尋ねをしたのですけれども、その後、先ほどの答弁にありましたが、年度初めにリーフレットを配布して、また口頭で説明して周知に努めていると。担当課としても非常にご苦労されていると思っているのですけれども、ちょっと細かい質問になると思うのですけれども、各分団に対してリーフレットを何枚程度配布されているのか。団員の分の数になるのか、それとも本当に限られた枚数しか配られていないのか、その点についてちょっとお答えいただきたいと思います。

### ○防災危機管理室長（馬場 幸治君）

消防団員等福祉共済についてということでございます。リーフレットにつきましては、町に20部ほど届くということになってございますので、そのうち19部は各分団に1部ずつ配付をします。1部は事務局で保管をしているということでございます。

重要事項等説明書というものに関しましては、全ての団員の人数を上回る部数来ますので、これは分団長を通じて各団員に配付できる枚数を年度初めに配付をしているというところでございます。

なお、リーフレットにつきましては各分団に1部配付してございますので、分団に据え置くなど、団員の目につきやすいような配慮が必要であるというふうに考えております。

### ○3番（柳 圭太君）

町に各20部というふうなことであれば、各分団の大体のおおよその数分、1部しか配られていないというふうなことで、それが果たして、あとは口頭で説明するということで、口頭で説明して、それぞれの団員が内容を理解できるのか、ちょっと疑問を感じるころでもあります。

そこにつきましては、例えばですけれども、管理する総務課であったりの方で簡易的な、団員の今後の処遇改善等も踏まえて、町独自でのアンケート調査を実施することも必要なかなとは思っているのですけれども、または結果次第においては、罹災互助会の内容であったり、福祉共済の内容を簡易的にまとめたカード式のものであったり、証書みたいなものをまとめたものを各団員に配付してもいいのかなというふうに考えておりますけれども、担当課の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

### ○防災危機管理室長（馬場 幸治君）

さらなる周知をということでのご質問かというふうに存じます。今現在、各分団にリーフレット1部、詳細なものを団員分配付していると、これだけではなかなか団員一人一人が詳細まで理解できないのではないかというようなご質問かと思えます。

そのことに関しましては、先ほど町長答弁にもございましたが、広報さんのへに掲載することで、団員だけでなくそのご家族にもその制度が周知できるものというふうに考えてございますし、団員一人一人に何かしら配付するというのであれば、例えば毎年個人支給される団員報酬の通知書、各自に渡るといったものがございまして、その中にまたそのような内容を加えてお送りするということが可能であるというふう

に考えております。

**○3番（柳 圭太君）**

では、ぜひ前向きに検討はしていただきたいなと思っております。

そうしたら、4つ目の質問に移りたいと思うのですが、車両機器や設備更新についての予算措置についてなのですが、簡単な質問になって大変申し訳ないのですが、車両機器の更新状況や計画についてというものなのですが、単純に車両機器の更新計画というものに関しては、こちらはもうある程度担当課のほうで決まっていることなのではないでしょうか、それとも老朽化している団体、分団の要望というものが反映されているものなのか、この点についてちょっと教えていただきたいと思っております。

**○防災危機管理室長（馬場 幸治君）**

消防ポンプ自動車や小型ポンプ積載車の更新ということで申し上げます。消防ポンプ自動車や消防ポンプ積載車につきましては、購入の年度からおおむね30年に到達しないあたりところで更新を計画をすることとしてございます。この更新に当たっては、当然古いものから順にということになるかと思うのですが、同じ年に導入された車両がある場合には、各分団からの意見を聞きまして順番を定めているところでございます。

**○3番（柳 圭太君）**

ちなみに、屯所の施設についても同様の形で認識してよろしいでしょうか。

また、老朽化状況というのは、随時団員からの情報について情報共有して確認を行っているのか、その点についても教えていただきたいと思っております。

**○防災危機管理室長（馬場 幸治君）**

消防屯所の更新についてということでございますけれども、まず各分団に車庫であるとか屯所、詰所ございますけれども、その全てが町で所有している建物ではないというところもございまして、その辺りはもちろん老朽化の度合いとかも見極めますし、各分団からの要望ということも踏まえまして計画を立てていくということになるかと思っております。

**○3番（柳 圭太君）**

町で全て管理していないということでしたが、町で管理されていない屯所の例えば更新とか、修繕とかということに関しての予算措置というのはどのようになっているのでしょうか。

**○防災危機管理室長（馬場 幸治君）**

屯所のうち町の所有ではないというのに関しまして、これは民間の方の持ち物をお借りしているという屯所もございまして、ただし、その修繕費につきましては町で負担をしているところでございます。

**○3番（柳 圭太君）**

内容については承知しました。今後もそうした団員の確保であったりとか、処遇改善とか、また条例改正等については、様々な協議が必要になってくると思っておりますし、

そうなった際には運営協議会によつての議論が必要になってくると思います。

そこで、ちょっと担当課に確認をさせていただきたいと思います。前回の令和5年度の際に消防団規則の見直し等々が必要ではないかという趣旨の質問をさせていただきましたが、その後担当課として消防団の各分団とどのように情報共有であったりとか、その把握に努めているか、現状をちょっと伺いたいと思います。

#### ○防災危機管理室長（馬場 幸治君）

ただいまのご質問は、前回ご質問いただいた際の分団として備え付けておくべき書類などのことについてという認識として答弁をさせていただきたいと思います。

各分団において備え付けておく簿冊幾つかございますけれども、その全てを各分団で備え付けているかというような調査は、前回のご質問以降は特に行っていないというところではございますが、前回のご質問時に総務課長が答弁したかと思いますが、時代に合わせた内容に規則も見直していきたいというふうに考えてございます。

#### ○3番（柳零 圭太君）

各分団によってデータ化している部分、または古くから簿冊を使っている部分というのがあります。当然個人情報等の観点から各分団によって同じ情報の扱いでもデータ化してまとめているところ、簿冊にまとめているところというのもあると思います。そうした情報等々を引き続き情報共有して、適正な規則改正へとちょっと努めていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

最後になります。改めてちょっと町長に伺いたいのですけれども、今後も団員が不足する中で、適正な予算計画を立てつつ地域の防災力の強化に努めていくとおっしゃっていましたが、もし今後地域の防災力として事業計画等々で具体的な策等があればおっしゃっていただきたいと思います。と思っています。

#### ○町長（沼澤 修二君）

ただいまの地域の防災力の向上に関する具体的な施策等というお尋ねでございました。

消防団が町民の生命と財産を守ってくれているということで、非常に町民は組織がしっかりしていれば安全・安心な生活が送れるというふうには、そのように皆さん安心して生活できるということにつながっていきますので、引き続き常備消防の支援となる消防団活動の充実には努めていきたいなど。

具体的には、組織力の向上ということで、団員の確保というのが必要だと思いますが、この団員の確保につきましては特効薬というのはなかなかございませんので、地道な活動ということによりまして現員を維持していくという覚悟で広く確保の活動を続けていくということでございます。

また、その団員の方々が自分の生業の傍ら活動しているということでございますので、その活動が大変だということになれば、また団員になりたくないということにもなってしまうので、そういった活動の在り方自体も見直すということが今後必要ではないかなというふうには思っておりました。また、装備の充実、こういったことも考えていくということによって、暑い中、寒い中の活動が嫌で入りたくないのだということにつながっていかないようなことも考えていく必要があるというふうに思っております。

もろもろ、要は団員がこれ以上急激に減少していかないような取組を続けて防災力の向上を維持していくということで、私も「7本の柱」の中に安全・安心・快適な生

活の中の一つとして掲げておりますので、引き続き努めてまいります。

あとは、それだけではなくて、町民の皆様へ安全な生活を送っていただくということで、防災に関しての情報がしっかりと漏れなく届けられるような取組ということも考えておりましたので、随時また皆さんとご相談しながら進めてまいりたいと思っております。

### ○3番（柳 圭太君）

やはり少子化の中、どうしてもやっぱり人と人とのつながりというのが重要になってきます。町長の掲げる第7本目の柱の中に安心・安全、そして快適な暮らしづくりのまちづくりの中に道路整備事業というものも掲げられておりました。やはりそうした中で、三戸町というのはどうしても袋小路になっている狭い通りの道もございます。そうなった際に緊急車両が入ったはいいけれども、切り返すのに非常に難しくなってしまうというふうなところ、そうしたつぶさな情報、情報を町長のほうで先頭になって町内のほうから情報収集していただいて、先ほどおっしゃったとおり消防団員を少しでも減少傾向を、食い止めるまではいかないけれども、なだらかにして消防団の組織を維持、そして管理していくというふうなことをおっしゃっていただいたので、ぜひそうしたことを今後推し進めていただいて、地域の防災力の強化に努めていただきたいと思います。町内会の自主防災組織のほうもどうかしっかりと活用していただきながら、また消防団と連携していただきながらと思っております。どうかそういった意味ではさらに町政に尽力、手腕を振るっていただきたいと切にお祈りをいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

---

## <8番 藤原 文雄議員>

### 1. 学校教育の現状について

#### ○議長（竹原 義人君）

一般質問を続けます。

8番、藤原文雄議員。

#### ○8番（藤原 文雄君）

通告に従いまして質問いたします。

今回の私の質問事項は1項目でございます。学校教育の現状についてです。

本日午前小中一貫三戸学園三戸中学校の卒業式が挙行されました。卒業生並びに在校生の姿を見ていつも感動しますが、今回特に素晴らしい子供たちが育っているということを感じました。そういったことを思いますと、三戸町の教育方針は絶対に間違っていないなど、思いを新たにいたしましたところでございます。そういったところを基本として本日の質問でございます。

本町では「心豊かでたくましい児童生徒の育成」を目指して、小中一貫教育を導入し、義務教育9年間を通した切れ目のない教育活動の実践により、中1ギャップの解消など、それまでの諸課題解決に効果を発揮しているものと思います。

しかしながら、急激に進む少子化や社会情勢の変化により、教育活動に関する環境変化も少なからず感じているところであり、学校教育の現状や問題点、今後の取組に

ついて伺います。

- ①、「確かな学力」について、現在の状況と今後の取組。
  - ②、コミュニティ・スクールへの取組状況。
  - ③、教職員の相互乗り入れ授業について、現在の状況と今後の取組。
  - ④、奨学金貸付制度について、現在の状況と今後の取組。
- 以上の4点でございます。よろしく願いいたします。

#### ○町長（沼澤 修二君）

藤原議員の学校教育の現状についてのご質問にお答え申し上げます。

当町では、小中義務教育9年間の一貫した指導による「心豊かでたくましい児童生徒の育成」を目指し、平成21年度から小中一貫教育を実践してまいりました。小中一貫教育の導入によりまして、相手を思いやる心の醸成などの児童生徒の変容や、全国平均の2倍以上であった中学校の不登校者数が全国平均を下回るまで減少するなど、一定の成果が現れているところでございます。

しかしながら、学校現場では現在、いじめ、不登校への対応、特別支援をはじめ個に応じた支援が必要な児童生徒への対応、多様化する保護者への対応、ICTの活用など多種多様な対応が求められており、教員の働き方改革を推進する一方で、知・徳・体のバランスの取れた子供を育成するため、教員が子供たち一人一人と向き合い寄り添う時間を確保し、関係者が一丸となって取り組んでいく必要もございます。

このような中、私は「さんのへ 前進」のための「7本の柱」の一つに「子育て・教育」を掲げ、まずは保護者の教育に係る負担を少しでも軽減し、将来の夢や目標に向けて頑張る子供たちを応援するため、小中及び高等学校等への入学予定者の保護者に対し児童生徒1人当たり10万円を支給する学び応援入学祝い金支給事業を実施させていただきました。

また、新年度におきましては子供たちの学びたい、習いたいという気持ちに応えるため、塾やスポーツクラブ等に要する費用の一部支援や、小中学校の修学旅行費及び町外の高等学校への通学費等への補助などを実施したいと考えているところでございます。

次に、奨学金制度についてでございますが、貸付状況等詳細につきましてはこの後教育長からお答え申し上げますので、私からは今後の奨学金制度の見直しについてお答え申し上げます。

現在町では、教育分野の奨学金として、経済的理由で就学困難な学生等を対象に貸付けできるよう三戸町奨学金、佐藤義典奨学金の2本の奨学金貸付条例がございしますが、これまで貸与希望者から制度が2通りあって分かりづらいというご意見を多々いただいているところでございます。現在、担当課において鋭意一本化に向けた改正素案を作成しているところでございます。

また、現行の条例は貸付けのみであるため、経済的理由で就学が困難な優れた学生等には返還を求めない給付型を創設すること、その他現代の進学形態に鑑み、より就学希望者に寄り添った奨学金制度となるよう見直しを進めてまいります。

なお、改正案につきましては6月議会定例会での提案を目指しているところでございます。案が整い次第、議員全員協議会でご説明させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

今後も新しい時代を担う三戸町の宝である子供たちの夢や志を応援するとともに、三戸町で義務教育を受けたい、受けさせたい人たちの教育移住にもつながるよう、引き続き教育に係る制度の充実に全力で取り組んでまいります。

## ○教育長（慶長 隆光君）

それでは、私のほうから学校教育の現状について4点のご質問にお答えいたします。

1点目の「確かな学力」についてでございますが、現在の状況と今後の取組について。まず初めに、当町の小中一貫教育の目指す「確かな学力」については、テストではかれるような知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等までを含めたものと考えております。知識や技能については、今年度の標準学力検査、通称NRTと申しますが、NRTの結果で申しますと、50が平均となる偏差値で、三戸小学校が50.8、斗川小学校が57.8、三戸中学校が48.0でありまして、小学校についてはおおむね良好な結果でありましたが、中学校の学力が平均を下回ったことから、授業の充実などにより今後学力向上に向けた取組を行っていくということになっております。

知識や技能以外の思考力、判断力、表現力、また学ぶ意欲につきましても、変化の激しい社会の中で豊かに生きていくための重要な力であることから、当町の独自教科である道徳、特別活動、総合的な学習の時間を融合した立志科の授業を中心として資質や能力の育成に努めているところであります。

2点目のコミュニティ・スクールへの取組状況であります。当町のコミュニティ・スクールは地域と学校が目標を共有し、地域と共にある学校の実現を目指し、令和5年度に町内1つの学校運営協議会としてスタートしております。

委員として、PTA、町内会、保育園、高校、観光協会、商工会など18名で組織されており、これまで年3回の会議やコミュニティ・スクールへの理解を深めるための研修などを行ってまいりました。

会議におきましては、熟議と呼ばれる話し合いを行い、様々なご意見があったところでございますので、今後は委員の皆様のご提言を実行できるような仕組みづくりの検討に入りたいと考えているところであります。

3点目の教職員の相互乗り入れ授業についてであります。三戸小中学校では小学校5、6年生の音楽、図工、体育、算数、英語などの教科において週20時間以上、中学校の教員が授業を行っております。この乗り入れ授業により小学校段階から中学校教員の指導を受けることで、専門的な知識や技能を習得するとともに、進学時に抵抗なく中学校の授業に入ることもできており、その効果は大きいことから、今後も継続していくところでございます。

また、三戸小中学校と斗川小学校の連携授業として、月に1回程度の三戸中学校教員の英語授業への参加や三戸小学校と合同での社会科見学などを実施しております。

次に、4点目の奨学金貸付制度についてであります。当町では三戸町奨学金と佐藤義典奨学金の2つの奨学金貸付制度を運用してございます。

今年度の利用者は、高等学校5名、専門学校10名、短大1名、大学23名、大学院1名、合計40名の方が利用されている状況です。

令和4年度から大学等への貸付額を増額したことにより多くの皆様からご利用いただいている現状であります。今後も就学希望者が経済的理由で進学を諦めるということがないように制度の見直しを図ってまいります。

## ○8番（藤原 文雄君）

ただいま町長並びに教育長より全体の説明をいただきました。

それでは、1番の「確かな学力」について、現在の状況と今後の取組についての質問ということで再質問させていただきます。

まず最初に、学習状況調査、先ほどのNRTのテストの結果についてでございますけれども、小学校については平均を上回っているということでございました。中学校が平均を下回ったという結果ということでございますが、これについての今後の解決策、取組等について、今現在考えていることがございましたらお願いします。

#### ○教育長（慶長 隆光君）

学力の向上について今後の取組というご質問でございましたが、まず授業、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、授業の改善ということがまず第一に挙げられます。そのためには、このNRTでございますが、数値で判断するというのは本当に物差し、一部分でございますので、このNRTによって子供たちがどこが落ちているのか、難しいのか、まだ十分理解していないのかというところを明確にするためのテストでもございます。そういうことで、学校でも行っておりますが、分析をしっかりと、その取組をどういうふうな対応が子供たちに適切であるかということを中心に考えて研修しているというところでございます。

#### ○8番（藤原 文雄君）

ただいまNRTの結果についての今後の解決策ということで、まずは分析をするということでございます。まず、これは当然のことであろうと思います。ただ、私は今回小中一貫教育からこの質問をしているということで、9年間を通しての「確かな学力」にどうつながっていくのかということの視点でございますので、やはり9年間であれば上回るときもあったり、下がる時もありあったりという、この9年のどこかであるのだらうと思いますし、そういった中での根本的な学力のこの評価ということで大変難しい分析になるかと思っておりますけれども、きちんとそここのところについては教育委員会を通してしっかりとされることを望みたいと思います。

先ほどの説明にもありました「確かな学力」のための取組として立志科の説明が重要だと、立志科の道徳観であったりとかというのが主体的な子供たちのためには必要だという説明でございましたので、立志科、町独自で副教材を作成していたと記憶しておりますが、立志科のその教材と、理科、社会科の副教材、町の独自の取組で作られたものと記憶しておりますが、そここのところの具体的な活用と、その見直し等については町として予定されているのか、伺いたいと思います。

#### ○教育長（慶長 隆光君）

まず最初に「確かな学力」についてお話しさせていただきますと、この「確かな学力」を考える際、3つの柱ということになります。1つ目が知識・技能、もう一つが思考力・判断力・表現力、そして主体的な取組の態度、人間性も含めて、これが3つの柱となっております。

立志科につきましては、2つ目、思考力・判断力・表現力、また主体的な取組の態度、人間性の育成につながっているところでございます。

ご質問にありました立志科、それから副教材についてでございますが、立志科につきましては現在、三戸町独自の特別の教科となっておりますので、特別な教科書の活用となっております。これは毎年、学校におきましてその取組状況を反省して、変えるところ、そして学習指導要領、今年度、今新しいものになっておりますが、それにも絡めながら立志科の教科書については見直していくということでございます。

また、社会科の副読本は、現在新しいものに改訂して、新年度、学校において活用すると。もう一つ、理科のほうは、最初ありましたが、現在は使用していないという

状況でございます。

以上です。

#### ○8番（藤原 文雄君）

ありがとうございます。状況を伺いたかったということで、もう一点、特別支援の状況について伺いたと思います。特別支援の取組については、やはり「確かな学力」の中で一人一人を大事にするというような考えの下、大変重要だと思っております。数年前に、三戸町はインクルーシブ教育の実施もいたしました。現在のところ、そういった適応指導等についてどのような活動がなされているのかということについて伺いたと思います。

#### ○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

特別支援の状況と対応ということでございますけれども、まず現在の特別支援の状況ですね、お知らせしたいと思います。

三戸小中学校におきましては、知的障害学級、それから情緒学級、弱視学級の3学級ございます。中学校のほうにも知的障害、それから情緒障害、それから難聴障害ということで3学級ということで、小学校、中学校合わせますと24名が在籍しております。

また、三戸小中学校の場合は、先ほどインクルーシブ教育のお話ございましたが、通常学級との交流ということも様々やっております、さらに通常学級の子供でも一部支援が必要な場合というのがございますので、その場合の対応としての通級指導教室というものも設けております。これは、小学校では郡内では3校のうちの1校、中学校では三戸中学校のみということになっております。

それから、あと個別の対応が必要な児童生徒への対応ということで、町独自の小中一貫教育チューター、特別支援員になりますが、こちらは三戸小中学校のほうに5名、それから斗川小学校のほうに1名、現在6名の体制としております。来年度につきましては、さらに増員したいというふうに考えているところでございます。

なお、斗川小学校のほうにつきましても知的障害学級と情緒障害学級で5名の在籍、それからチューター1名の体制で行っているところでございます。

以上でございます。

#### ○8番（藤原 文雄君）

特別支援の状況について説明をしていただきましたが、なるほど、状況のほう把握できました。やはりここの特別支援の部分は大変三戸町の「教育のまち」とうたわれている根源的な部分があるのであろうと、歴史的な背景を見てもここの部分はきちんとされるべきと思っていました。チューター含めて支援体制、6名の現在支援があって、来年度は増員というような方向性ということで期待をしています。

「確かな学力」についてもう一点、7年生進級前ガイダンスの現在の状況についてです。そこのところについては、6年生から7年生になるという部分の大変大事な部分のガイダンスということで捉えています、子供たちの期待や不安感等の調査等がされていれば、そこを含めて説明をしていただきたいと思います。

#### ○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

7年生進級前ガイダンスのお話でございましたが、こちらにつきましては平成24年度から行っているものというふうに……あっ、すみません、失礼しました。ちょっと

今の資料は、ではないかもしれませんが。こちらにつきましては、7年生への進級の際のギャップを縮めるという意味で行っているものでございますけれども、株式会社プラスティの清水章弘さん、ふるさと応援大使の方をお願いしておりますが、毎年三戸小学校、それから斗川小学校、2校の6年生を対象に行っております。

こちらにつきましては、アンケート等も取りながらやっているところでございます。この結果を見ますと、導入前、それから導入後、施設一体になる前というところで見ますと、やっぱり進学に対する不安というものが30%改善されたとか、心理的なギャップも約40%減少したとか、そういったものがアンケートの中から見て取れるような状況になっております。

#### ○8番（藤原 文雄君）

7年生進級前ガイダンスの状況とアンケートなどの調査状況ということで、小中一貫が始まる前とはかなり改善が見られるということで安心しました。小中一貫の一番のみそというか大事な部分は、多分中等部の5、6、7年生の部分のフォローにあるかと思えます。そういった取組で一番大事な取組ということで、今後とも大事に進めていただければと思います。よろしくお願ひします。

2つ目の質問で再質問させていただきます。コミュニティ・スクールへの取組状況ということで、先ほど説明をいただきました。学校運営協議会の委員ということで地域の方、PTAから18名の委員の方をお願いして取り組んでいるということで、これは三戸町では令和5年から取り組んで、2年間取り組んでいるということで、様々これからコミュニティ・スクールの細かな部分については委員の皆様の意見を聞いて具体的な行動に移っていくのであろうということで、大変期待をしているところでございます。

今回の冒頭の質問書にも書いておりましたけれども、社会情勢が変わっていくということで少しばかり私として危機感も感じているというということで、取組としてのコミュニティ・スクールの状況ということで、これから期待をする部分もありますので、現在の取組状況だけ聞くということにしたいと思っていたのですが、1点、コミュニティ・スクールの考え方ということで、どういったことをこれから考えていくのかなということ考えた場合に、私の考えているところで大きく3つ、環境支援、学校に対する環境の支援の部分、学習に対する支援の部分、そのほか学校行事への地域の皆様の参加というような取組は具体的にこれからなっていくのではないかなということで考えていますが、そういった中でいちばん大切なのは、現在三戸町の学区は、学校が少なくなったということで、中学校の部分は学区と言われるものがもう1つになったと。小学校部分の学区は三戸小学校と斗川小学校の2つということで、大変大きな学区の中で、そういった中でコミュニティ・スクールを進めていくためには、地域の皆様がそのコミュニティ・スクールを理解することが必要なのではないかなということをおもっています。まず、2年目ということで、きちんとやっていかなければならないのは、地域の皆様にそのコミュニティ・スクールのシステム、どういったことなのかということをお広くは知っていただく必要があると思うのですが、そこについて教育委員会では広報といったことは必要だと思ひますけれども、そういったところの取組、考えているか、考えていないか、今現在やられているかということをお伺ひします。

#### ○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

令和5年度から取り組んでまいりましたコミュニティ・スクールへの取組でござい

ますけれども、現在、これまでのところ学校評議員制度、従来のものから移行したというところで、その勉強期間というか、まだそういうところであるのかなというところでございます。熟議と呼ばれる会議も開催しておりますが、具体的などころまではなかなか行かないと。どのようにしていけばいいのかなというところの議論が今非常に多くなっているということでございます。

こちらの制度についての地域への理解というところですが、今現在そちらの広報活動ということは大きくはやっておりませんので、様々な機会を広報などで捉えながら、これから具体的なもの等が徐々に出てくると思いますので、ぜひ周知していきたいというふうに考えております。

#### ○8番（藤原 文雄君）

コミュニティ・スクールについての現在の状況と、広報等を考えているかということはまだ考えていないということではございましたが、これはやはり目的を達成するためには地域の皆様が私たちの学校は三戸学園なのだという意識をきちんと持つていただくこと、それから学習の考えが出てくるのではないかなと。委員の皆様18名の方がそれぞれの地域の皆様の意見をまとめて、学校であったり教育委員会に意見として出せる体制ができていくのではないかなと思いますので、そこら辺のところも今後考えてやっていただきたいと思います。

3つ目の質問に移ります。教職員の相互乗り入れ授業について現在の状況と今後の取組のところで、先ほど様々な乗り入れ授業についてはやっているということでございましたけれども、まず第1点に、ちょっと整理しておきたいので、三戸町では小中一貫教育を実施していますが、国の方針というか、区割りでいうと義務教育学校ということもございます。義務教育学校と小中一貫教育の具体的な違いというのはどういったところなのかということについて、説明をしていただきたいと思います。

#### ○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

義務教育学校と小中一貫教育の違いということですが、義務教育学校も小中一貫の中の一つではございますけれども、義務教育学校については9年間の学校ということで、9年間で卒業していくと。6年までは前期で、中学校部分が後期というような形になっております。一つの学校ということになります。

三戸町が行っております小中一貫教育につきましては、文部科学省令で定めます義務教育学校に準じた学校ということで、中学校併設型小学校、小学校併設型中学校という制度がございます。その制度の中での小中一貫教育を実施しているというものになります。そちらは、義務教育学校に準ずるということで、例えば三戸町でやっている立志科のような独自教科だとか、あとできることとしては授業内容を前倒ししたり、先送りということで、早い段階で、例えば中学校段階のものを小学校でやる、その逆もできます。小学校段階のものを中学校で勉強すると、そういったことができるというような制度でございます。そのような制度で三戸町はやっているということでございます。

#### ○8番（藤原 文雄君）

義務教育学校と小中一貫の教育の違いについて説明をしていただきました。その部分については、私の認識も、前もってちょっと調べてはあったので、なるほどということで、それを踏まえて、小中一貫の一番のメリットに近い部分としては、教職員が、小学校の先生、中学校の先生が様々な乗り入れる部分の子供たちへの授業の深さみ

たいなものが大変重要であろうと考えていますが、そういった中で教職員同士で児童生徒の情報共有とかというのは必ず必要なのではないかなということで、その情報共有の状況と、もう一つは義務教育学校や小中一貫教育について先生方はそのテーマを基に研修が行われているかについて、この2点お伺いいたします。

#### ○教育長（慶長 隆光君）

お答えいたします。

最初に、ご質問のありました情報共有でございます。まず、学校におきまして子供たちの情報を知らない、分からなかったということがあっては、これはもう全然指導になりませんので、情報共有はしっかりと行っております。

また、乗り入れの制度でございますが、平成25年に三戸小中一貫がスタートしたということで、中学校の教員が1名加配という形になっております。加配というのは、職員定数が学校規模によって決まっておりますけれども、特別な指導のために職員を増やしていくという制度でございますが、これは平成25年から三戸中学校にそのための先生を加配していただいているというところでございまして、やはり小中一貫、義務教育学校もそうですが、乗り入れて中学校の先生が小学校の指導をするというのは、本当に特色ある教育、県内でもうちぐらいしかないのではないかなと自負しているところでございますけれども、そういったことで中学校の先生が小学校に行って情報を、今度は中学校のほうで共有する。また、違う場面では小学校で共有するというふうなことで、職員室も1か所でございますので、情報共有についてはしっかりとやられているものと考えております。

#### ○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

もう一点の小中一貫教育に対する研修、研究というところでございますけれども、まず、小中一貫教育の三戸町独自のものを周知するという意味で、4月に行われる学校教育研究大会で町の小中一貫教育についての説明を全教員に対して行っております。そのほか、元三戸中学校の教員が教育委員会の教育施策推進監になっておりますので、各学校のほうに行ってその詳細を伝えるといったことも行っております。また、年3回ですが、小中一貫教育をさらに振興していくという目的で、各教科の部会というものを設けております。その部会の中で例えば9年間どのようにその教科を指導していくのかとか、あと課題は何かといったものを話し合う機会、そして次年度につながるというような機会も設けております。

以上でございます。

#### ○8番（藤原 文雄君）

小中一貫教育の根幹を成す部分だということで質問をしています。

もう一点、具体的にちょっと分かったら結構なのですが、小学校、中学校両方の免許を持っている教員の方の割合は何名程度なのか、全体のどれぐらいなのかということについてお知らせください。

#### ○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

小学校、中学校両方の教員免許を持った教員の数ということでございますが、三戸小中学校の教員のうち校長、養護教諭、それから栄養教諭、町採用教員、そちらを除きます実際の教科を担当する教員が40名おりますが、そのうちの32.5%の13名が小中両方の教員免許を所持しております。

#### ○8番（藤原 文雄君）

小学校、中学校両方の免許を所有している先生が40名中13名ということ、32.5%ということですが、先ほどから義務教育学校と小中一貫教育の話を出していますが、基本的に三戸町は内容そのものは義務教育学校に準じたということで、ほぼそういった内容がなされているということで認識をしています。そういった中で何が大事かということかというと、小学校と中学校の両方を有している教員を増やさなければならないのではないかと考えています。これは、小中一貫教育が始まった時点から町では意識していたものであろうということでも認識をしていましたので、そこについて、先ほど中学校の部分の先生、加配制度を使って1名増ということ、なるほど努力はされていると思いますが、これは教育長にそここのところは伺いたいのですが、三戸町として教員は原則小学校、中学校両方の免許を取得するべきなのではないかと、それを町としては進めていくべきではないのかなということも考えています。

なおかつ、三戸の小中一貫教育の現場に配置されたのであれば、小学校の先生であれ、中学校の先生であれ、一貫教育の中の先生だという自覚を持って、そっちに向かって努力をさせるべきではないのかなと強く思っているところでございますので、これは教育長の考えを伺います。

#### ○教育長（慶長 隆光君）

ただいま、小中一貫教育をする職員は免許、小学校、中学校両方持つのがベストではないかというふうなことでございました。まず、ちょっと情報として隣の六戸町の六戸学園、これ義務教育学校、4月開校ということになっております。そちらの義務教育学校の職員は小中両方の免許を持つことがというふうなこともあります。県の教育委員会のほうにちらっと確認したのですが、全員が両方の免許を持っているわけではないというふうなことで……らしいです、まだ開校していないのではっきりとは言えないのですけれども。

ということで、本町では小中一貫ということで免許を両方持つことがベストというか、いいかもしれませんが、人事においては両方持っているから三戸に来てくださいというふうなことは現在のところ言っておりませんし、特に両方の免許が三戸町に来るためには必要だというふうなことでは人事の段階では入っておりません。小学校は小学校の免許、中学校は中学校の免許があるということがまず第1段階でございまして、小学生を中学校の先生が指導する場面、中学生を小学校の教員が指導する場面というのがございまして、そういう場合は兼務という形で指導に当たっていただいているところでございます。

#### ○8番（藤原 文雄君）

今、教育長から教員のその免許について考えを聞きましたけれども、制度上は、これは小学校と中学校2つ持っていなければ駄目ですというような規定は今のところなくて、前期、後期、いわゆる6年間と3年間に分かれていて、その中で教員が活動をするということになっているので、片方の免許でもできる、指導は可能だということは認識をしています。

ただ、三戸町は小中一貫を始めてもう15年になります。一体型が始まってから12年以上になって、その間、コロナもありというようなことで様々なことが起きて、やはりその中でぶれずに三戸町は小中一貫を進めてきたということがありますので、これを後戻りさせるようなことにはいかにないように、しっかりと軸を持って教育について

はやっていくべきだと思います。

冒頭で町長から、教育についても三戸に住みたいと思ってもらえるような取組をしたいというお話がございました。全くそのとおりで、やはり先駆け的に取り組んだ三戸町の小中一貫教育をこれからまた課題を抽出しながら前に進んでいくためには、ぜひとも教職員の両方の免許を持った先生をお願いしたいということと、三戸に来たら両方免許を取る機会をつくっていただきたいというような町としての取組が絶対に必要なのではないかと思います。制度上、片方の教員の免許を持っていれば、例えば小学校の先生が中学校の教員免許を取ることは、全くないのと比べると取りやすいというような情報もございます。そういったことで、三戸町に来たら9年間子供たちをちゃんと見るのだよというような先生方を育てていきたい。欲しいし、そういう先生方を集める努力をしていかなければならないと思います。

教育長のお話によれば、そういった県に対する申出はしていないということでもございましたけれども、私とすれば、やはりそういった町の考え、意欲をきちんと県の教育委員会に伝えるべきではないかなと思っております。そういうことをしない限り、これ子供たちは確実に減っていくということになりますので、10年でかなり子供が減っていくことになると、9年間のその取組の利点さえも薄れていくようなことがあってはならないと思っていますので、そこのところについても一回教育長、そここのところ答弁お願いしたいのですが、県の教育委員会のほうにもきちんと町の意向を、義務教育学校並みのことをきちんとこれからもやっていくためにぜひとも協力していただきたいといったような意見を言うていただけないかどうか、答弁願いたいと思います。

#### ○教育長（慶長 隆光君）

人事に関しては何回か県の教育委員会、教育事務所と協議がございますので、その際にはそういうふうな免許の所持とかそういうものを含めてお話することは可能ですし、考えていきたいとは思いますが、いろいろ転出入、転出される先生、転入される先生、こちらとしてもその道、小学校、中学校の先生それぞれ優秀な先生というか、そういう先生をお願いしているから来ていただくというのもあれですけども、そういうふうな形で人事については協議してまいりました。

以上です。

#### ○8番（藤原 文雄君）

教職員の乗り入れから教員の状態についてのお考えをお聞きしました。ぜひとも先ほど言ったことをきちんとやっていただいて、三戸町の小中一貫を確かなものにしてほしいと思っています。

4点目の奨学金貸付制度について再質問させていただきます。これにつきましては、三戸町の現在の状況についても説明をしていただいて、現在2つに分かれている奨学金を1つにまとめて分かりやすくするといったこと、大変いいことだと思っております。何年も前からこの方式でやってきて、違和感もありましたので、そういったところはできるだけ分かりやすくすることは大切だと思います。現在40名程度が利用しているということで、大変奨学金制度というもののありがたみみたいなものは、社会情勢の移っていく中では顕著に表れている部分であろうと思います。

ただ、奨学金そのものというのは10年前、20年前と比べて、その考え方とかについてはこの頃特に変化が見られるところでもあるのかなということを感じていますので、奨学金につきましては12月議会で別の奨学金について五十嵐議員の一般質問の際

に町長の答弁で、これからの取組ということで先ほど説明があった学校、教育委員会で所管している奨学金のことについて、もう一点はまず病院の医療確保のための奨学金のお話、2つお話しされたと思います。まず、これらについても、これから考えていく上で、奨学金そのものの役割について、例えば奨学金の役割、原資が例えば町民の方々の寄附によるものである場合と、三戸町が負担している場合、様々あると思うのですが、そういったときにその運用については全体的に、より多面的に考察をしながら、その奨学金の役割というのは一体何なのかというようなことを踏まえてこれからは考えていかなければならない時代になってきたのではないかなと思っていますので、そのこのところについてもう一度、取組については先ほど町長並びに教育長から具体的なことはお伺いしましたが、今後の奨学金に対する考え方ということで、町長、教育長にもその部分についてもう一度見解を伺いたいと思います。

### ○町長（沼澤 修二君）

ただいまの今後の奨学金に対する考え方というご質問にお答えいたします。

まず、先ほどお答え申し上げましたとおり、教育に関する奨学金として2本の奨学金があるということでございます。三戸町奨学金、佐藤義典奨学金でございます。町の奨学金等につきましては人材育成基金というものもございまして、その基金にはこれまで過去そういった人材の育成に使ってほしいという方から受けたご寄附を賜って奨学金に充てているということがございます。

つい先日も、過去に奨学金を受けたという方から、当時就学が困難であったけれども、この奨学金のおかげで大学、大学院まで卒業することができたということで、それが非常にありがたかったということで、ご本人と母親と見えて寄附をくださったということがございました。こういった町民、今までの町の人材の育成のために使ってほしいという町民の大きな思いというものを基にいたしまして貸与している奨学金につきましては、今後も有効に活用していくということで、今貸与の時期とか、それに係る募集の開始とか、全般的に遅いということもございまして、これは条例の規定事項ではございませんけれども、そういったところもできるだけ早めて資金の根拠が早めに得られれば就学先も早く決められるということで、そういったことも内容の見直しとしてやっていきたいなと考えておりました。

もちろん先ほど申し上げた2本の条例の統合ということで、額の見直し、上限額です、上限額の見直し、範囲等もこれはしっかり今の就学の形態にあったものに変えていくということで、今、国、県、学生支援機構、様々奨学金ございますけれども、そういった奨学金を活用しながらさらに三戸町もという人もいらっしゃいますので、しっかりと町は町でできるサポートを充実させていきたいなというふうに考えております。

また、町では医療の関係で奨学金を貸与できる条例というものがございます。12月の議会でもご質問ありましたが、三戸町医師奨学金貸与条例というものがございます。また、医療の関係で三戸町医療技術職員、医療技術者奨学金貸与条例というものもございます。こちらに関しましては、人材育成基金ではなくて別な、町からということでやっております関係上、こちらは教育ということでなくて、医療、地域医療の確保のための条例ということで、医師確保だったり、薬剤師の確保だったり、その他医療技術職員の確保だったりに必要なということで貸与できるようにいたしておりました。こちらの条例についてはもう、2本の条例については性質が全く異なるということでございますので、その性質に応じた貸与をしていけるようにしていかなければならないというふうに考えておりました。その医師の確保だったり、薬剤師の確保だっ

たり、三戸中央病院が必要とするのであれば、その条例を活用して募集をしていくということになりますので、そういったしっかりと条例の目的に基づいた奨学金の貸与をこれからもしていくということで考えております。医師あるいは医療技術者の奨学金も、これは将来的に必要であれば一本化ということも必要でしょうし、額の見直し等も必要だというふうに考えております。

ただ、医師奨学金貸与条例につきましては、平成22年に制定された条例でございます。それから15年、現在経過しております。当時の医師確保については、もうどのような科でも医者が欲しかったというような状況の中、制定された条例ということですが。今は医師につきましては県の支援も受けながらある程度充足しているという状況の中、さらに科についてはどの科でもいい、医者であれば誰でもいいというわけではございませんので、しっかりと三戸中央病院が必要とする医師の確保計画に基づいた条例の運用というところも考えていかなければなりませんので、そのような形で見直すとするならば、こちらも全般的に、抜本的に見直ししていかなければならないというふうに認識しておるところでございます。

いずれにいたしましても、必要な条例改正を提案してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

#### ○教育長（慶長 隆光君）

ご質問にお答えします。

私も、高校生、そして大学生のときに奨学金をいただいて、教員になるという夢をかなえることができました。本当にありがたい制度でございました。私の場合は、国の奨学制度でしたけれども、本町で行っている奨学金の制度、見直しも何年前にやっておりますし、本当に手厚い支援制度だなと感じているところでございます。

私が奨学金をいただいたのは、高校のときは中学校の先生から声かけしていただきました。高校のときも先生、学校がこういう制度あるよとわざわざ伝えていただいた記憶がございます。そうでなければ本当に知らないで、何も分からないで夢も諦めたというふうなところがあったかなと思っておりますが、やはり町の奨学金、それは中学生に対して学校のほうでそういうふうな制度があるよとしっかり教えるということが大切だろうと思います。そのほか、いろいろな面で奨学金制度、町の奨学金制度を公告といいますか、お知らせしておりますが、やはり継続して、そして分かるようなお知らせが今後も必要だなと感じているところでございます。

以上です。

#### ○8番（藤原 文雄君）

奨学金のことについて町長並びに教育長の考え、見解をお伺いしました。やはり子供たちの将来を明るくしていくための一つの方策として奨学金、形は様々変わっていかねばならないと思いますが、ぜひともより使いやすく、よりよいシステムを提案していただきますようお願いしたいと思います。

これまでの4点について再質問をさせていただきました。私の今回の一般質問の趣旨としては、町の小中一貫教育の取組も15年たって大分落ち着いたという感じは確かにあるのですが、やはり先ほども言いましたが、少子化、これは急激なものがある、限りなく1学年1学級の時代になってくるであろうと思います。そういった場合に、小中一貫、これのメリット、デメリット様々あって、当初からそういった意識はありました。そういった中で、今後考えていかなければならないであろう学級の減少によ

る人間関係の固定化、特に1年生から9年生まで学級人数がそのままいくというのが、小中一貫9年制を見越したところのいいところではありますが、一方ではなかなかその部分の固定化という部分が出てくるのであろうと思います。

それと、6年生、3年生の従来6・3制からすれば、6年生時の最高学年という高揚感みたいなものはきちんと味わいながら成長する、片や9年生であれば、その部分の高揚感の薄さといったものは、やはりこれは何かの仕掛けがぜひとも必要な部分であらうと思います。人数が少なくなれば少なくなった分、そういったところはきちんとフォローすべきであらうと思います。

さらには、高学年の低学年に及ぼす影響への配慮、これはいい部分、悪い部分両方あるのだと思いますが、そういった部分もきちんと考えていかなければならないと思います。

一方でメリットとしては、小中一貫で緩やかに9年間を過ごす中で、縦型教育といったことや異年齢の交流といったことによる自尊感情といいますか、自己の有用感であったりという部分のフォローというのはできていくのだらうと思います。

いずれにしろ、三戸町は教育として覚悟を決めた小中一貫校でございますので、これを斗川小学校を含めてきちっとこれからも大事にして、胸を張って三戸町の教育を外に向かって発信できるような体制にさせていただきたいと考えております。

これ、最後に教育長から見解を伺いたいと思います。

#### ○教育長（慶長 隆光君）

ただいま議員のほうから小中一貫教育に対するメリット、デメリット、まさにそのとおりでございます。メリットを生かす、もうこれしかございません。本町でやっている教育が他町の教育と全く違う内容、特別な教育ではございません。ほかの学校にはないメリットがあるところをやはり大事にしていきたい。そして、それを今後生かしていくというのは、もうそのとおりでございます。先ほど来ありました9年間を見通すと、やはりこれが強みでございますので、まだこれに関しては課題、また取組の余地がございますので、そのところはしっかりと行っていきたいという考えでございます。

以上です。

#### ○8番（藤原 文雄君）

しっかりと取り組むということでございますので、以上で私の一般質問を終わります。

#### ○議長（竹原 義人君）

午後3時25分再開予定をもって休憩します。

---

（午後 3時13分）

休 憩

（午後 3時23分）

---

#### <2番 松尾 道郎議員>

## 1. 新年度予算編成について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

2番、松尾光郎議員。

○2番（松尾 道郎君）

一般質問に入る前に、今日でちょうど議員になって1年になりました。何も仕事ができなかったのですけれども、あっという間の1年で、今後は新人だからという理由が通らなくなりますので、まだ皆様のご指導を受けながら仕事をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

1項目めです。新年度予算編成について。いよいよ新しいまちづくりのため「7つの柱」を政策の基礎として進める新年度予算案が編成されました。かせぐ自治体を目指すスタートとしての新年度で、厳しい財政状況下での予算編成になったと思います。それらを踏まえて新年度予算編成の基本方針をお伺いします。

○町長（沼澤 修二君）

松尾議員の新年度予算編成についてのご質問にお答えいたします。

新年度予算編成の基本方針についてでございますが、長引く物価高騰の影響による燃料費、電気料などの物件費の増加、賃上げに伴う人件費の増加など、経常経費が上昇する一方で、自主財源の大半を占める町税等につきましては大幅な増収を見込むことは難しい状況となっております。このような厳しい財政状況の中、待ったなしで急速に進む人口減少対策や子育て支援などの施策は、スピード感と危機感を持って大きく実施していく必要があるものと考えております。

また、今後見込まれる財政需要や災害等への備えとして一定の基金残高を確保する必要もあり、健全な財政基盤の確立を推進していく上で収支のバランスが重要となっております。

このため、令和7年度当初予算の編成に当たりましては、限られた予算の中でより効率的、効果的に事業を遂行するため、事業の効果や必要性を十分に検証し、既存事業の見直しを行うとともに、ふるさと納税を原資とするふるさとさんのへ応援基金を財源に、私の公約である「7本の柱」の実現に向け予算を編成したところでございます。

○2番（松尾 道郎君）

個人的な感覚では、当初予算を見たときに、新年度に向けたの町長の意欲を感じて、積極的な予算かなと感じました。

細かいところはこれからの予算特別委員会でしょうから、大まかなものだけご質問しますけれども、要は今回予算編成してみて、ほぼほぼ自分で納得いった予算が組めたかどうか、その感触をお知らせいただければ。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまの納得のいく予算編成となったかというご質問にお答えいたします。

令和7年度、初めての予算編成ということで、私の「7本の柱」に掲げる小項目27ございますが、これらについて全て実現、将来的にはしていくために、まずはこのう

ちの約半分は予算に反映させているというところがございます。半分を少し超えたあたり、15本程度ということがございます。

納得のいく予算かどうかであります、やはり初年度、1年目に全てトップギアということではございません。徐々にギアをアップしていくという部分もございませぬので、トップギアで納得がいくとすればそこまではいっていないというところは確かにございませぬが、ただ優先順位をしっかりと定め、今喫緊の課題であります少子の問題、ここに対して大きく予算措置をしたということがございます。今出生数、ご案内のとおり15人を下回る今年度の見込みとなっておりますので、しっかりとここは手当てしていかないと手遅れになるということで、制度を大きく見直しあるいは新しくつくって、町外にもしっかりと三戸町が子育てに充実した町なのだということも示しながら、出身者が戻ってきていただけるようにつなげていきたいということで、こちらは手厚くしました。

一方で、まだしっかりと計画を立てなければ実現はまだ少し早いという事業もございましたので、そこについては今検討を引き続き進めながら、将来的な実現を目指していくということで、初年度としてはそういう意味では、1年目としては納得はある程度した予算となっております。

あとは皆様のご評価がどのようになっているかは別といたしまして、自分なりの評価としてはただいま申し上げたとおりでございます。

以上です。

## ○2番（松尾 道郎君）

12月の議会で予算編成のための優先度ということをご質問しましたし、今、町長の答弁の中にも優先度を考えていろいろ事業を組み込んだという話を聞きましたけれども、要は公約を実行するための予算、それから町民の要望もいろいろあるでしょうから、そういうものをかなえるための予算、さらには継続してきている事業でもどうしても外せない、事業を続けなければいけない予算、それらのバランスが大変だったと思うのですけれども、感覚的な質問で申し訳ないのだけれども、一番苦労した点はどこでしょうか。

## ○町長（沼澤 修二君）

予算編成に当たって一番苦労した点と、どの点かと、どんなことかというご質問にお答えいたします。

やはり一番町民からのお話の中で多かったライフラインの問題、道路の整備・充実の問題につきましては、かなりのお声がございました。こういったことにつきまして、やはり実現に向けていろいろ担当課とも話を進め、優先順位等も見ながら予算措置等を検討してまいりましたが、全てすぐにできるというところではなく、こちらの取捨選択というあたり、あとは優先順位の問題等について非常に苦労したということで、これはもう引き続きしっかりと町の現況を全部把握して、その上でまた次の予算編成、予算づけにしっかりと当たってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

## ○2番（松尾 道郎君）

最初の町長の答弁で、新しい事業15本、50%ぐらい、自分がやりたい事業を組み込んだと。ということは、当初予算の金額を見ても分かるように、昨年度よりは事業としてやっぱり5割ぐらい増えているような気がするのですけれども、事業が5割増え

ると仕事の量も5割増えますよね。12月の議会でもちょっとお話ししたのですけれども、役場の組織の問題で、要は増えた事業を効率的に消化していくためにスタッフは頑張らなければいけなくなってしまうのですけれども、その頑張りをうまく引き出すために改めて職員の配置とか、効率的なやり方とか、要は何が言いたいかというと、予算、この分ついているので、結局消化するために、単純に事業を消化するのではなくて、事業をするのでしたら、それなりの効果も上げなければいけませんので、せっかくの予算を使って事業を行うためのいわゆるスタッフの頑張り、その辺を引き出すために、行政経験の長い町長ですから、その辺分かっていると思うのですけれども、気をつけていかなければいけないかなというふうな点がありましたら、お知らせください。

○町長（沼澤 修二君）

予算をしっかりと効果的に執行していく上で、人事の面等で気をつけていきたいところはどんなところかというご質問だと理解しております。やはりこの限られた予算、今しっかりと効果的に執行していくためには、それに見合った人事配置というのが必要となりますし、それに見合った組織づくりということが必要となってまいります。今、予算の編成に当たりますと、各担当課がその事業を執行するためにどういった内容でやるか、あとどういった人事あるいは編成でやればいいのかというあたりもしっかりと考えているということで、今般、新年度の人事異動内示に向けて職員全員と今面談をし終わるところです。あと、数人を残して全員と面談が終えられるというところで、しっかりとその職員の今後どうしていきたいか、どのようにスキルアップしていきたいか、どのような事業に就いてみたいか、従事してみたいか、そういった辺りもできるだけ希望を取り込んで、効率的な事業運営につながるようにしていきたいということで、その点気を配っております。

以上でございます。

○2番（松尾 道郎君）

結局細かい予算については予算委員会のほうでしょうから、そちらのほうで深くご質問させていただきますので、大枠は大体こんなものかなという気がします。

とにかくスタッフだけに頑張らせるのではなくて、我々もその一員なわけですから、新年度に向かってはオール三戸という気持ちで、我々も含めて頑張っていきたいなと思っておりますので……次の質問に移ります。

## 2. 賑わい創出について

○2番（松尾 道郎君）

2項目めです。にぎわい創出について。町長の公約である「7本の柱」のうち6本目のにぎわいについて各種イベント、観光振興、観光客の集客や中心街の活性化、空き店舗対策、宿泊施設の整備など、課題が満載です。しかし、それは今後町と民間が協力し合い解決していかなければならないのです。これがまちづくりを推進する事業実施の際、町はその中心となります。町としてどのような対応を考えているのか、お伺いします。

○町長（沼澤 修二君）

にぎわいの創出についてのご質問にお答えいたします。

にぎわいの創出についてでございますが、私は公約として「さんのへ前進」のための「7本の柱」の一つににぎわいの創出を掲げ、観光客や三戸ファンの拡大により町の活気につなげてまいりたいと考えております。しかしながら、コロナ禍を経て漂っている閉塞感を打破し、町の元気を取り戻すためには、議員ご指摘のとおり、行政や関係機関だけではなく、民間を巻き込み進めていくことが重要であるものと認識しております。

各種イベントにつきましては、将来的に町民の皆様が主体となり、地域の魅力を生かした取組を自ら企画・運営していくことが望ましいものと考えておりますが、必要に応じ町も一定程度の関わりを持ちながら官民連携で進めていくべきものと考えております。

観光客の集客や中心街の活性化につきましては、町の認知度を高め、交流人口及び関係人口を拡大するため魅力発信戦略を強化するほか、町民や事業者の皆様を対象におもてなし講座の開催により、町全体で観光客をもてなす体制を整備したいと考えております。

また、空き店舗対策につきましては、スモールビジネス支援制度の導入によりまして空き店舗や空き家の活用を促すほか、宿泊施設の整備につきましては民間の宿泊事業者の参入を促すため、新年度の早期に事業者誘致のための条例案をお示ししたいと考えております。

これらの取組を総合的かつ一体的に進めていくことが中心街の活性化につながり、ひいては町の賑わい創出につながるものと考えておりますので、今後も町民皆様と手を取り合い、共に知恵を出し合いながら、一緒に魅力あるまちづくりを進めてまいります。

## ○2番（松尾 道郎君）

私の1年間をちょっと振り返ると、大体このにぎわいとか、中心街の活性化とか、これに関する質問ばかりしているような気がします。ただ、この仕事は私がやらなければいけない仕事なのかなと、解決というところまでいなくても、この課題を解決できるような糸口ぐらいは何とか探したいなという思いでやっておりますので、同じような質問が毎回出てくるかもしれませんけれども、何とぞお付き合いをいただきたいと思っております。

先月、ねこの日に郵便局を主体としたイベントが行われました。キャラクターバスから、キャラクター列車から、結構な参加をいただいて、今回は有志の人の企画で飲食店やお菓子屋さんも巻き込んだイベントがやられたのですけれども、思った以上に飲食店にも観光客が寄ってもらって大変喜ばれたという話は聞いております。キャラクターバスが着くたびに、どんとそこから観光客が降りて、ぞろぞろ、ぞろぞろと郵便局に向かって歩いている姿に、いや、三戸町もこんなに人が歩くのだなと、久しぶりの光景を見た思いがしました。

同じ日に東京でさんのへマルシェが行われまして、東京のbaseでしたか、場所を借りてやっているのですけれども、ねこを連れて行って、個人的な話なのですけれども、うちの孫も参加させていただいて、大変喜んで帰ってきていました。ねこの記念写真も定員オーバーになってすぐ打ち止めになったり、町長との話合いも応募者が多数あって1日の予定が2日になったという話も聞いているし、なかなか三戸をPRするイベントだったのではないのかなと思っております。

仮にそこのイベントで三戸がおもしろいなということで三戸に来たとすると、ねこの石像や城、そういうハード面のやつは割合に三戸町は……割合にというよりも相当

材料的には持っていますので、それは納得して観光客はすると思うのですけれども、いざ、いつも言うように、その観光客に対応するものが何もない、いわゆるソフト面の施策が何もない。というと、ある程度、せっかくハードの面で納得した観光客が寂しい思いで帰っていくのかなと、そんな気がするのです。要はだから、いつも言うのですけれども、ディズニーランドも7割、8割がリピート客なのですね。三戸もリピート客が欲しいし、一番効果的なのがロコミなのですね。おら、あそこさ行ってきたよ、いどこだったよと言えば、また行ってみましようかという、これが一番大事なのです。そのためにも来た人の対応を、いつも言うように、観光案内所というのですか、そんなものでも、とにかく何か観光客にすぐ対応する施策がないと厳しいものがあるのかな。

ただ、現実には各種イベントは、例えば1日でも、2日のイベントでもそれぞれ何百万円かの補助金出すと、何なりの成果は上げるし、逆に何なりというよりもねこの関係のイベントは相当な集客もしているし、認めているところなのですけれども、例えば観光案内所みたいに地味な事業、ただしそれは年間通してやるわけなので、365日、土日もないわけなので、土日休んでいけば観光案内所にならないので。そうすると、仮にそれを補助金でやるというと相当な金額がかかりますよね。だから、その辺の解決も必要だし、観光客、いわゆるその場所の確保、それにも金かかるし、それを全部一般財源でやるというのは厳しいものがあるのかなと。であれば、補助金か何かを探す。これはもう行政ではないから詳しくはないのですが。そうすると、さっきちらっと町長が言っていましたね、スモールビジネス。中身どういうものか、まだ私も理解していないのですが、例えばある程度大きなスペースで、そこを業者に貸し出しするとか、そういうものもあるのであれば、その一画を例えば観光案内所にするとか、そんな感じで自分のところの財政でやるのではなくて、国の金とか、県の金を使って整備していくような方法を考える。前町長のときに言っても、なかなか考えもしてくれないという感じだったのですけれども、一番多分ネックになっているのはお金ではないかなと思うのです。結局、さっき言ったように、各種イベントにかかる費用よりも、補助金よりもっと大きい金がかかる。ただ、それを民間でやるためには、これ営利企業ではないから、もうからないですからね。

参考になるかどうか分からないのですけれども、ちょっと話ずれますけれども、八戸であれば、例えば繁華街の再開発、民間の力ある企業がいろんな計画して、ビル建てて、下をショッピングセンターにして、上をマンションにするとかというようなのがどんどん建っているのですけれども、あれは結局は民間業者が最後は利益上げていきますので。国とか、県とか、市が補助しているわけなので。全くタイプ違うのですけれども、何かそういう国とか県の金を使えて施設を整備できるようなものを探すことも必要なのかなという気はするし、この観光案内所みたいなやつは、私たちに必ずこれは必要なものだし、これがない観光地というのはないですからね。だから、それを民間にある程度やらせるというのもちょっと厳しいところがあるし、であれば当面は行政が直接、やれるかどうか、それは分からないのですけれども、とにかく当面は行政がリードしてやっていく。そして、どこかで移管してもいいでしょうし、とにかくこれがないと、あっという間に三戸のせっかくの観光資源がなくなってしまう。意味を持たなくなってしまうような気がするのです、そういうことについて全般的に町長のお考えを聞きたいのですけれども。

#### ○町長（沼澤 修二君）

観光案内に関するご質問にお答えいたします。

先ほど議員がらご紹介されていましてイベントについて多くの方が訪れていたということで、今後はさらに多くの三戸ファンが訪れるように仕掛けていきたいということで考えておりますので、何らかの形で効率的に観光案内ができるようなことは今よりも考えていかなければならないと思っております。各種アプリ等は活用しておりますけれども、やはり現場に来て、実際にもう来てしまった人がスムーズに何か情報が得られるようにしていく観光案内所あるいはブース等が必要なのではないかとこの認識は、私も同様に持ち合わせております。実際に先般、日曜日か土曜日だと思っておりますが、役場前のねこの石像を見に来ていた人がいて、声をかけたら、ちょっと日本語が通じなかったということで、英語で問いかけたら台湾から来たということをお話ししていただきましたし、やはり日本人だけではなくて、インバウンドも入ってきているということで、これからどんどんインバウンドも流入が、入り込みが進んでくるということを考えれば、案内所がぜひあったほうがいいのではないかと考えております。

その実現のためには、どこか民間の人にやってくれと言っても、なかなかいきなりはできないでしょうし、これはボランティアになってしまうと思えますし、やるとすればどこか大きなスペースを貸し切って、ブースを区切ってスモールビジネスにも使えたり、一画として案内所があればという議員のご提案は非常にいいものだというふうに考えております。それを実現するとしたら、地方創生交付金のような自由度のある程度ある交付金があればそういったことにも使えると思えますし、今後様々なそういううまく使える補助金と交付金の情報をうまく得て、活用できるものがあれば活用して、そういったことにも充てていきたいなと思っております。

いずれにいたしましても、観光案内のために、それが実現するためには何らかやはいわゆる我々もそれまではしていかなければならないということで、実は職員に観光客だと思われる人を、もうふだん、プライベートのときでももし見かけたら、声をかけて、この記念ノベルティグッズですというような、例えばものをおあげできたりとか、そういうことによっておもてなしをできるようにやっていこうというように呼びかけているところでございます。そのための準備も今担当課において進めておりますので、どこかの個別の案内所ができるまでは、我々職員全体がおもてなし隊だということで、しっかりと町を訪れた方の案内は充実させていきたいなと思っております。

あわせて、先ほど申し上げましたおもてなし講座の開催によりまして、例えばタクシーに乗ったら11ぴきのねこに関するご案内できる、三戸町のことにしてもご案内できるというような知識をタクシードライバーにも得てもらう。そういったことによって、また町の事業者にも同じようにご希望があれば講座を受けていただく、あるいはこちらから情報を提供するという形によって、町、町民全体がおもてなしできるように取り組んでまいりたいなと思っております。

以上でございます。

## ○2番（松尾 道郎君）

大変うれしい町長の答弁いただきましたので、期待はしたいと思えます。

要はイベント、スポット的なイベントやると人が何百人も集まる。町民の人もにぎやかだなという感覚を持ちます。ただ、観光案内所つくっても、対象が観光客ですので町民の人には直接のメリットはない。ただ、その辺がちょっとあれなので、観光案内所だけでなく、例えばそこにある程度のスペース取って観光コーディネーターみたいな人を置く。というのは、三戸も結構な観光関連も含めて事業やっていますので、それが例えば、課が違えばそれぞれ……調整はするのでしょうかけれども、そういう事業の交通整理するような人が必要なのかなという気もするのですけれども、まちづく

りの協力の地方の人いらっしゃいますよね。ああいう方をうまく使ってやっていけば、彼女発信力もあるし、非常にいいのはいいかなと思うのですが、やっぱりネットはお金ですか。そこを何とかしたいのですが、それができない。

ただ、いいこともあるのです。城が指定になりましたよね。最近城を見に来る人が増えているのですよ。たまたまうちの学校にこの間、先々週かな、若い男の方が来て、どっから来たのと言ったら、札幌、結局フェリー使って、電車使って、歩いてきて、これからはと言ったら、二戸の九戸城見に行く。結構、だから、たまたま来てから分かるけれども、寄っていない人でも結構来ているのですね。この時期、この寒い時期に、雪があっても構わないのですね、やっぱり見たいという人は。雪の城を見たかったと来ていますから。結構な広がりは今得ていると思うので、それも含めて結局……何だろうな、そういうのも含めていろんなアイデアを出せる人、例えばそれに向けての町民のアイデアを募集する、そういう、とにかくどういう形であれ、それに向けての組織なり、委員会なりを立ち上げていろんなことを考えるということが……当然役場の中では、スタッフの中でそういう考えはあるのでしょうか。さらにそれに町民のアイデアも含めれば、思った以上のアイデアが出てくるような気がします。どうしても私らみたいに地元で育て、地元ばかりで暮らしていけば、客観的に三戸が見えていないので、ほかから来た人、例えば、個人名出せばあれだけでも、五十嵐議員とか、客観的に三戸見られる方は私らと違ったアイデアを持って出せるのではないかなと思うので、そういういわゆる実行するための委員会的なものを発足させるような考えはないですか。

#### ○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

案内、観光案内等を効率的に実行していくためにそういった組織、委員会等の発足ということのご質問だと思います。観光づくり協議会的なものが今現状、どこがその役割を担っているというのはちょっとぱっと出てこないのですが、当町には観光協会もございまして、その協会とも連携してやってはおりますが、なかなか効果的に実施できていないところからご質問のようなお話になっていると思いますが、我々もそういった組織をつくるまでもなく、まずは担当課として今ご質問で、ご提案でいただいているようなことを実現するために何ができるかというところはこれまでも考えてきているところがございますが、私が前から考えで持っておりましたのは、そこに、本来であれば協力隊等が置ければ一番いいということで募集もしてまいりましたけれども、今そのエントリーがありませんでしたので、それまでの間は、例えば今リモートワークのできる時代ですので、担当課の職員が日々そこに1人ずつ行ってとか、ブースが構えられたとしたら1人ずつ行ってそういった役割を担うとか、そういったこともできると思いますし、そういった取組からまた次の段階に移行していくということは可能であると思いますので、今すぐ組織をつくるということは明言はできませんけれども、できることから進めていければいいなと思って考えております。

以上でございます。

#### ○2番（松尾 道郎君）

要は、さっき八戸の例を出しましたけれども、八戸は力のある民間企業がいっぱいあるからいろんなことできるのですけれども、同じことが今、三戸でできるかといえはできないのですね。ましてや営利ではない、半分ボランティアみたいな業種であればほとんどできないと思います。要はだから、スポットの事業は民間団体なり実行委

員会をつくって、それに役場が補助金出して行くという形だと思っておりますけれども、それにしてもほとんど中心は役場のスタッフだと思います、形は民間団体だったとしても。であれば、もっと分かりやすく、これができるかどうか分からないけれども、役場主催でもいいのではないかと。そんな気がします。それに協力してくれる町の団体を探したり、とにかく役場がリードしないといろんな新しい事業は厳しいのかなという気がします。昔やっていた地場産ありますよね。あれ、何回か担当課からやったら出店しますかというアンケートが来たのですよ。うちはみんな出したのですけれども、後で聞いたら、参加する店がなかったのが計画なくなりましたという話を後で聞いたのですけれども、要は本当に想像以上に民間の力が今厳しいところまで来ているので、それを助けるためにも本当は何かやればいいのですけれども、ただ何かやる、営利目的のための事業に役場が協力するのはこれまたおかしい話になってしまうので、要はスポット的でもいいから人を集めて、その影響が町に出ればいいわけですよ。だから、城山でイベントやったら、その人のうちの何割かは下のほうに引っ張ってくる方法を考える。下のほうでやったら、それを城のほうまで案内するような方法を考える。例えばこの間五十嵐議員がちょっと言っていたのですけれども、まける日とねこの日一緒にしたらどうか、いろんなアイデアがあると思うのですよ。結局にぎわいが出てくれば、いずれは町の人たちのメリットにはなるので、ただそれがちょっと時間かかるかもしれませんが、その辺がちょっと厳しいところがあるかとは思いますが、さっきの町長の考えで何ぼか先が見えてきたような気がしますので、私どもも頑張りますので、ぜひ新しい気持ちで新年度やっていきたいと思うのですけれども、改めて決意のほどを。

○町長（沼澤 修二君）

ただいま松尾議員から様々ご提案、そしてアドバイスをいただきました。私も今、就任してから初めてフルに年度が開始される令和7年度を迎えます。しっかりと今、副町長が配置された暁にはじつくりと腰を据えて、また皆さんから様々意見を頂戴して、今いただいたご提案も実現できるように邁進してまいります。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

○2番（松尾 道郎君）

すばらしい決意表明をいただきましたので、期待しますし、何回も言います、私らも頑張りますので、皆さんも一緒に頑張るといことで新年度を迎えたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

---

**散 会**

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

**午後4時04分 散会**

---

## 第4日目 令和7年3月14日（金）

---

### ○議事日程

#### 第1 一般質問

久慈 聡議員 1. ふるさと納税を活用した財源確保について

第2 議員提案第1号 三戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

第3 議案第2号 三戸町犯罪被害者等支援条例の制定について

第4 議案第3号 刑法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第5 議案第4号 デジタル社会形成基本法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第6 議案第5号 三戸町役場課設置条例の一部を改正する条例案

第7 議案第6号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案

第8 議案第7号 三戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

第9 議案第8号 三戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案

第10 議案第9号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

第11 議案第10号 三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

第12 議案第11号 三戸中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

第13 議案第12号 町道路線の変更について

第14 議案第13号 辺地に係る総合整備計画の変更について

第15 議案第14号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

第16 議案第15号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

第17 議案第16号 令和6年度三戸町一般会計補正予算（第9号）

第18 議案第17号 令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算（第1号）

第19 議案第18号 令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第20 議案第19号 令和6年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）

第21 議案第20号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

第22 議案第21号 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第3号）

第23 議案第22号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

第24 議案第23号 令和6年度三戸町下水道事業会計補正予算（第3号）

第25 議案第24号 令和7年度三戸町一般会計予算

第26 議案第25号 令和7年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算

第27 議案第26号 令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算

- 第28 議案第27号 令和7年度三戸町介護保険特別会計予算  
 第29 議案第28号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算  
 第30 議案第29号 令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別  
 会計予算  
 第31 議案第30号 令和7年度三戸町簡易水道事業会計予算  
 第32 議案第31号 令和7年度三戸町下水道事業会計予算  
 第33 予算特別委員会設置（令和7年度予算議案8件付託）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14人）

- |     |     |    |    |
|-----|-----|----|----|
| 1番  | 五十嵐 | 淳  | 君  |
| 2番  | 松尾  | 道郎 | 君  |
| 3番  | 柳   | 雫圭 | 太君 |
| 4番  | 小笠原 | 君  | 男君 |
| 5番  | 和田  |    | 誠君 |
| 6番  | 山田  | 将之 | 君  |
| 7番  | 栗谷川 | 柳子 | 君  |
| 8番  | 藤原  | 文雄 | 君  |
| 9番  | 番屋  | 博光 | 君  |
| 10番 | 千葉  | 有子 | 君  |
| 11番 | 久慈  |    | 聡君 |
| 12番 | 澤田  | 道憲 | 君  |
| 13番 | 佐々木 | 和志 | 君  |
| 14番 | 竹原  | 義人 | 君  |

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

- |       |                     |     |    |     |
|-------|---------------------|-----|----|-----|
| 説明員   | 三戸町長                | 沼澤  | 修二 | 君   |
| 委任説明員 | 参事（住民福祉課長事務取扱）      | 貝   | 守世 | 光君  |
|       | 参事（総務課長事務取扱）        | 武士沢 | 忠正 | 君   |
|       | 健康推進課長              | 太田  | 明雄 | 君   |
|       | 会計管理者（会計課長）         | 井畑  | 淳一 | 君   |
|       | 農林課長                | 極   | 檀  | 浩君  |
|       | 建設課長                | 齋   | 藤  | 優君  |
|       | まちづくり推進課長           | 中   | 村  | 正君  |
|       | 税務課長                | 下   | 村  | 太平君 |
|       | 三戸中央病院事務長           | 松   | 崎  | 達雄君 |
|       | 総務課財政指導監            | 多   | 賀  | 昭宏君 |
|       | まちづくり推進課やわらかさんの交流室長 | 北   | 村  | 哲也君 |
|       | 三戸中央病院事務次長          | 中   | 村  | 義信君 |
|       | 総務課防災危機管理室長         | 馬   | 場  | 幸治君 |

○農業委員会事務局

説明員 会長  
委任説明員 事務局 長

梅 田 晃 君  
極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説明員 教 育 長  
委任説明員 事務局 長  
史跡対策室長

慶 長 隆 光 君  
櫻 井 学 君  
金 子 祐 之 君

---

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）  
総括主幹

馬 場 均 君  
櫻 井 優 子 君

---

## 午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第1 一般質問

<11番 久慈 聡議員>

#### 1. ふるさと納税を活用した財源確保について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を続行します。

11番、久慈聡議員。

○11番（久慈 聡君）

2011年3月11日、東日本大震災から14年が経過して、今なお苦しんでいる方々がいる中、先日15歳となる9年生の卒業証書授与式が挙行されました。未来への希望をはなむけとした先生や町長の言葉がありました。

三戸町も新しい指導者の下、新しいスタートを迎えることとなります。沼澤町政の最初の予算が計画され、町長の考えが前面に出ているものであると昨日の一般質問で確認させていただきました。重点項目である「かせぐ自治体をつくる」ための予算編成に当たり、その具体的な手法を確認したく、今回質問いたします。

私も未来への希望を信じ、そのための確認と協力を惜しまないつもりであります。執行部の皆様におかれましては、誠実で明瞭な答弁をお願い申し上げて、今回の私の一般質問に入らせてもらいます。

ふるさと納税を活用した財源確保について。町の財源確保のためにふるさと納税を活用し事業を展開しようとする町長の考えに対し、その具体的な手法について、以下の5点をお伺いいたします。果樹などの返礼品を増やす方法について。返礼品の点数を増やすための仕組みづくりに関して。11ぴきのねこ関連グッズなどに関して。友好都市牧之原市との関連事業に対して。観光協会・商工会との連携に関して。お願いいたします。

○町長（沼澤 修二君）

おはようございます。久慈議員のふるさと納税を活用した財源確保についての5点のご質問にお答えいたします。

初めに、1点目の果樹などの返礼品の増やし方についてでございますが、現在ふるさと納税の返礼品として162品目を取り扱っております。このうち果樹は、リンゴ、サクランボ、プラムで26品目、50事業者に取扱いをお願いしているところでございます。諸事情によりまして返礼品提供事業者となっていない生産者もおられますので、より多くの事業者に協力していただけるよう事業者対象の相談会の開催、広報での募集、事業者や生産者への直接のお声がけなどにより返礼品提供事業者の拡大に努めてまいります。

また、現行の取扱以外の果樹、トマトをはじめ野菜、米などの農産物、その他町の特産品、体験型の返礼品など、令和7年度は少なくとも新たに20品目以上の追加を目標に充実を図ってまいりたいと考えております。

2点目の返礼品数を増やす仕組みについてでございますが、まずは組織の見直しが必要でございますので、4月からは現在のまちづくり推進課内にふるさと納税強化室を置き、必要な人員を配置するとともに、提供事業者及び返礼品の掘り起こしの担当者も配置したいと考えております。

次に、3点目の11ぴきのねこ関連グッズに関してでございますが、返礼品に限らず町内の事業者が11ぴきのねこを活用した商品を開発する場合には、著作権管理者からイラストの使用許諾を得る必要がございますが、町と町内の事業者がイラストを使用する場合に限り、その使用料が作者の出身地であるということで特例的な取扱いを受けております。そのような関係上、町内事業者の相談や使用申請等につきましては、現在まちづくり推進課が窓口となるよう依頼されており、これら必要な手続を経て製造を承認された商品につきましては将来的に返礼品として採用できる場合がございますので、まずは事前の相談をお願いしているところでございます。

4点目の友好都市牧之原市との関連事業等についてでございますが、平成31年4月の総務省通知で、単に姉妹都市や友好都市を理由とした特産品の組合せは共通返礼品としての取扱いは認められないというルールとなっております。当町でもそれまで返礼品として双方の特産品を取り扱っていたものを、その際取りやめた経緯がございます。

一方で、認められる場合の事例としては、例えば三戸町の農産物を牧之原市の事業者が加工して製造した商品を返礼品とすることや、牧之原市の農産物を三戸町の事業者が加工することで付加価値が高まっている商品と認められる場合には返礼品としても承認されますので、牧之原市との今後の交流の中で情報交換したいと考えております。

最後に、5点目の観光協会、商工会との連携に関してでございますが、三戸町商工会から事業者の経営改善や金融相談、あっせんのほかに、小規模事業者の商品開発に対する補助制度もあるというふうに伺っておりますので、町の補助金も有効活用いただきながら、事業者がより軽い負担で商品開発に取り組めるよう、今後も商工会との連携を図ってまいります。

また、町観光協会につきましては、町商工会と共に道の駅さんのへの共同事業体であることから、これまでも道の駅で販売している地元事業者の商品を返礼品として採用しているところでございます。今後も道の駅さんのへで販売している商品を返礼品として多く取扱いいただけるよう働きかけるとともに、連携を深め、ふるさと納税を通じ三戸町の魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

#### ○11番（久慈 聡君）

では、1つ目のほうから再質問させてもらいたいと思います。162品種ということですよ。50社の事業者で対応しているということと確認しました。果樹農家の方でふるさと納税返礼品の登録者になっていない方、増やしていくよということで話があったと思いますが、それに対しては相談会、広報、それから声がけということであったと思います。そのときの登録者になってもらうためのメリットとはどういうものとして話しされていくのか、お伺いしたいと思います。

#### ○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

果樹農家の方がふるさと納税返礼品の登録者になるメリットというご質問かと思いますが、まず登録者になることによって安定した収入が確保できるということになります。また、ふるさと納税の市場規模というのが1兆円を超える大きなマーケットでありますので、新規の販路を検討している農家さんには新たな収入源になり、メリットになるというふうに考えてございます。

以上です。

#### ○11番（久慈 聡君）

米もそうですけれども、果樹もそうですが、驚異的に上がってきている。その中で農家の方が安定した収入を得るためにということでメリットがあるということだと思っておりますけれども、量をいっぱい取っている農家さん、それと少ない農家さん、また農協さんに出している農家さん、いろんな形のタイプがあって、その中で自分たちの生活をきちんと送られているという中で、今回ふるさと納税の返礼品のほうの登録者になるためのメリットとしたときに、収入が安定であるよということだけがメリットであるのであればちょっと弱いのではないかなという気がするのです。

先ほどの町長の答弁の中では声がけのほか相談会を行いますよ、それからまたそれのような組織もつくっていくという話もされていまして。非常にいいことだなと思っています。ただ、その中で農家の方が、じゃ、やってみようかと思っただけのようなメリットとしてはちょっと弱いような気がするのですけれども、その辺もうちょっと詳しく教えてもらえないかなと思っています。

#### ○町長（沼澤 修二君）

ふるさと納税のお礼品を提供することによるメリットということでございます。安定した収入が得られると同時に、それが高い収入につながれるということがメリットになります。ふるさと納税返礼品としてまず取扱いをする上では、市場の価格がどのようになっても一定の価格で買い取るということで当初立ち上げてまいりました。そのようにしてもう7年以上たっていると思いますが、徐々に市場単価も実は上がってきておまして、全国的にリンゴの例えば量が減ってきたと、産地の収穫の量が変わってきたということもあると思いますけれども、この地域ではふるさと納税でかなりの量が市場で購入されたり、あるいはこれまで市場に流れていたものがふるさと納税からのお礼品として直接寄附者の元に発送されるということによりまして、市場の品数が少なくなって単価が上がってきているということもございます。今後も、市場の単価が上下しても一定価格以上で農家の方々から買い取って、返礼品として出してやりたいと思っております。

また、その事業者が返礼品としてお出ししたときに、寄附者の元から直接購入したいというお電話が入って、注文が入って送っているという例もかなりございます。新しいお客さんが増えたということで、農業者も喜びということもメリットとしてあるというふうに私も思っておりますので、そういったことをまだやっていない事業者、生産者にもお伝えしながら、どんどん関わっていただける事業者を拡大していくことでやっていきたいと。

とにかく今の返礼品としてお出しすることによって町の名声も高まるということも伝えながら、拡大してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

### ○11番（久慈 聡君）

今現在少子高齢化、後継ぎ問題、農家、事業者、非常に年々減っている中、現在150社ぐらいかな、というところで聞いております。その中で現在ふるさと納税返礼者の登録者は50ということで、過去数年もちょっと取扱いも行っていると、7年間ということで話しされましたけれども。最初の取組のときには非常に大きく言いながら、町長も業務されておる頃は、自分たちが足を運んで契約されていたというのは聞いていました。そういう中で今現在50社というところで、まだこれから取扱業者を増やしていくということの試み、方向だというところで努力してきている部分なのかなと思います。今までもやってきた部分にプラスアルファの努力をしていくという中で、今現状の中の登録者、業者を増やすということは非常に難しいのかなと。それはやはり広報だったりとか声がけというのがなかなか難しいという中で、今町長から答弁いただきました。

津軽のほうのリンゴもそうですけれども、輸出だったりとかの数量も減ってきている部分、単価が上がってきている、それから市場なんかも高くなってきている中で、一定の金額で購入するよという中で、町との契約という形になるかと思えますけれども、仮に市場価格が非常に高くなったといった場合には、町の購入単価というのは上げる形で考えられているのかどうか、お伺いします。

### ○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

返礼品である農産物の単価が市場価格によって年々高くなって、市場価格が上がってきております。やはり高い場合は高いほうに出したほうがメリットがあるということで、当然これは生産者としても高く売りたいという考えに即したのようになりますので、とにかくその時々市場単価を見ながら買取りのほうも当然上げていくということになります。上げて、当然それは寄附金額にも反映されていくということになりますので、とにかく寄附をいただいて返礼品を出すということでもありますので、単価は市場価格に連動させてまいりますけれども、でも一旦ある程度の価格にした場合は次の年からまた安くなったから下げるよということはないで、先ほど申し上げましたとおり安定した価格で将来的にも買い取っていききたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

### ○11番（久慈 聡君）

農家の後継ぎ問題のところでは一番大きなところは安定の部分になっているかと思えます。それはご存じかと思えますけれども、そのの部分に関して企業化を進めていくというところ、もしくは企業化のところに入っていくというのが一番農家の後継ぎの問題に非常に大きく影響が出てくるのかなというふうに感じております。その中でふるさと納税も一つ役に立ってくれて、今の後継ぎ問題につながっていただければなというふうな希望もあります。

何で今その単価の話をしたかという、お米がそうだったですね。今回お米が非常に高くなりましたよと。市場に出すのか、それとも個人売買するのか、いろんな業者が入ってきていますから。その中で今弊害も出てきているという状況下の中で、その安定の部分だったりとかということを含めて今後につなげていってほしいというふうに思っています。

それと米に関してですが、追加するよということをお話ししましたが、今現在高騰

が続いていると。高騰が続いているというか、元に戻ったと言ったほうがよいのかあれなのですけれども、その中で今、国もいろんな形で動き始めている状況下の中で、米に関してふるさと納税としてほかとの差別化というのですか、三戸町としてお米を購入していただけるような、そういったほかとの何か差別化みたいなものがあるのかどうか、お伺いしたいなというふうに思います。

#### ○まちづくり推進課長（中村 正君）

米を取り扱うに当たってのほかとの差別化というご質問でございます。町内で多く栽培をしております「はれわたり」は、先日もテレビ、新聞等で報道がありましたように、日本穀物検定協会による令和6年産米の食味ランキングで3年連続特Aを取るほどのすばらしい米でありまして、稼げるポテンシャルを秘めている品種だと考えております。この「はれわたり」を主軸といたしまして、「まっしぐら」などの品種も返礼品として扱いたいと考えてございます。また、精米だけでなく、長期保存に向けた玄米とか無洗米などの発送、あと寄附者のニーズに合わせた返礼品のほうを提供できるように事業者とも一緒に考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

#### ○11番（久慈 聡君）

分かりました。お米もそうなのですけれども、セット品というのかな、そういうものもあってもいいのかなとも思いますし、私たちが「はれわたり」の部分の主軸と考えているのであれば、そこをメインに出していただきながら、何かやっぱり差別化というのがあったほうが目につきやすいのかなというふうに感じています。

町長にお伺いしたいのですけれども、この三戸町のふるさと納税の返礼品の強化すべき点というのは一番どこにあるかというふうに考えられているものがあるかどうかお伺いします。

#### ○町長（沼澤 修二君）

当町の返礼品の強化すべき点ということでございます。当町のお礼品として出すものとしてはやはり果樹が一番人気であるということと、11ぴきのねこに関連したものであるということが今メインとなっておりますが、まだまだ採用することができていない、実は県内ナンバーワンの生産量であるトマトですとか、そういった辺りですとか、あとは体験型のお礼品、今ある返礼品の強化すべき点というのは特に見当たらないということで、バリエーション、クオリティーを上げていくというあたりになります、やはり返礼品の拡大という点で強化していかなければならないということでは考えております。ですので、とにかく返礼品数を増加させていく、内容を充実させていくということで考えております。

以上でございます。

#### ○11番（久慈 聡君）

ちょっと質問が難しかったかな。ざっくり私が考えているのは、やっぱり新しいものをつくっていくのか、それとも今あるもの、B級品なんかを加工していくかということだったりとか、もしくは以前同じような質問をやられたときに、ホームページの強化だったりとか、あとはそういう取扱いのところを増やしていくという部分も以前回答されていたなという認識があって、その部分の中で今現在どういう形を取っていくのが一番ベストなのかなという形で思っていました。返礼品を強化するという中

で、バリエーションとクオリティーというところに関しては今回答もらいましたから、クオリティーに関しては非常になかなか難しい部分もあるので、そこは今回新しい組織の中でつくっていただければなというふうに感じます。

今答弁の中で20品種ぐらい増やしたいという話をされたと思うのですが、これ何か20品種と言われるものの、効果がこれぐらいあるからだったりとか、何かあるのかなというところ、うまく言えないけれども、その20品種の根拠といたらいいのですね、そういったところをお伺いします。

#### ○まちづくり推進課長（中村 正君）

20品目でどれくらいの効果があるかと、その根拠というご質問でございます。まず、新たに品種を、品目を増やしたことによって一気に増えるということは考えてはございません。ある程度の品目を増やして、少しずつそれが達成されていくのかなというふうには考えてございます。まずは新たに品目を増やすということで、来年度の寄附金額4億5,000万円を見込んでございますが、まずはこの寄附額を達成するためにまずは20品目を目標にやっつけよう。増やすことによって寄附額増加が見込めると考えております。またさらに、リンゴとかサクランボ、この寄附金額のほうを市場価格のほうの高騰に合わせて勘案しまして、あとはまた取扱件数のほうを例年増と、1割、2割増というふうに努力をして見込みますと4億5,000、前年比1億円というところの達成を目標に頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### ○11番（久慈 聡君）

では、20品目がすぐできるわけではないですけれども、20品目を目標につくっていくようにしながら1億円増を目指していくというような考えでいるという認識でいいかなと思います。

そのほかの町の特産品だったりとか体験型というような話とかも返礼品としてあるかと思うのですが、何かそういった、また違った形での、商品とかではなく、そういったもので何か考えられているものはありますでしょうか。

#### ○まちづくり推進課長（中村 正君）

その他の特産品と体験型の返礼品というご質問でございますが、その他の特産品といたしましては、新たに取り組みたいというところでは桃とかトマト、柿、しみ豆腐とか、串餅とか、様々な特産品と言われているものにチャレンジしていきたいというふうに考えてございます。

また、体験型の返礼品というものにつきましては現地、三戸のほうに足を運んでいただきまして、この地域で様々な体験をしていただくということを返礼品として提供するものでございまして、例えばガイド付きの11ぴきのねこの石像ツアーであるとか、リンゴ、ニンニク、米などの農業体験のツアーというものを想定してございます。

以上です。

#### ○11番（久慈 聡君）

先日か、松尾議員のほうの話していただきましたけれども、11ぴきのねこの石像ツアー、にゃんにゃんの日でしたか、ああいったものをつなげていってもいいのではないかなという話もされましたけれども、そういうところも含めて体験とかにつなげていただければなというふうに思います。

それでは、2番目のほうに入らせてもらいたいと思います。組織見直していきますよと、あとは掘り起こしの担当者をつけるよということでご答弁いただきました。ふるさと納税の強化室とは、名前のとおりふるさと納税をもっと活用するための組織という認識であります。町長が一番重要視していた部分なのではないかなというふうに私は感じていますが、私の問いである返礼品の点数を増やすための仕組みづくりに関してというのに書いてあることから、町長のその組織の見直しだったりとか、掘り起こす組織ですよということを考えたときに、町長のほうではこの組織の中で一番重要事項の項目であると、指示しなければならない部分というのは、返礼品を増やすということが一番の目的であるためにこの組織をつくったというふうな認識でよろしかったでしょうか。

#### ○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今、品数を増やすための仕組みづくりという問いに対してのお尋ねでございましたので、組織を強化するというふうにお答えいたしました。返礼品の数が多ければいいということではなくて、やはり内容だということ、内容も伴っていただかなければならないということも考えております。したがって、魅力のある、引き合いのあるお礼品を開発することあるいはある程度単価の価値のあるものも返礼品として加えていく。そして、何よりも点数、品数ありきではなくて、ふるさと納税に関わっていただける方をどんどん増やしていく、町ぐるみでふるさと納税に取り組んでいく、そのことによって品数も増えますし、いろいろなアイデアも出てくるということでございますので、そういったところを強化するためにこれまでのマンパワーでは不足しておりますので、人員も増やしてふるさと納税受入れの強化を進めていくということで考えております。

以上でございます。

#### ○11番（久慈 聡君）

組織の中で一番重要視するのは、仕組みづくりの中で、私は組織の中で何をすべきかと考えたときに、やはり物をつくったりとかという、その仕組みを活用するためのものの組織のつくり方と、それから組織を運用するための仕組みづくりというのがあると思うのですよ。簡単に言ったら、行動で示すのか、頭脳で示すのか、もしくは組織づくりの中でどこにターゲットを置いて業務を動かしていくのかということがあると思います。いわゆる戦略の部分というのですか。その戦略の部分に関しては、前回私のほうで質問させていただきましたけれども、茨城県の境町の話もさせていただきました。その中でよい仕組みづくりができていくというふうに感じておりますので、そういったところを含めて勉強していきながら、よいところを取り入れてもらいながら、もしくは行って研修するだったりとかということも含めて考えていただければというふうに思っています。役割ということに関しては、仕組みづくりは非常に重要なのかなというふうに思っています。

町ぐるみでという話もされました。各課と連携を行っていくという答弁もありましたが、例えば農作物であれば農林課との連携というふうな形になるかと思っております。返礼品の確保や新規事業者の確保を連携して行うというふうに考えているのか、もしくはほかと連携して横断的に事業を行うということなのか。連携という中での連携のその意味合いということ、そういうところをちょっとお伺いしたいのですが。

### ○まちづくり推進課長（中村 正君）

農林課やほかの団体と連携をどういうふうにするかというようなご質問かと思いません。返礼品の数を増やすためには、種類であるとか取扱量を増やす必要があります。どのような種類の農作物を手がけているのかの生産者の情報であったりとか、また新たに返礼品に提供したいとか、提供したことがないけれども興味がある、話を聞いてみたいとか、そういうような生産者の情報というのは、農林課であるとか関係団体というのがよくご存じなのかなと思っていまして、そこを通して情報を得ることができますので、まずは情報共有、情報収集ということで連携を図っていく必要があるかというふうに考えてございます。

また、先ほど説明のほうにも相談会のお話もありましたが、直接農家さんとお話をして制度のほうを理解していただくことで返礼品のほうの提供につながる可能性もございまして、丁寧に説明をしていくと。そのことが返礼品の確保にもつながるものと考えてございまして、多方面、いろんな方面との連携のほうをまずしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

### ○11番（久慈 聡君）

ちょっと細かい話で申し訳ないのだけれども、ふるさと納税の強化室のほうで農林課のほうから情報をもらいますよ、どういう情報ですよということで、主体はふるさと納税強化室で行って、説明会を行うというような形を取るのか、もしくは農林課の方を引っ張ってきて一緒に説明会をやるのかだったりとか、そういった部分で考えたときには、一緒にやるというのかな、そういう形で考えられているのかというところをちょっと聞きたかったのですけれども。

先ほど町長のお話の中にもありましたけれども、町ぐるみでということはこの行政の全体でやるということになると思うので、その中である程度皆さんの情報、今は農林課のほうでは、ちょっと話が戻るのだけれども、後継ぎの問題でいろんな形で事業化を進めるだったり、そういうことを農家の方といろいろ話しているという状況下の中で、ふるさと納税はやっぱり安定化になるよという話もしていくとなったときに、ふるさと納税の強みがあったりとか、逆に農林課通じての情報でのやってもらいたいですよ、お互いにリンクするのではないかという部分もあると思うのですよね。そういった部分をどのような形で説明していくのか。要はふるさと納税ありきで話しするのか、そういったことではなくて農林課の問題の部分も一緒に話ししていくということをしてスタンスとしたときに、どこが主体性を持ってどうやって進めていくのかと考えると、どのような連携をして、どう行くのかというところをちょっと聞きたかったのですよね。分かりますか。

### ○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

相談会、説明会等の開催は、これまでも、コロナ禍に入る前も行ってきた経緯もございまして、なかなかその説明会には自ら説明を聞きに来る方はいらっしゃいませんでした。現実的にはやはり地域の農業関係の組合ですとか、リンゴであれば防除組合ですとか、そういったところの集まりに行くと、これは当然農林課も行っておりますので、そういったところにお邪魔をして、農業に関するお話を、意見交換をするとともに、その際にふるさと納税の取扱いについても話をすることが現実的な説明の拡大になってきますので、引き続きそういった形で細かい、小さい単位での説明と

いうものを充実させていくということと、また一般的な事業者を対象にした説明会も開いて、そこには関係する職員も同席するという形でやればいいのかなどというふうにイメージしております。

以上でございます。

**○11番（久慈 聡君）**

お願いします。前もそうですけれども、一部でやるからなかなか人が集まらないという話をしていたのではないですか。その中でどうやって仕組みづくりをしていくかというときに、やっぱり皆さんのご理解というものを賜りながらやっていかなければならない部分もあると思いますので、その辺一緒にやっていただければなというふうに思います。

3つ目のほうの11ぴきのねこグッズに関して質問させていただきます。今、三戸町で11ぴきの関連グッズを作製している事業者というのはどれぐらいあるのでしょうか、お伺いします。

**○まちづくり推進課長（中村 正君）**

11ぴきのねこの関連グッズの製作の事業者は、町内で12社となっております。以上です。

**○11番（久慈 聡君）**

その事業所のほとんどが事前に役場に相談に来ているかどうか、お伺いしたいです。

**○まちづくり推進課長（中村 正君）**

事業者が役場のほうに相談に来ているかということでございます。商品開発の補助金というのも町のほうではご用意しております、使って商品開発をしたいとか、または11ぴきのねこの関連グッズについて承認をいただきたいというふうなご相談のほうには来ていただいてございます。その経過の中で、町長答弁にもありましたように、必要な手続というのはまちづくり推進課を経て手続のほうをしてございます。

以上です。

**○11番（久慈 聡君）**

開発補助金があるということですが、その開発補助金というのはどういったもので、どのような形で助成もらって、その助成のタイミング、支払いのタイミングというのですか、それはどういうふうな形で支払いされているか、お伺いします。

**○まちづくり推進課長（中村 正君）**

商品開発に係る補助金の名称と内容と、あと支払いのタイミングというご質問でございます。

まず、商品開発をしたいという場合に補助金がないかというご相談の際には、11ぴきのねこの商品とか、あとふるさと納税の返礼品、国史跡三戸城跡に関するお土産品の開発等の特産品開発する場合に、三戸町商工業パワーアップ事業費補助金というのをご用意してございます。

こちらの対象事業は、対象となる経費のほうですけれども、試作品の作製に係る材料、版、機械機材の借用もしくは購入、委託製造等に係る経費または商品開発もしくは販売促進用品に係るデザイン、パッケージ等で、その対象経費の3分の1、上限20

万円で補助金を交付しているものでございます。

また、その支払いのタイミングということでございますが、交付要綱に基づきまして必要な手続のほうをしていただいております。事業の完了から30日以内もしくは4月2日までのいずれかの早い日までに実績報告というものを求めてございまして、補助金の確定後、請求書を受理してからおおむね1か月以内には補助金の振込というものを済ませているものでございます。

以上です。

#### ○11番（久慈 聡君）

商工業パワーアップ補助金で3分の1ということですね。許可は今のまちづくり推進課が行っているということであると思います。基本的にはデザインというところになるのかなと思うのですが、デザインの補助、助成はあると。しかし、先ほど話がありましたけれども、試作品も助成があるということで、ちょっと私はないと思っていたのですが、あと小ロット生産、一般業者が行った場合には生産、高くなりますよね。ただ、その中でテスト的なものの試作というものであれば、その助成金を使えるということですかね。ちょっと、そこを先に聞こうかな。

#### ○まちづくり推進課長（中村 正君）

こちらの商品開発に係るものでございます。商品開発するために途中の経過というものでかかる経費については、最終的に商品化に至るものについて補助金を交付になります。試作品をするので補助金を交付するというものではなくて、商品開発をして、それに係る経費について応援をするというものでございます。

以上です。

#### ○11番（久慈 聡君）

もう一回聞いてもいいですか。例えば認識の中で試作品というか、商品開発します、こういったものつくりたいのですよ、でも物できてみないと分からないというふうによく言われたような認識があるのですけれども、それで物をつくってみて、サンプル出したときのそのサンプルというのは助成の対象になるのでしょうか。

#### ○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

試作品のみを対象とした補助ではなくて、あくまでも商品開発に係る費用として試作費があったとすれば、それが対象経費に含まれるということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

#### ○11番（久慈 聡君）

はい、分かりました。質問を続けます。

基本的には、一般業者というのは小ロットでやれば、生産、高くなりますよね。ある程度のロットで生産して売価決めるという形になるかと思えます。生産数量が上があれば、売価に対してのロイヤルティーも高くなります。

ロイヤルティーを販売が決まってすぐ支払うという形になります。一般業者の方では、デザインの費用、それをつくるための生産費用、ロイヤルティーを払ってからの販売開始になるということから、負担が大きいというふうにいつも私は

思っているのですけれども、その部分というのは関連商品開発に関して緩和できないかというふうに考えているのですけれども、その辺についてちょっとお考えがあるかお伺いします。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

---

（午前10時46分）

休 憩

（午前10時49分）

---

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいまの商品開発に係る事業者の負担が大きくなると、その点で何か考慮できるものはないかというご質問かと思ひ、その点についてご説明をしたいと思います。

まず費用負担の軽減という面で考えますと、この商工業パワーアップ事業の要綱の中には概算払いができるというふうにもなっております。申請受ける際には、費用の負担のほうが大変だというふうな場合には概算払いも可能ですよというところの丁寧なご説明をしてみたいと思っております。

また、この事業費補助金という性質上、事業者の商品開発のほうの応援、促進したいという思いがございまして補助金をこうして交付しているものでございまして、委託の販売とかそういうものとはちょっと違う面があるということをご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

先ほど私の質問の中でちょっと数字的なものを話しましたので、その部分は議事録から削除していただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

ちょっと質問のほうを続けるのですが、うまく説明できなくなりましたのだけれども、デザイン料、例えばありますよと、そのデザイン料は補助しますよ。でも、商品開発したときに、例えば材料費が5,000円のを100個つくりますよ、50万円かかりますよ。デザイン料は10万円から20万円、まあ15万円としましょうと。そうなった場合には、それを1万円で売却するとなった場合には、ロイヤルティーもいろいろ入りまして金額が出てくると。そうなった場合には、金額が高くなれば……商品の高いものというのですかね、売価が高くなれば高くなる分、原価も高くなるし、その部分支払わなければならない金額も出てくる。その中でデザイン料、ある程度固定のデザイン料になると。だったら、金額の安いものをいっぱいつくればいいかといったら、いっぱいつくっても同じなのですよ。なので、開発するということはデザインをするということではなくて、デザインつくった後の一番最初の初ロットだったとか、そういったもの、拡販サンプルだったりとか、そういった部分を含めてある程度開発者への負担減を考えていかないと、例えば先ほどお話ししました5,000円のを100個つ

くって、50万円材料費かかって、デザイン料が15万円かかって1万円で売った場合には、売上げは100万円になる予定ですよといった場合の金額を払う場合に、結構な金額を一番最初どんと払わなければ販売もできないとなると。今の助成金を早く先にもらったといったとしても、デザイン料の15万円の3分の1になれば5万円しか来ないとなると、デザインするほうは金額の安いものをつくっていくか、大きいものをつくっていくかというときにできないわけですよ。

具体的に話をすると、某のところでリュックつくったりいろいろやったときには、金額は高い、コラボレーションしているので高い。でも、それに関してはバックボーンがないとつくれないとなってしまうので、いろんな製品をつくるときにそういったところも緩和できるような形でやればなというふうに思っているのですよ。例えば原材料だけではなくて、開発、試作の費用の助成だったりとか、もしくは貸出しだったりとか、そういった負担軽減ができれば……一般業者というのはある程度資本持ってやっているという形になりますけれども、高校生だったりとか、もっと言うと身近な子供たちを持つお母さんたちのアイデアというものがふるさと納税の返礼品につながるのではないかなど考えているのですよ。

先ほど町長のほうで町ぐるみでやっているような話をされましたけれども、それこそ私が今回質問したときに、返礼品をつくるに当たって町ぐるみでやるべきものにするために何かできないかなというふうに考えて今回一般質問やっているのですけれども、その中で言葉が出てきたことは同じような考えでいいなというふうに感じたのですが、その中で今引っかかっているのはその新しいものをつくるといった部分のデザインに関して、もしくはその初版だったり、その一発目の試作品だったり、こういったものをつくってみなければ分からないという部分だったりとか、あとはそういったものをやれることが、事業者がやるのではなくて、高校生のアイデアだったり、中学生のアイデアだったり、お母さんたちのアイデアを使ってやれるような仕組みづくりができればもっと多くのものができるのではないだろうかというところで今回考えているのですけれども、そこについてももし何かご意見があればお伺いしたいのですけれども、予算絡むことなので。

○議長（竹原 義人君）

答弁の前に、ただいまの久慈議員からの申出がありました部分について、議長権限で削除いたします。

○11番（久慈 聡君）

ありがとうございます。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

11ぴきのねこグッズに限らずというような形になると思いますけれども、商品開発に関する補助の要件をもっと緩和できないか、あるいは充実できないかという意味のお尋ねだということで受け止めます。

これまでふるさと納税のお礼品にするから開発してくださいということであれば、ふるさと納税がなくなった際困りますので、そういった形では我々は推奨しないということで考えております。三戸町の特産品あるいは強みを生かした商品の開発に関しての各種制度は、これからまたいろいろお声を受けながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

検討していただければと思います。まちづくりで全体でやっていって、ふるさと納税やれるということ、例えば中学生がデザインしたものがふるさと納税としてできるというふうになるためにはある程度の仕組みづくりが必要になってくるだろうし、非常に話題性もあっていいと思いますし、逆に一番こぐま社さんが考えている絵本や子育ての部分に対して一番身近にあるお母さん、お父さんたちが考えたものがありましたというふるさと納税だったり、そういった返礼品だったりとか、もしくはそういったものになったというのであれば、また大きな成果になるのではないかなというふうに思っています。それも含めて町長の考える三戸町にするために考えていただければなど、前向きに考えていただければなと思います。

それでは、4つ目の友好都市のほうに入らせてもらいます。

友好都市のほうの共通返礼品ということに関しては難しいですよということは、ご指摘の問題でいろいろと変わってくることから私もそれは知っておりますし、町のほうでもそれが厳しいということも分かっていると思います。

その中で、先ほど町長のほうで話がありましたけれども、三戸の商品だったりとか、付加価値というのですか、そういった部分を高めることによって商品化することができるということになります。今回、私がここにコメントを入れた理由としては、何か交流が薄くなっているのではないかなというところがベースです。交流が薄くなりつつあるというふうに感じている中で、もっと交流を深めることにはもっとさらに協力し合っていくことが望ましいというふうに私は考えているのです。返礼品とするには簡単な形ではできないと、総務省からの通知がありますから、その付加価値の高さによるところでありますけれども、牧之原のお茶と三戸町の果物だっりのコラボレーションの商品開発だったりとか、そういった共同開発だったりとか、そういうお考えはあるかどうか伺いたいと思います。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

牧之原市との交流をまた、薄くなっているから深めていくためにというお尋ねでございませう。牧之原市様とはこれまでも友好的な関係を続けてきておりまして、今もリンゴ生産者あるいは役場から農林課ということでお伺いしておるところでございませう。先方様からはこれまでの農林商工まつりに来ていただいてということで交流はしておりましたが、それは今少しお休みしているというところではございませうが、また来年度はそういった祭りも復活してまいりますし、働きかけて、また来ていただけるようにしていきたいなと思っておりました。

その上で、そういった場を活用してふるさと納税のお礼品として何かできないかということは、これからも情報交換はしていきたいなとは思っております。まずは、もうコラボすることありきで事業を何かやるということではなくて、ふるさと納税強化のために今まさに我々の足元をしっかりと固めるというところを最優先したいと思っております。それから次の段階として、牧之原市様と情報交換の中でいい話ができれば、それはそれで考えていきたいというふうに考えているところではございませう。

○11番（久慈 聡君）

今回農林商工まつりの後継事業であるさんのへ感謝祭でしたっけ、を予算に入っ

いるというところですが、こういうときにそれに関する発表なんかができればなというふうに私は考えていました。取りあえずイベントの応援隊として11ぴきのねこに来てもらったりとか、話題をつくるということが非常に大きな要素になるのかなというふうに考えています。まずは町長のほうではベースですね、もう少しきちんとした……きちんとしたという言葉があれですけども、これを薄くならないような形の仕組みづくりをやっていただきながら、新しいものを共同開発していただければいいのではないかなというふうに思いますので、それをお願いして次の質問に入らせてもらいます。

5点目です。観光協会・商工会、商工会の補助制度に関してです。これは小規模事業者持続化補助金のことであるかと思うのですが、これは商工会の協力だったり助言がなければできない助成金、申請できないものであると思います。この持続化補助金に関して、これは町で推奨していくというふうな考えを持っているのでしょうか。答弁の中でこういうのもあるのかということ連携したいよという話だったとちょっと思ったのですが、その部分ちょっとお伺いします。

#### ○まちづくり推進課長（中村 正君）

小規模事業者の補助金を推奨していくのかということですが、連携というところで事業者の支援というところを考えた際には、町だけではなくて、商工会との連携が必要だというふうに考えております。町でも補助金のほうを創設してご用意しておりますし、商工会のほうでもそのような小規模事業者向けの補助金というものを用意しているというふうには聞いてございますので、例えば町で支援できない部分が商工会のほうで救える補助金がないとか、これまでも互いにそういうふうに連絡を取り合って、今からお客さん行くけれども、相談に乗ってくれないとか、そういうふうな連携をしてやっておりましたので、そのような連携は今後も続けていきたいというふうに考えてございます。そういう面で商工会との連携というところでは進めていきたいと考えてございます。

以上です。

#### ○11番（久慈 聡君）

続けていただければと思います。それであれば安心しました。

商工会の中ではさんのへ逸品認定品というのがあるのですが、これはどういうものか、またこれがどのくらいあって、返礼品がどれくらいあるのか、その辺の情報があれば教えてください。

#### ○まちづくり推進課長（中村 正君）

商工会で行っているさんのへ逸品認定品というものについてちょっとご説明をいたしますが、これは商工会で行っている事業で、町内で生産、採取された農産物等を用いた加工製品をブランド化し町内の産業振興と地域活性化を目指す目的で、優れた商品を認定しているものであるというふうに聞いてございます。現在、この逸品の認定品は29点で、そのうち三戸町のふるさと納税返礼品の対象となっているものは14点でございます。

以上です。

#### ○11番（久慈 聡君）

全部で29点ということでしたが、商工会のホームページを見てやると、29点でなく

て23品種ぐらいしかないのですよ。更新されていないのかどうかなのですけども、その辺は商工会でないと分からない部分だと思うのですが、実際には29品種あるということ間違いはないですか。

**○まちづくり推進課長（中村 正君）**

29品目というのは、商工会のほうに確認をして得た回答が29ということでございます。ちょっとホームページのほうに幾つ掲載されているかというのは、申し訳ございません、それはこちらでは把握してございません。

以上です。

**○11番（久慈 聡君）**

29点中の14点がふるさと納税の返礼品になっているということですね。ちょっと更新されていないのだと思うのですけれども、商工会と一緒に返礼品の提供増だったりとか事業者増に関しては今までも行ってきたというふうに思うのですけれども、商工会との連携の中で事業者増だったり、返礼品増だったり、そこに対しての強化するための施策か何かというのはございますか。

**○まちづくり推進課長（中村 正君）**

商工会と連携のほうを強化していくについてのご質問にお答えをいたします。

まず、先ほど紹介いたしましたさんのへ逸品の認定品というものがございます。全てがふるさと納税の返礼品として提供いただいているわけではございませんので、まず商工会のほうを通して例えばふるさと納税返礼品として提供したいのだよねとか、そういうようなお話がある事業者には紹介していただくとか、情報交換とか、情報共有というところで連携のほうを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

**○町長（沼澤 修二君）**

ただいまのご質問について、私からもお答えいたします。

商工会様とは私が町長に就任してから意見交換をしております、会長と直接話をしていて、私の掲げる「かせぐ自治体」ということでふるさと納税の強化について着工会もできる限り協力は惜しまないということで話をさせていただいておりますので、何らかそういう商工会の中の会議の中でも、これからはしっかりと町のふるさと納税にどういった形で関与していけるかということ話をさせていただけるように、また働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○11番（久慈 聡君）**

さんのへの逸品29種あるのであれば、14点が返礼品であれば、残り15点があるので、それも対象にできるかどうかの検討をしてもらってもいいのかなというふうにも思いますし、町の商品のネームバリューを上げる、町のネームバリューを上げることも含めて商工会の協力に関してですけども、今、町長がお話しされたみたいに協力してくれるということで前向きな形で考えられているというようには考えました。

具体的に町のホームページから、例えばさんのへの逸品認定にはリンク貼られていません。さらに、商工会のページから三戸町やふるさと納税の勧誘のリンクもない。あるのは、さんのへ逸品認定の注文は道の駅さんのへというリンクだけなのです。

連携・協力という言葉だけになっているのではないのかなというところもあって、もっと細かな計画だったりとか戦略というのは必要だと考えると思うのです。例えばリンク貼られているからどうのこうということではなくて、リンクを貼らなければならない。先ほどもホームページも更新されていないということもあるけれども、そういった中でやはり商工会としてやるべきことをきちんとやっっているながら、町との連携をきちんと図っていくと、もしくは町のほうで商工会に対してこういうことができないのかと言ったり、もっと細かな計画だったりとか戦略というのは必要になるのではないかなというふうには私は考えるのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

#### ○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいま議員のほうからいろいろご指摘をいただきまして、相互にリンクが貼られていないのではないかとか、形だけになっているのではないかとというご指摘を受けました。確かにふるさと納税をする、もしくはさんのへ逸品認定というところ、認定品というところで相互の情報の共有とか、そちらのページのほうを見たいとか、そういうふうにつながっていれば可能性もございます。ご提案のほう、ありがとうございます。まず、三戸町のふるさと納税のPRにつながることであれば、様々チャレンジしてみたいと思いますので、商工会のほうにもそういうふうなものが可能かどうかというところで相談のほうはしてみたいと思います。

以上です。

#### ○11番（久慈 聡君）

せっかく出向いて商工会と話した中で、やっぱり商工会も前向いて新しいことにチャレンジしてってもらいたいし、最新の情報になってもらえればなというふうに思います。

観光協会についての連携についてお伺いしますが、町の商品のネームバリューを上げるための観光協会との協力、連携について、もっと具体的な内容というのがあればお伺いしたいのですが。

#### ○まちづくり推進課長（中村 正君）

町の商品のネームバリューを上げる取組で、観光協会とどう連携、協力しているかということでございます。ふるさと納税ということではなく、道の駅のほうで毎年行っております感謝祭であるとか、そこでの商品の取扱い、また町外で開催される物販イベント等に参加されておりますので、その際に町の商品のPRであるとか、特産品の販売のほうを行っていただいているというところで連携、協力のほうができているのではないかとというふうに考えてございます。それを行うことで三戸町の認知度向上というものが図られているものというふうに考えております。

以上です。

#### ○11番（久慈 聡君）

商工会もそうだったのだけれども、観光協会も実はホームページ更新されていないのですよ。観光協会は内容の濃いパンフレットを時間かけて作りましたよね。非常に内容も濃いなと思っていました。時間もちょっとかかり過ぎかなと思っているのだけれども。それ以外に、ネット社会であるこの現代において、ふるさと納税に関わる情報提供を連携して行う、またその具体的な方法をちょっと聞こうと思ったのですけれど

ども、なかなかそれも難しいのかなとちょっと感じています。実は、商工会のホームページでも話ししましたが、観光協会のホームページは観光ガイド案内のタブは工事中です。リンクは道の駅と三戸商工会、さらに組織紹介では令和3年から更新されていません。貸借対照表は令和3年度のもので、この現状が実情なのです。観光協会として本来の機能充実の状況ではないのではないかな。言葉悪いけれども、怠慢なのではないのと私は考えています。

この状況下の中、町長が掲げる大きな目標のために、観光協会はどうやって町と協力して新しい三戸町のためにやろうとしているのでしょうか。観光協会から、難しい、時間がないというような、無理だなみたいなマイナス思考の言葉がよく聞かれるのですけれども、組織のトップも兼務者でもあるし、てこ入れが必要なのではないかなというふうに私は考えるのですが、今現状の中でこの観光協会というのは三戸町が一番観光に携わる部分だと思うのですけれども、その部分がもっと前向きに動いていただけないと、三戸町としてのネームバリューが上がらない。商品開発して商品を開発したものをどうやって知らしめていくのか。道の駅もそうですけれども、もっとネットでの情報だったりとか提供していかなければならないのだと、そういった部分を私はちょっと感じるのですけれども、その部分に関して組織的に弱いのか、できないのか、もしくはそこまでの能力がないのか。もっと今町長が掲げている中で、町との連携という言葉の中で、連携して観光協会はこういったことができるのかというところをもっと具体的に話し合わなければ前に進まないというふうに感じているのですけれども、それについてちょっと屈託のない意見といえればあれだけでも、どのように考えているのか、ちょっとお伺いしたいです。

#### ○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいま、観光協会に関しましてホームページとか連携についてのご質問をいただいております。

まず、観光協会のホームページにつきまして現在リニューアルを予定しているということで、昨年度作成したパンフレットとかと連動させるための担当業務者と調整中というふうには聞いてございます。ただし、議員ご指摘にありますように、まだ更新されていない情報とか古いままのものが見られますので、そこは最新の情報に更新するように、今できるものをやるようにということで要望のほうはしてまいりたいと思います。

また、観光協会についてどのように考えているかということでございますが、町の観光振興の中心的な役割を果たさなければならない団体だと考えてございます。民間の団体でもありますので、そこには会員であるとか役員の方もいらっしゃいます。その組織の中でしっかりと意思決定のほうにされて、活動のほうに生かされるべきものと考えてございます。

ただし、町の振興を果たすために必要な補助金というのも町が交付しているのも事実でございます。そのような団体でありますので、町としてもしっかりと注文をして、要望をして、果たすべき役割というところを認識していただきやっていただくということは、しっかりとお話のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

#### ○11番（久慈 聡君）

100点でなくてもいいので、なるべく早くやってもらいたいというのが、観光協会に対しての私の本音です。令和3年からホームページ変わっていない。今7年ですよ

ね。その上で三戸町は観光のために補助金出して動いているわけです。やっぱりその部分に関しても考えていただければなと思いますし、なぜこの話をしたかという、以前コンサルの話をしましたよね。やっぱりてこ入れの中で、まちづくりの中で組織を変えた。でも、その組織の中で動かすときに、今でも組織に幾ら話ししてこれやったって、難しいことも出てくると思うのですよ。その中でやっぱりコンサル集団をつくって、皆さんが同じベクトルを向いて、同じ方向性向いてやるのだよと、町民ぐるみでやるよと、町として大きくしてやっていかないと、組織として町は予算出していないよというところを掲げるためにも、もっと組織と言われるところに対して、予算を出しているところに関してもっと厳しい目線も必要なかと思いますし、そういった部分の予算を、今回ではなくてもいいですから、もう一度考えていただければなというふうに思っています。

売ることが目的になるのではなくて、三戸町のネームバリューを上げる仕組みづくり、その連携が必要だというふうには私は考えるのですが、その部分に関して今課長のほうから答弁がありました、町でもお金出しているという部分も認識されていますし、なかなか厳しく強く言えない部分もあるのかもしれませんが、ただ、その中で町長が掲げる目標に対してもっとてこ入れが必要だというのであれば、町長自らお話ししていただくだったりだとかというふうにお考えいただければなというふうに思います。その辺についてちょっとコンサルも含めて、考えていただけるかどうかも含めて今の見解があればお聞きします。

#### ○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

ふるさと納税を通じて町の名を発信していく、大きく全国に発信していくということで進めていくための仕組みづくりでございますけれども、やはりふるさと納税をうまく活用しているところでは、観光・物産、そしてコンベンション、そういった辺りがうまく機能しているということで、議員皆様ご視察された境町もそうですけれども、近隣で言えば北上市がうまくやっている例だと思って従来から見ておりました。ここもやはりコンベンション協会みたいなものがあって、その中にふるさと納税のサポートセンターを置いているというような例がございます。やはり将来的にはそういったところも目指していければいいなと思います。その前段階として、やはり我々役場がしっかりとその基礎固めをしてやっていくということでございますが、その観光・物産・コンベンションをいかに今ある現状の町内の事業者あるいは団体とうまく推進を効果的にしていけるかというあたりをこれから話し合ったいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○11番（久慈 聡君）

そこはお願いしたいなというふうに思います。結局それができることによって少しの人の考え方が変わって前向きになればもっと変わるはずだと私は思うので、予算がないからできないということではなくて、予算はないけれどもやらなければならないというような形に考えられるような風土に直していただければなと思います。

予算編成の議会の質問はなかなか難しいなと、踏み込めないようなところもありますけれども、町長が考えられているふるさと納税を活用した財源づくりに対して大いに賛同するところであります。このことから、組織編成を伴い、より現状を理解した上での具体的な手法や施策の必要性があるというふうに感じています。

今回は、返礼品の点数を増やすための仕組みづくりについて、現状の問題点を含めて関連事業やその事業の進め方について、新規返礼品の開発助成に関して確認させていただきました。その中でも、町の大きな事業者との連携方法については、もっと細かく徹底していかなければならないというふうに思います、商工会や観光協会を含めて。

前回の一般質問の繰り返しになりますけれども、「かせぐ自治体」の先駆者である茨城県の境町では、境町のまちづくり公社においてまちづくりのコンサルから運営まで行っています。私たちどうでしょうか。今ある事業所は連携だけでも、同じ組織の顔ぶれの中で、同じ組織で同じ顔ぶれの中で町長の思い描いている「かせぐ自治体」に三戸町がなることができるのかなとちょっと不安に感じています。

今回新たな組織としてふるさと納税強化室を筆頭に、コンサルから営業まで行う組織なのではないかなというふうに私は考えております。組織、人事の改変を行い、より強固な三戸町の組織になるますことを私は期待しております。新たな組織での職員共々計画的な行政執行をお願いして、着実な前進をお願いします。そして、それがこの数年後にできれば町は非常によくなるのではないかなというふうに感じております。

最後、町長にその部分をお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（竹原 義人君）

午後1時再開予定をもって休憩します。

---

(午前11時25分)

休 憩

(午後 1時00分)

---

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 日程第2 議員提案第1号 三戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第2、議員提案第1号 三戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。提案者の説明を求めます。

8番、藤原文雄議員。

○8番（藤原 文雄君）

議員提案第1号 三戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由を申し上げます。

この改正は、三戸町議会議員の期末手当の支給割合を0.1月分引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（竹原 義人君）  
質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）  
質疑を終結します。  
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）  
討論を終結します。  
これより議員提案第1号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）  
異議なしと認めます。議員提案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第2号 三戸町犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（竹原 義人君）  
日程第3、議案第2号 三戸町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。  
補足説明願います。  
総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）  
議案第2号 三戸町犯罪被害者等支援条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、国が定めている犯罪被害者基本法及び県が定めた青森県犯罪被害者等支援条例に基づき、町における犯罪被害者等への支援に関する施策の基本となる事項について条例として制定をするものであります。

条例の主な内容であります。第1条の目的では、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、被害の軽減または回復を図り、もって町民等が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としております。

次に、第3条の基本理念においては、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利があると定めております。

次に、第4条から第6条までは、町、町民等及び事業者のそれぞれの責務を定めております。

次に、犯罪被害者等への支援として、第7条では犯罪被害者等からの相談、情報提供及び関係機関等との連絡調整を行うとともに、総合的な窓口の設置を定めておりま

す。

また、第8条では経済的負担の軽減、第9条では日常生活の支援、第10条では居住の安定、第11条では雇用の安定を定めております。

それぞれの支援に当たっては、町が行うもののほか、国、県及び関係する機関との連携により行うものであります。

以上、本条例の補足説明を終わります。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第3号 刑法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定 について

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議案第3号 刑法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第3号 刑法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、刑法等の一部改正により刑罰のうち「懲役」及び「禁錮」が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されることから、これらの刑罰に関する規定を設けている町の条例6本について規定の整備を行うものであります。

「懲役」に関する規定を設けている条例は、三戸町議会の個人情報の保護に関する条例、三戸町個人情報の保護に関する法律施行条例、三戸町情報公開個人情報保護審

査会条例の3本であります。また、「禁錮」に関する規定を設けている条例は、三戸町職員の給与に関する条例、三戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例、三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の3本であります。

これら条例中の「懲役」または「禁錮」を「拘禁刑」に一括して改正するとともに、本改正に伴う経過措置を設けるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第4号 デジタル社会形成基本法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（竹原 義人君）

日程第5、議案第4号 デジタル社会形成基本法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第4号 デジタル社会形成基本法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足説明申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律によりまして、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に条項ずれが生じることから、これらを引用している町の条例について規定の整理を行うものでありま

す。

改正の対象となる条例は、三戸町議会の個人情報の保護に関する条例、三戸町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例、三戸町町税条例の3本であります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第5号 三戸町役場課設置条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第6、議案第5号 三戸町役場課設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第5号 三戸町役場課設置条例の一部を改正する条例案について、補足説明を申し上げます。

本案は、町が抱える課題に対し職員が一丸となって「7本の柱」に係る各種施策に取り組むことができるよう課の名称及び分掌事務の一部を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

課の名称の変更につきましては、これまで各種施策を推進してきた取組に加え、スピード感と危機感を持った取組をより明確に推し進めるため、「まちづくり推進課」を「まちづくり課」に、「健康推進課」を「健康長寿課」に改めるものであります。

分掌事務の変更につきましては、ふるさと納税を最大限活用できる組織体制を構築し「かせぐ自治体」をつくるため、「まちづくり課」の分掌事務の一つにふるさと納

税に関する事項を明記をするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第6号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する 条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第7、議案第6号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第6号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案について、補足説明を申し上げます。

本案は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合について、現行の3.10月分から0.15月分を引き上げ3.25月分とするため、条例の一部を改正するものであります。

令和6年の青森県人事委員会勧告では、県の一般職の期末勤勉手当の年間支給割合を0.15月分引き上げるよう勧告されております。また、県の特別職の期末手当につきましては、一般職の期末勤勉手当や国の特別職の期末手当の引上げ状況等を勘案した上で0.10月分が引き上げられたところであり、三戸郡内の町村においても同率の引上げが順次なされております。

町の特別職の職員の期末手当につきましては、これらの勧告の内容や県及び三戸郡内の町村の改定の状況、町と他団体の年間支給割合の格差等を総合的に勘案し、一般

職員と同率の0.15月分を引き上げることとするものであります。  
以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）  
質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）  
質疑を終結します。  
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）  
討論を終結します。  
これより議案第6号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）  
異議なしと認めます。議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第7号 三戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）  
日程第8、議案第7号 三戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。  
総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）  
議案第7号 三戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について、補足説明を申し上げます。  
本案は、青森県人事委員会勧告に基づく県職員の給与改定に準じ、町職員の給与を改定するほか、令和7年度以降の給与制度の見直しを実施するため、条例の一部を改正するものであります。  
初めに、町職員の給与改定の内容について3点を申し上げます。1点目の給与月額についてであります。若年層に重点を置きながら、全ての年齢層の職員を対象に給料表の引上げを行うものであります。その引上げ幅は、行政職給料表において月3,300円から2万6,300円までの範囲となります。  
2点目の寒冷地手当についてであります。各職員の世帯等の区分に応じた支給額の引上げを行うものであります。  
3点目の期末勤勉手当についてであります。定年前再任用短時間勤務職員以外の

職員に係る年間支給割合を従来の4.40月分から0.15月分引き上げ4.55月分とし、定年前再任用短時間勤務職員に係る年間支給割合を従来の2.30月分から0.10月分引き上げ2.40月分とするものであります。

次に、令和7年度以降の給与制度の見直しの内容について4点申し上げます。1点目の給料表の構造及び昇級制度の見直しについてであります。職務や職責に応じた給与上昇の水準を確保するとともに、昇級による給料の上がり幅を拡大するため、各種給料表の一部の級における初号近辺の号級を削除し、初号の給料月額の上上げを行うものであります。

2点目の扶養手当についてであります。配偶者に係る手当を現在の6,500円から令和7年度は3,000円、令和8年度以降は支給なしと段階的に廃止するとともに、子1人当たりの手当を現在の1万円から令和7年度は1万1,500円、令和8年度以降は1万3,000円と段階的に増額するものであります。

3点目の管理職員特別勤務手当についてであります。平日の22時から翌日5時までの時間帯において災害対応等の臨時または緊急の業務に従事した場合に手当を支給できるよう、規定の整備を行うものであります。

4点目の定年前再任用職員短時間勤務職員に支給する手当についてであります。現行の通勤手当及び時間外勤務手当等の勤務実績に応じた手当に加え、新たに住居手当及び寒冷地手当を支給できることとするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第9 議案第8号 三戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案**

○議長（竹原 義人君）

日程第9 議案第8号 三戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第8号 三戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案について、補足説明を申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正により旅費の支給に関する現行の用務地区分の取扱いが廃止されることに伴い、三戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例及び三戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の2本について所要の改正を行うものでございます。

町の条例で定める旅費のうち内国の旅行における宿泊料並びに外国の旅行における日当及び宿泊料については、国家公務員等の旅費に関する法律に規定の用務地区分を引用してそれぞれ支給額を定めております。

国家公務員の旅費の支給について、令和7年度以降は当該旅行に係る実費を弁償する方針となり、用務地区分に係る規定が廃止となるものでありますが、青森県においては現行の用務地区分を存続する取扱いとなったことを受け、町においても県と同様に現行の用務地区分を存続する取扱いとするため、条例中の当該法律の引用方法を改めるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第9号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

## 関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第10、議案第9号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

議案第9号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、補足説明申し上げます。

本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正が行われたことから、町の条例において該当する条文について整備しようとするものであります。

主な改正内容といたしまして、地域型保育事業者が適切に確保しなければならない保育所等との連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については保育所等以外の保育を提供する事業者からの確保も可能とすること、また代替保育については連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める場合には確保しないことも可能とすること、その他所要の整備を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第10号 三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第11、議案第10号 三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

議案第10号 三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、補足説明申し上げます。

本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正が行われたことから、町の条例において該当する条文について整備しようとするものであります。

主な改正内容といたしまして、地域型保育事業者が適切に確保しなければならない保育所等との連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については保育所等以外の保育を提供する事業者からの確保も可能とすること、また代替保育については連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める場合には確保しないことも可能とするものであります。

その他、現行において栄養士となっている職員の配置基準に管理栄養士を加えるなど、所要の整備を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第12 議案第11号 三戸中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案**

○議長（竹原 義人君）

日程第12 議案第11号 三戸中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。  
病院事務長。

○病院事務長（松崎 達雄君）

議案第11号 三戸中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について、補足説明申し上げます。

本案は、令和7年3月31日付で、三戸町国民健康保険三戸中央病院事業における病床数の適正化を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、条例第2条第3項第1号において、一般病床数を57床から12床削減し45床とするものでございます。

また、同項第2号の療養病床につきましては表記を改めるものでございます。

本改正により、総病床数は96床から84床となるものでございます。

なお、本改正案の現行及び改正後の条文の新旧対照表は、新旧条例等改正資料の62ページに登載しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第13 議案第12号 町道路線の変更について

○議長（竹原 義人君）

日程第13、議案第12号 町道路線の変更についてを議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第12号 町道路線の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、令和6年度に実施いたしました町道改良工事により整備いたしました町道認定路線3路線につきまして、起終点等の確認を行い、道路台帳と現状の住所等が不整合となっている部分の見直しを行いました。

町道として適切な維持管理を行うため、当該路線の起終点、道路延長及び道路幅員を変更するため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、沼ノ久保差ケ久保2号線におきましては、起点、三戸町大字斗内字沼ノ久保108番地1の番地を108番2に、道路延長1,075.6メートルを1,087.1メートルに、道路幅員2.7メートルから8.0メートルを3.2メートルから8.0メートルに、在府小路4号線におきましては、起点、三戸町大字梅内字城ノ下90番を三戸町大字在府小路町90番に、道路延長160.3メートルを162.9メートルに、道路幅員2.7メートルから4.0メートルを2.6メートルから4.5メートルに、境沢線におきましては、起点、三戸町大字川守田字大清水7番の番地を22番に、終点、三戸町大字川守田字境田は33番1の番地を33番6に、道路延長215.5メートルを213.5メートルに、道路幅員3.0メートルから7.3メートルを3.2メートルから6.5メートルにそれぞれに変更するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第13号 辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（竹原 義人君）

日程第14 議案第13号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。  
補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第13号 辺地に係る総合整備計画を定めることについて、補足説明を申し上げます。

本案は、辺地対策事業債を財源として袴田地区の簡易水道設備を更新するため令和3年度に策定した辺地に係る総合整備計画について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、辺地に係る総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものであります。

変更の内容であります。労務単価や資材の高騰などにより計画策定時に予定していた事業費を上回るため、事業費を1,722万6,000円、辺地対策事業債の予定額を850万円にするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第14号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること  
について

○議長（竹原 義人君）

日程第15 議案第14号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第16 議案第15号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長(竹原 義人君)

日程第16 議案第15号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第17 議案第16号 令和6年度三戸町一般会計補正予算（第9号）

○議長（竹原 義人君）

日程第17 議案第16号 令和6年度三戸町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第16号 令和6年度三戸町一般会計補正予算（第9号）について、補足説明申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町一般会計既決予算額71億172万7,000円から歳入歳出それぞれ2,578万5,000円を減額し、予算総額を70億7,594万2,000円にしようとするものがあります。

初めに、繰越明許費についてご説明をいたします。5ページをお願いいたします。地方自治法第213条の規定により、年度内に支出が終わらない見込みがあるものについて翌年度に繰り越して使用するため予算に定めるものであり、地域公共交通再編検討業務委託料のほか6事業を追加しております。

次に、歳入についてご説明をいたします。7ページをお願いいたします。1款1項1目個人住民税は決算見込みから800万円増額し、2項1目固定資産税は200万円の増額をしております。

8ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税は、普通交付税1億1,014万2,000円を増額しております。

14款1項1目民生費国庫負担金では、1,703万5,000円を増額しております。障害者自立支援給付費、教育・保育施設型給付費の見込みから、国負担金の増額が主なものであります。

9ページをお願いいたします。14款2項4目土木費国庫補助金では、1,907万8,000円を減額しております。橋梁補修事業に対する補助金であります道路更新防災等対策事業費補助金の減額が主なものであります。

10ページをお願いいたします。15款1項1目民生費県負担金は、63万7,000円を減額しております。国民健康保険基盤安定負担金の減額が主なものであります。2項1目総務費県補助金では、移住支援事業費補助金300万円を減額しております。

11ページをお願いいたします。15款2項4目農林水産業費県補助金では、653万5,000円を減額しております。事業実績見込みによる中山間地域直接支払事業費補助金、新規就農者育成総合対策費補助金の減額が主なものであります。

12ページをお願いいたします。18款1項1目繰入金では、財政調整基金取崩繰入金9,390万2,000円を減額しております。

20款3項1目雑入では、357万4,000円を増額しております。療養給付費負担金返還金の追加が主なものであり、精算により令和5年度負担金が返還されるものであります。

21款1項町債では、決算見込みにより合計で4,150万円を減額しております。

次に、歳出についてご説明をいたします。初めに、人件費の補正についてですが、令和6年青森県人事委員会勧告に基づく給与改定を実施するための所要額を計上しているほか、本年度の給料の支払実績を踏まえた決算見込額としております。その結果、一般職の常勤職員に係る人件費として1,127万1,000円の増額、会計年度任用職員に係る人件費として142万3,000円の増額となっております。

16ページをお願いいたします。2款1項2目財産管理費では、2,256万8,000円を増額しております。24節、森林環境譲与税基金積立金、減債基金積立金の追加が主なものであります。7目企画費では、560万6,000円を減額しております。次のページの18節移住支援金400万円の減額が主なものであります。

18ページをお願いいたします。2款1項10目諸費は、127万円を減額しております。コミュニティバス運行委託料の減額は、バス事業者における国補助金の採択により委託料が減額となるものであります。地域公共交通再編検討業務委託料の追加は、令和8年度の地域公共交通の再編に向けた調査、計画策定を行うものであります。

2項1目賦課徴収費では、47万5,000円を減額しております。次のページの18節、定額減税捕捉給付金の減額が主なものであります。

20ページをお願いいたします。2款4項2目三戸町長選挙では、事業完了により418万1,000円を減額しております。

23ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費では、1,012万7,000円を減額しております。保険基盤安定繰入金の確定により、27節、国民健康保険特別会計繰出金の減額が主なものであります。

24ページをお願いいたします。3款1項3目障害者福祉費では、1,784万8,000円を減額しております。障害者介護サービス利用者の増加により生活介護給付費等の増額が主なものであります。

5目老人福祉対策費では、1,285万5,000円を減額しております。介護保険特別会計繰出金の減額が主なものであります。

25ページをお願いいたします。3款2項2目児童措置費では、1,240万4,000円を増額しております。公定価格及び施設入所児童の増による19節、教育・保育施設型給付費の増額が主なものであります。

28ページをお願いいたします。4款1項2目予防事業費では、811万8,000円を減額しております。接種見込みによる12節、新型コロナワクチン接種委託料の減額が主なものであります。

29ページをお願いいたします。4款1項5目環境衛生費では、480万6,000円を減額しております。申請見込みから、18節、浄化槽設置整備事業費補助金の減額が主なものであります。

6目病院費では、三戸中央病院特別会計繰出金4,940万8,000円を増額しております。職員給与改定による人件費増額分を繰り出すものであります。

32ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費では、589万4,000円を減額しております。事業実績見込みによる18節、新規就農者育成総合対策費補助金、中山間地域直接支払交付金の減額が主なものであります。

7目県営土地改良事業費では、1,035万9,000円を減額しております。事業実績見込みによる中山間地域総合整備事業負担金、防災ダム整備事業負担金の減額が主なものであります。

33ページをお願いいたします。6款2項2目林業振興費では、446万5,000円を減額しております。申請見込みから、18節、木箱購入等事業費補助金の減額が主なものであります。

34ページをお願いいたします。7款1項2目観光費では、40万5,000円を減額しております。18節、観光推進事業費補助金35万円の増額は、令和7年度さんのへ春まつりのポスター等、印刷に係る経費を増額するものであります。

35ページをお願いいたします。8款1項2目道路維持費では、3,012万8,000円を減額しております。12節、橋梁補修設計委託料、14節、橋梁補修工事請負費の減額が主なものであります。

36ページをお願いいたします。8款3項1目住宅管理費では、503万8,000円を減額しております。事業費の確定による12節、公営住宅整備事業アドバイザー業務委託料の減額が主なものであります。

37ページをお願いいたします。9款1項1目常備消防費では、276万5,000円を増額しております。八戸地域広域市町村圏事務組合の決算見込みによる町負担金の増額であります。

38ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費では、108万6,000円を減額しております。申請見込みから、18節、三戸高等学校下宿住宅改修事業費補助金の減額が主なものであります。

41ページをお願いいたします。10款5項5目学校給食費では、252万9,000円を減額しております。三戸高校における食数の減により、27節、学校給食共同調理場特別会計繰出金の減額が主なものであります。

42ページをお願いいたします。12款1項公債費では、長期償還額が確定したことにより、合計で317万9,000円を減額しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第16号は原案のとおり可決されました。

## (第1号)

### ○議長（竹原 義人君）

日程第18 議案第17号 令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。

教育委員会事務局長。

### ○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

議案第17号 令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算（第1号）について、補足説明申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計既決予算額4,217万9,000円を歳入歳出それぞれ289万6,000円を減額し、予算総額を3,928万3,000円にしようとするものであります。

3ページをお願いいたします。歳入、1款1項1目事業収入、1節保護者負担金現年度分64万9,000円の減額は、要保護・準要保護児童生徒及び教職員分の負担金を実績見込みに基づき減額するものです。

2款1款1目1節繰入金226万7,000円の減額は、小中学校児童生徒及び三戸高校生徒の無償化を補うための繰入金を実績見込みに基づき減額しようとするものであります。

3款1項1目1節繰越金6万7,000円の増額は、令和5年度決算に合わせ増額するものです。

4ページをお願いいたします。歳出です。1款1項1目学校給食費の15節原材料費289万6,000円の減額は、小中学校において行事等により提供食数が見込みより少なかったことによる減額130万9,000円と、三戸高校においてテストや行事、申込みしなかった生徒があったこと等により提供食数が見込みより少なかったことによる減額146万7,000円が主な減額理由となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

### ○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

### ○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

### ○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第19 議案第18号 令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長（竹原 義人君）

日程第19 議案第18号 令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。

健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

議案第18号 令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足説明申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計既決予算額1億5,961万7,000円に歳入歳出それぞれ818万7,000円を追加し、予算総額を1億6,780万4,000円にしようとするものであります。

初めに、歳入について申し上げます。3ページをお願いいたします。1款1項1目後期高齢者医療保険料では、本年度の保険料の収入見込みにより、1節現年度分特別徴収保険料から3節滞納繰越分普通徴収保険料まで、合わせて799万7,000円を増額しております。

3款1項1目繰入金では、事務費繰入金を69万4,000円増額し、保険料軽減に関わる保険基盤安定繰入金を218万6,000円減額しております。

4款1項1目繰越金では、前年度繰越金168万2,000円を増額しております。

次に、歳出について申し上げます。4ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費、18節負担金、補助及び交付金では、広域連合の組織運営に係る広域連合共通経費負担金を6万4,000円減額、後期高齢者医療保険料負担金を1,043万7,000円増額、保険基盤安定負担金を218万6,000円減額しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20 議案第19号 令和6年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(竹原 義人君)

日程第20 議案第19号 令和6年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。補足説明願います。

健康推進課長。

○健康推進課長(太田 明雄君)

議案第19号 令和6年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、補足説明申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町介護保険特別会計既決予算額18億2,273万6,000円から歳入歳出それぞれ2,885万8,000円を減額し、予算総額を17億9,387万8,000円にしようとするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。3ページをお願いいたします。1款1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、本年度の介護保険料の収入見込みにより、1節現年度分特別徴収保険料を253万円減額し、2節現年度分普通徴収保険料を50万円増額しております。

3款1項国庫負担金では、1目介護給付費負担金を163万5,000円減額しております。2項国庫補助金では、1目調整交付金を1,035万3,000円増額し、3目地域支援事業交付金(地域支援)を393万9,000円減額しております。

4款1項支払基金交付金では、1目介護給付費交付金を1,141万7,000円減額しております。

4ページをお願いいたします。5款1項県負担金では、1目介護給付費負担金を421万5,000円減額しております。2項県補助金では、2目地域支援事業交付金(地域支援)を197万円減額しております。

7款1項1目繰入金では、保険給付費をはじめ地域支援事業費及び事務費の確定見込みにより、1行目の介護給付費繰入金から6行目の事務費等繰入金まで、合わせて1,217万7,000円を減額しております。

3ページの3款国庫支出金から4ページの7款繰入金につきましては、交付決定通知額及び歳出予算の補正に伴い、各財源の精査を行ったものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。5ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費、24節積立金は、歳入における第1号被保険者保険料等の減額に伴い、介護保険給付費準備基金積立金を減額するものであります。3項1目介護認定費、18節の八戸地域広域市町村圏事務組合負担金120万7,000円の減額は、介護認定審査の負担金分であります。

6ページをお願いいたします。2款保険給付費につきましては、給付実績などから予算の補正をお願いするものであります。1項2目地域密着型介護サービス給付費で

は1,200万円を、5目居宅介護住宅改修費では100万円を、6目居宅介護サービス計画給付費では300万円を、それぞれ減額しております。4項1目特定入所者介護サービス費では、200万円を減額しております。

7ページをお願いいたします。3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費では、300万円を減額しております。2目介護予防ケアマネジメント事業費は、地域包括支援センターの業務に従事する職員の人件費等の減額分であります。

8ページをお願いいたします。3項1目任意事業費、19節扶助費の家族介護用品給付費及び家族介護支援金の減額は、受給者数の減によるものであり、成年後見制度利用支援事業扶助費の減額は、後見人報酬の支給対象者の減によるものであります。

歳出の主な補正内容は以上であります。これらのほかに事業費の決算見込みに基づき不用額の減額を行うとともに、充当される特定財源につきまして所要の補正を行っているものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21 議案第20号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第3号)

○議長（竹原 義人君）

日程第21、議案第20号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

議案第20号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、補足説明申し上げます。

本案は、既決予算額に歳入歳出それぞれ4,671万7,000円を追加し、予算総額を13億4,933万3,000円にしようとするものであります。

歳入についてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。1款1項1目国民健康保険税は、当初見込んだ額よりも収納額が上回る見込みとなったことから、820万円を増額するものであります。

3款1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金は、療養給付費が増えたことによるもので4,000万円の増額、2節特別交付金は医療費適正化や保健事業の取組状況に応じて交付されるもので、本年度の交付額が確定したことから597万5,000円を増額するものであります。

5款1項1目一般会計繰入金は、873万6,000円を減額しており、本年度の交付額が確定したことに伴う保険基盤安定繰入金の減額が主なものであります。

4ページをお願いいたします。5款2項1目国保財政調整基金繰入金は、一般会計繰入金の減額に伴い財源が不足することから、国保財政調整基金取崩し繰入金127万8,000円を増額するものであります。

5ページをお願いいたします。歳出の主なものについてご説明申し上げます。1款1項1目一般管理費では、職員人件費の増額のほか、12節委託料は情報集約システム運用管理業務の事業費確定によるもので1万2,000円の減額、27節繰出金は歳入の3款1項1目保険給付費等交付金で受入れをする額を三戸中央病院へ繰り出すものであります。

6ページをお願いいたします。2款1項1目療養給付費は、これまでの実績を基に当初見込んでいた1人当たりの医療費よりも増加傾向にあることから、4,000万円を増額するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第22 議案第21号 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第3号）**

**○議長（竹原 義人君）**

日程第22 議案第21号 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。補足説明願います。  
病院事務長。

**○病院事務長（松崎 達雄君）**

議案第21号 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第3号）について、補足説明申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算について、所要の補正を行うものでございます。

初めに、第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入の部、第1款病院事業収益では、既決予定額17億1,769万2,000円に5,797万4,000円を追加し、総額を17億7,566万6,000円に、支出の部、第1款病院事業費用では既決予定額17億8,037万円に5,784万9,000円を追加し、総額を18億3,821万9,000円にするものでございます。

次の第3条、資本的収入及び支出でございますが、収入の部の第1款資本的収入では、既決予定額1億8,719万8,000円から586万2,000円を減額し、総額を1億8,133万6,000円に、支出の部、第1款資本的支出では、既決予定額2億6,800万1,000円から476万7,000円を減額し、総額を2億6,323万4,000円にするものでございます。

次のページをお願いいたします。次の第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費4,981万3,000円を追加し、総額を10億8,333万円に改めるものでございます。

次の第5条、他会計からの補助金は、一般会計及び国保特別会計からの繰入金を含計5,550万7,000円追加し、7億2,429万8,000円に改めるものでございます。

次の1ページをお願いいたします。予算の実施計画についてご説明申し上げます。収益的収入、1款4項4目その他医業収益では、新型コロナウイルスワクチンの接種者の増等により、310万円を増加するものでございます。

次の2項医業外収益、3目補助金77万円の増額は、マイナンバーカードにより難病医療費助成の資格確認を行うためのシステム改修に係る補助金などでございます。4目負担金、交付金520万2,000円の増額は、看護師の確保に要した費用に対する国民健康保険調整交付金などでございます。

次の3項特別利益は、給与改定に伴う人件費の増加分について繰入れをお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。収益的支出でございます。1款1項医業費用、1目給与費は、給与改定及び決算見込みに基づき4,981万3,000円を増額するものでございます。次に、2目材料費522万8,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの購入数の増加や材料の単価の上昇によるものでございます。次の3目経費280万8,000円の増額は、燃料単価の上昇及び収入2項3目でご説明いたしました難病医療費の資格確認のためのシステム改修によるものでございます。

3ページをお願いいたします。資本的収入でございます。1款1項負担金、1目他

会計負担金140万3,000円は、器械購入に係る国民健康保険の交付金でございます。

1款2項補助金、1目県補助金は、交付額の確定により726万5,000円を減額するものでございます。

次に、資本的支出でございます。1款1項建設改良費、1目有形固定資産購入費476万7,000円の減額は、器械購入の実績により減額するものでございます。

次の4ページ以降最終ページまでは、職員給与費の明細でございます。

人件費の引上げや燃料費、材料費の高騰など、経営を無取り巻く環境は依然として非常に厳しい状況でございます。職員一同、引き続き経営感覚を持って業務運営してまいります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第23 議案第22号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（竹原 義人君）

日程第23、議案第22号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第22号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町簡易水道事業会計予算につきまして、所要の改正を行うものでございます。

初めに、第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入、第1款簡易水道事業収益では、既決予定額1億117万1,000円に20万4,000円を追加し、総額を1億137万5,000円にするものでございます。

支出、第1款簡易水道事業費用では、既決予定額1億519万4,000円に20万4,000円を追加し、総額を1億539万8,000円にするものでございます。

次の第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費を20万4,000円追加し、総額を760万2,000円にするものでございます。

次の第4条、他会計からの補助金は、一般会計からの繰入金を20万4,000円追加し、総額を2,794万7,000円にするものでございます。

1ページをお願いいたします。実施計画書につきましてご説明申し上げます。収益的収入の1款2項営業外収益では、一般会計からの繰入金に当たる他会計補助金20万4,000円を増額してございます。

2ページをお願いいたします。収益的支出の1款1項1目総係費の20万4,000円の増額は、給与改定による職員人件費の増額分でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第24 議案第23号 令和6年度三戸町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（竹原 義人君）

日程第24、議案第23号 令和6年度三戸町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第23号 令和6年度三戸町下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町下水道事業会計につきまして、所要の改正を行うものでございます。

初めに、第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入、第1款下水道事業収益では、既決予定額2億4,182万6,000円から113万5,000円を減額し、総額を2億4,069万1,000円にするものでございます。

支出、第1款下水道事業費用では、既決予定額2億6,265万8,000円から640万円を減額し、総額を2億5,625万8,000円にするものでございます。

次の第3条、資本的収入及び支出でございますが、収入、第1款資本的収入では、既決予定額6,677万5,000円から700万円を減額し、総額を5,977万5,000円にするものでございます。

支出、第1款資本的支出では、既決予定額1億3,611万7,000円から173万5,000円を減額し、総額を1億3,438万2,000円にするものでございます。

次のページをお願いいたします。次の第4条、企業債でございますが、当初予算第6条で定めた3件の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、下記のとおり改めるものでございます。

次の第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費を34万7,000円追加し、総額を533万9,000円にするものでございます。

次の第6条、他会計からの補助金でございますが、一般会計からの繰入金金を113万5,000円減額し、総額を1億2,646万5,000円にするものでございます。

1 ページをお願いいたします。実施計画書につきましてご説明申し上げます。収益的収入の1款2項営業外収益では、一般会計からの繰入金に当たる他会計補助金113万5,000円を減額してございます。

2 ページをお願いいたします。収益的支出の1款1項1目総係費の376万3,000円の減額は、給与改定による職員人件費を増額したほか、財務諸表作成業務及び下水道事業計画変更業務等委託料の実績から、委託料411万円を減額するものでございます。

3 目処理場施設管理費の263万7,000円の減額は、汚泥等処分業務及び水質等検査業務の委託契約の実績により減額するものでございます。

3 ページをお願いいたします。資本的収入の1款1項1目企業債700万円の減額は、公共下水道事業債、資本費平準化債、公営企業会計適用債、それぞれの減額分でございます。

4 ページをお願いいたします。資本的支出の1款1項1目施設整備費の173万5,000円の減額は、公共ます設置工事費の実績による減額でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

日程第25	議案第24号	令和7年度三戸町一般会計予算
日程第26	議案第25号	令和7年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算
日程第27	議案第26号	令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算
日程第28	議案第27号	令和7年度三戸町介護保険特別会計予算
日程第29	議案第28号	令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算
日程第30	議案第29号	令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算
日程第31	議案第30号	令和7年度三戸町簡易水道事業会計予算
日程第32	議案第31号	令和7年度三戸町下水道事業会計予算

○議長(竹原 義人君)

日程第25、議案第24号 令和7年度三戸町一般会計予算から日程第32、議案第31号 令和7年度三戸町下水道事業会計予算までを一括議題とします。

---

### 日程第33 予算特別委員会設置(令和7年度予算議案8件付託)

○議長(竹原 義人君)

お諮りします。

予算議案8件につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。したがって、議案第24号から議案第31号までを、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長を議長において指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。  
委員長に11番、久慈聡議員、副委員長に10番、千葉有子議員を指名します。  
予算特別委員会委員長の挨拶があります。  
予算特別委員会、久慈聡委員長。

○予算特別委員長（久慈 聡君）

ただいま議員各位の満場一致の下、予算特別委員会委員長にご推挙いただきました久慈でございます。委員各位の格別のご協力、ご指導を仰ぎまして、この重責を全うし、もって議会の負託に応えたいと念願しております。委員の皆様のご協力のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。  
令和7年3月14日、予算特別委員会委員長、久慈聡。

---

**散 会**

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。  
3月17日午前10時から予算特別委員会を開会することとし、本日はこれで散会します。

**午後2時34分 散会**

## 第8日目 令和7年3月18日（火）

---

### ○議事日程

- 第1 予算特別委員会の審査報告について  
（令和7年度全会計予算の審査結果について委員長報告、採決）  
議案第24号 令和7年度三戸町一般会計予算  
議案第25号 令和7年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算  
議案第26号 令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第27号 令和7年度三戸町介護保険特別会計予算  
議案第28号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算  
議案第29号 令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算  
議案第30号 令和7年度三戸町簡易水道事業会計予算  
議案第31号 令和7年度三戸町下水道事業会計予算
- 第2 常任委員会の所管事務調査結果報告について  
・総務文教常任委員会  
・民生商工常任委員会  
・建設農林常任委員会
- 第3 議員の出張命令を議長に一任することについて
- 第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 第5 諸般の報告  
1. 議長の報告
- 

### ○追加議事日程

- 第1 町長提案理由の説明
- 第2 議員提案第2号 三戸町医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例案
- 第3 議案第32号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 第4 議案第33号 令和6年度三戸町一般会計補正予算（第10号）
- 第5 議案第34号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第4号）
- 

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○出席議員（14人）

- |    |     |    |   |
|----|-----|----|---|
| 1番 | 五十嵐 | 淳  | 君 |
| 2番 | 松尾  | 道郎 | 君 |
| 3番 | 柳   | 隼圭 | 君 |
| 4番 | 小笠原 | 君  | 男 |
| 5番 | 和田  | 誠  | 君 |
| 6番 | 山田  | 将之 | 君 |
| 7番 | 栗谷川 | 柳子 | 君 |
| 8番 | 藤原  | 文雄 | 君 |
| 9番 | 番屋  | 博光 | 君 |

10番 千葉有子君  
 11番 久慈 聡君  
 12番 澤田道憲君  
 13番 佐々木和志君  
 14番 竹原義人君

---

○欠席議員（0人）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	沼澤修二君
委任説明員	参事（住民福祉課長事務取扱）	貝守世光君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢忠正君
	健康推進課長	太田明雄君
	会計管理者（会計課長）	井畑淳一君
	農林課長	極檀浩君
	建設課長	齋藤優君
	まちづくり推進課長	中村正君
	税務課長	下村太平君
	三戸中央病院事務長	松崎達雄君
	総務課財政指導監	多賀昭宏君
	まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北村哲也君
	三戸中央病院事務次長	中村義信君
	総務課防災危機管理室長	馬場幸治君

○農業委員会事務局

説明員	会長	梅田晃君
委任説明員	事務局長	極檀浩君

○教育委員会事務局

説明員	教育長	慶長隆光君
委任説明員	事務局長	櫻井学君
	史跡対策室長	金子祐之君

---

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	馬場均君
総括主幹	櫻井優子君

---

## 午後3時00分 開議

### ○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

## 日程第1 予算特別委員会の審査報告について

### ○議長（竹原 義人君）

日程第1、議案第24号から議案第31号までの予算議案8件を一括議題とします。

本案について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

11番、久慈聡委員長。

### ○予算特別委員長（久慈 聡君）

予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

去る3月14日の本会議において予算特別委員会に付託されました議案第24号から議案第31号までの令和7年度予算議案8件について、3月17日、18日の本委員会において慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。令和7年3月18日、予算特別委員会委員長、久慈聡。

### ○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

予算議案8件に対する委員長の報告は可決とするものです。予算議案8件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

### ○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号から議案第31号までの予算議案8件は委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2 常任委員会の所管事務調査結果報告について

### ○議長（竹原 義人君）

日程第2、常任委員会の所管事務調査結果報告についてを議題とします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

6番、総務文教常任委員会、山田将之委員長。

### ○総務文教常任委員長（山田 将之君）

去る12月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、2月18日、委員会を招集、教育委員会事務局長ほか関係職員の出席を求め、町有財産の管理状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告表のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和7年3月18日、総務文教常任委員会委員長、山田将之。

○議長（竹原 義人君）

次に、民生商工常任委員会委員長の報告を求めます。  
7番、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子君。

○民生商工常任委員長（栗谷川 柳子君）

去る12月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、2月21日、委員会を招集、住民福祉課長のほか関係職員の出席を求め、三戸町社会福祉協議会の運営状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和7年3月18日、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子。

○議長（竹原 義人君）

次に、建設農林常任委員会委員長の報告を求めます。  
11番、建設農林常任委員会、久慈聡委員長。

○建設農林常任委員長（久慈 聡君）

去る12月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、2月10日、委員会を招集、建設課長、農林課長のほか関係職員の出席を求め、（仮称）まちなか第1団地整備事業の進捗状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。令和7年3月18日、建設農林常任委員会委員長、久慈聡。

---

### 日程第3 議員の出張命令を議長に一任することについて

○議長（竹原 義人君）

日程第3、議員の出張命令を議長に一任することについてを議題とします。  
お諮りします。令和7年度における本議会議員の調査、研修、視察、陳情等に対する出張命令は、予算の範囲内において議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。よって、令和7年度における本議会議員の出張命令は、予算の範囲内において議長が行うことに決定しました。

---

### 日程第4 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（竹原 義人君）

日程第4、常任委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

---

## 日程第5 諸般の報告

### 1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第5、諸般の報告を行います。

議長の報告は会議等に出席しました状況をお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

---

## 追加日程の提出

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

佐々木議員から議員提案第2号が提出されました。また、町長から議案第32号から議案第34号までが提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議員提案第2号及び議案第32号から議案第34号までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長（馬場 均君）

第523回三戸町議会定例会追加提出議案を朗読いたします。

議員提案第2号 三戸町医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例案。

議案第32号 副町長の選任つき同意を求めることについて。

議案第33号 令和6年度三戸町一般会計補正予算（第10号）。

議案第34号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第4号）。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

朗読させました議案を一括上程します。

---

## 追加日程第1 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

追加日程第1、議案第32号から議案第34号までについて、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沼澤 修二君）

それでは、追加提案いたします議案3件につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第32号 副町長の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、副町長として現在青森県観光交流推進部で観光政策課総括主幹及び観光地域づくりグループマネジャーを務められている本宿貴一氏を選任いたしたく提案するものでございます。

本宿氏は、平成6年3月に北海道大学を卒業後、約6年間の民間会社での勤務を経て、平成12年に青森県職員として採用され、労政課を振り出しに労政、能力開発課、食の安全・安心対策チーム、商工政策課、福岡情報センター、観光企画課、観光交流推進課、誘客交流課、上北地域県民局地域連携部、観光政策課でその識見を遺憾なく発揮し、職務に精励されてこられました。また、観光企画課在籍時、平成23年からの3年間及び令和2年4月からの2年間の合計5年間は、現在の公益社団法人青森県観光連盟で県の観光物産を牽引されており、さらに上北地域県民局地域連携部在籍時の平成31年4月からの3年間は、十和田市の農林商工部長として市町村行政も経験してこられております。

私が掲げる「7本の柱」に基づく諸政策をスピード感と危機感を持って強力に推進するとともに町のかじ取り役である町長の役割に専念するためには、令和7年4月から副町長の配置が不可欠でございます。

本宿氏は、温厚篤実にして識見にも優れ、副町長として最適任者であると存じますので、何とぞ全会一致にてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第33号 令和6年度三戸町一般会計補正予算（第10号）について申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町一般会計既決予算額70億7,594万2,000円に歳入歳出それぞれ453万7,000円を追加し、予算総額を70億8,047万9,000円にするものでございます。

補正の内容といたしましては、簡易水道会計繰出金を453万7,000円増額するものでございます。

次に、議案第34号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第4号）について申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町簡易水道事業会計の収益的収入におきまして、既決予定額1億137万5,000円に453万7,000円を追加し、総額を1億591万2,000円に、収益的支出におきましては既決予定額1億539万8,000円に453万7,000円を追加し、総額を1億993万5,000円にするものでございます。

補正の内容でございますが、収益的収入におきましては営業外収益、その他会計補助金453万7,000円を増額するものでございます。

収益的支出におきましては、営業費用の総係費92万6,000円、配水及び給水費361万1,000円をそれぞれ増額するものでございます。

以上、案件についてご説明を申し上げましたが、議員の皆様におかれましては十分ご審議の上、原案どおり議決を賜りますようお願いを申し上げまして、私の追加提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

## 追加日程第2 議員提案第2号 三戸町医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例案

### ○議長（竹原 義人君）

追加日程第2、議員提案第2号 三戸町医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例案を議題とします。提案者の説明を求めます。

13番、佐々木和志議員。

### ○13番（佐々木 和志君）

議員提案第2号 三戸町医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例案について、提案理由を申し上げます。

この改正は、三戸町国民健康保険三戸中央病院の常勤医師の確保に資するため、将来医師として三戸中央病院に勤務する意思のある者が外国の医学校で履修する場合に、国内の大学の医学部で履修する場合と同様に医師奨学金を貸与することができるよう、当該条例の一部を改正しようとするものであります。よろしくお願いいたします。

### ○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

### ○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

藤原議員。

### ○8番（藤原 文雄君）

私は、この三戸町医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論を行います。

現在の医師確保対策、特に公立病院の医師については、国の地域医療支援センターを中心に都道府県、大学、医師会、主要医療機関等による地域医療対策会議により、医療機関や医師に対する相談、援助、医師の派遣調整などが行われており、また国内医学部定員に占める地域枠等の数、割合も増加しています。

三戸中央病院についても、この制度によりこれまで地域医療機関としての役割を果たすことができてきました。

これまでの経過を踏まえ、単に医師数の確保にこだわるのではなく、病院強化プランに基づいて、より確実な医師確保を目指すべきであります。病院側の計画や、現在

三戸中央病院に勤務されている医療従事者の方々の意見が一切反映されていない条例改正など、あってはなりません。

議員各位には、町民を代表し適切にご判断されるようお願いを申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（竹原 義人君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

五十嵐議員。

○1番（五十嵐 淳君）

議長にお許しをいただきましたので、三戸町医師奨学金貸与条例の一部を改正する案に作成の立場から討論を行います。

本改正案の背景には、海外の大学の医学部に進学したいという希望者の事例を受け、制度の在り方を見直す必要が生じたことがあります。この事例を契機に、三戸町の医師奨学金制度が現状の医療ニーズに即したものとなっているか、より柔軟で実効性のある制度へ改正すべきではないかという観点から議論が始まりました。

さらに、先日の一般質問において町長は、医師奨学金は医療人材確保の観点から必要に応じて制度の改正を検討すると答弁されました。この発言からも分かるように、医師奨学金制度は固定化されたものではなく、時代や状況に応じて見直されるべきものです。

将来的にはこの条例自体が不要となる可能性もあるかもしれませんが、しかし、現時点で制度が存在する以上、利用を希望する対象者にとって実効性のあるものにするのが重要であり、そのための条例改正を行うべきではないでしょうか。

しかし、本改正案に対しては幾つかの反対意見が出ています。そこで、主な反対意見3点に対して賛成の立場から反論し、本改正の必要性を述べたいと思います。

1点目、個人の事例を基に条例を改正することについて。反対の意見の一つとして、1つの個人事例を基に条例を改正するのは適切ではないとの指摘があります。しかし、これは誤解を招く議論です。過去の全国の実例を見ても、特定の事象や個人の経験が契機となり制度が改善されることは珍しくありません。本条例改正も海外の大学の医学部に進学するケースを契機として議論が始まりましたが、背景には三戸町における医師不足や奨学金制度の運用上の課題があることは明白です。1人の事例がきっかけであっても、より多くの人にとって有益な結果を生む可能性があるのであれば、それは行政として適切な対応と言えるのではないのでしょうか。

2点目、条例の目的に医師を増やすことが含まれるか。医師奨学金条例の目的は医師を増やすことだが、県の医師配属の関係などもあり、医師を増やすことが難しい。したがって、改正に反対すべきだとの意見についてです。条例の目的には、医師の育成及び確保を図ると明記されています。ここで重要なのは、医師を増やすことだけが目的なのではなく、医師が地域に定着し、持続的に医療を提供できる体制を整えることが趣旨であるという点です。また、現在は医師を増やすことが難しいという理由で条例を改正しないのは、論理的に成り立ちません。医師不足が深刻化しているからこそ制度を見直し、柔軟に対応できる仕組みをつくることが求められます。

特に今回の改正案では、海外の大学の医学部に進学したいというケースが議論の出発点になっています。国際的な視野を持つ医師を育成し、将来的に三戸町で活躍してもらう可能性を広げることは、町にとって有益な取組です。

加えて、町長の発言を踏まえれば、医師奨学金制度は今後見直されていく可能性が

あります。制度そのものが将来的になくなる可能性があるとしても、現時点で制度がある以上、それを利用しようとする人にとって有意義な内容にすることが大切です。制度が形骸化してしまえば、本来の目的である医療人材の確保に寄与できません。そのため、今回の改正は適切なタイミングであると考えます。

3点目です。医師免許を取得しただけではすぐに活躍できるとは限らないという不安について。医師免許を取得したからといってすぐに活躍できるかどうか分からず不安があるとの意見もあります。しかし、これは本条例改正の本質とは関係がありません。どの専門職においても、資格を取得した直後に即戦力として活躍できるかどうかは個人差があります。例えば弁護士や公認会計士、教師も、資格を取得したばかりの段階では、経験を積む時間、期間が必要です。しかし、それを理由に奨学金制度を否定することはありません。むしろ医師奨学金制度は、若い医師に経験を積む機会を提供し、地域医療の担い手を育成することを目的としています。医師としての経験が不足しているのであれば、それを補う研修制度やサポート体制を整備することが解決策であり、不安があるから改正しないというのは適切な議論ではありません。特に今回の改正案は、海外の大学の医学部に進学するケースに対応することを目的としており、国際的な教育環境で研さんを積んだ医師が将来的に町の医療に貢献する機会を広げるものです。

以上の理由から、本条例改正案は医師の確保を促進し、町の医療体制の充実に寄与する重要なものであると考えます。

個別の事例を契機とした条例改正には前例があり、また現状の医師不足を踏まえれば柔軟な制度設計が必要です。

さらに、町長の答弁にもあるように、制度の見直しは必要であり、将来的には廃止の可能性もあるかもしれません。しかし、制度が存在する以上、対象者にとって、より実効性のあるものにすることが重要であり、今回の改正はその観点からも適切な判断であると確信します。

よって、私は本改正案に賛成し、議員の皆様のご理解とご賛同をお願い申し上げ、討論を終えます。

#### ○議長（竹原 義人君）

提案に反対者の発言を許します。

栗谷川議員。

#### ○7番（栗谷川 柳子君）

本条例改正案に反対の立場から討論します。

平成22年に制定された本条例の目的は、三戸町における地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保を図ることです。

制定当時から15年経過した今現在、町は少子高齢化、出生率低下の勢いが加速している状況であり、三戸中央病院の状態も大きく変化し、非常に厳しい経営状態にある中、急務である医師確保のためにこれから8年、10年かけて医師を養成するには、時間的にも、予算的にもあまりにも余裕がなく、現実的ではなくなっているように思います。

また、地域医療の充実とは何か、それを考える際に、現在の三戸中央病院の特性と、そこに求められる医師像があると思います。日頃三戸中央病院を利用する方々から様々な話を聞く中で、多く聞くご意見は次のようなものです。若い人や車がある人は近くの専門医や総合病院に行ける。自分は三病で診てもらうしかない。若い先生が多く、

次々と替わっていってしまう。若い先生方、年寄りの心身のつらさを分かってほしい。もっと寄り添った対応をしてほしい。診察実績が多く、広い診察分野を持つベテラン先生にいてほしい。経験豊富で、人生の経験値も高い先生にいてほしいのだと。残念な声もありますが、町民が求める医師像、実情として、一部として非常に参考になります。

三戸中央病院の医師確保・定着化に当たっては、町及び三戸中央病院の将来を見据える目を持ちながら、限られた予算を有効に、効率的に尽力すべきであり、町は本条例の在り方、内容をも見直す時期が来ているように思えてなりません。

先般、12月定例会及び本定例会の一般質問、そして昨日の予算委員会でも、三戸中央病院の医師確保や奨学金について、町長はるる考えを述べられていました。主に現場が考えをしっかりと持っており、計画をまず院長が承認して、町長としてしっかりと判断していくとおっしゃっていました。そしてまた、医師確保や医療の充実に向けても具体的に手を打ち始めている旨も確認できました。

一方で、このたび提案された条例改正案については、これほどしっかりと町長が考えをお示しになっているにもかかわらず、三戸中央病院の医師確保のためになぜ外国の医学校を対象として加える必要があるのか、その理由の説明が乏しく、現段階で条例を改正する必要性があるとは思えませんでした。

そもそも町長、そして病院長の考え、そして三病経営改善推進委員会に諮るなど、丁寧に今後は段を踏んで進めるべきだと思います。

よって、今回の条例改正案には反対とします。議員の皆様には、賢明なご判断の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

#### ○議長（竹原 義人君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と言う者あり）

#### ○議長（竹原 義人君）

ほかに討論はありませんか。

山田議員。

#### ○6番（山田 将之君）

議員提案第2号 三戸町医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例案について、反対の立場から討論を行います。

この三戸町医師奨学金貸与条例は平成22年に制定され、三戸町における地域医療の充実を図るため、三戸中央病院の医師となることを志望する医学生を対象に奨学金貸与制度を提供するものです。

現在の新医師研修制度では、医師免許取得後、最低でも5年間、初期研修2年、加えて専門研修3年以上を経て、初めて専門医として認められることとなります。

しかし、本条例では初期研修の2年間のみ奨学金の返還猶予が認められ、それ以降の専門研修期間は猶予対象とされていません。

さらに、三戸中央病院では特定の診療科以外の専門医について常勤医師として採用する予定がないと伺っております。これでは、奨学金を利用して専門医となったとしても、当初の目的である三戸中央病院に医師を確保することが必ずしも達成されない可能性があります。

また、先日の一般質問の中で町長は、医師と医療技術者確保のための条例がそれぞれあるため、全体的な見直しも検討しなければならないという趣旨の答弁をされました。つまり本来この条例改正は理事者側が提案すべきものであり、議員提案で部分的に改正することは適切ではないと考えます。もしこのような形で条例改正が繰り返されると、可決したからやらなければならないと理事者に強いる形になり、町政運営の在り方として極めて乱暴なものとなりかねません。

三戸町医師奨学金貸与条例は平成22年制定から15年たつものであり、改正するのであれば、現在の医師研修制度や地域医療の実情を踏まえ、抜本的な見直しを行うべきです。

今回の議員提案による改正案の内容は、ごく一部の改正にとどまっており、根本的な課題を解決するものではありません。

以上の理由から、本条例改正案は地域医療の充実という当初の目的を十分に達成することができず、制度の不整合を拡大する可能性があるため賛成することはできません。

議員各位におかれましては、町民の皆様の負託を受けた立場から適切にご判断されるようお願い申し上げます、私の反対討論といたします。

○議長（竹原 義人君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議員提案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（竹原 義人君）

お座りください。

起立少数であります。よって、議員提案第2号は否決されました。

---

### 追加日程第3 議案第32号 副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（竹原 義人君）

追加日程第3、議案第32号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第32号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第32号はこれに同意することに決定しました。

---

#### 追加日程第4 議案第33号 令和6年度三戸町一般会計補正予算(第10号)

○議長(竹原 義人君)

追加日程第4、議案第33号 令和6年度三戸町一般会計補正予算(第10号)を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長(齋藤 優君)

議案第33号 令和6年度三戸町一般会計補正予算(第10号)につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町一般会計既決予算額70億7,594万2,000円に歳入歳出それぞれ453万7,000円を追加し、予算総額を70億8,047万9,000円にしようとするものでございます。

歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。18款1項1目1節繰入金では、簡易水道事業会計繰出金に充当するため、財政調整基金取崩し繰入金453万7,000円を増額してございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。4款1項5目27節繰出金では、蛇沼簡易水道漏水復旧等の経費の財源として簡易水道事業会計繰出金453万7,000円を増額してございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

## 追加日程第5 議案第34号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計補正予算(第4号)

○議長(竹原 義人君)

追加日程第5、議案第34号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計補正予算(第4号)を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長(齋藤 優君)

議案第34号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計補正予算(第4号)につきまして、補足説明を申し上げます。

蛇沼簡易水道給水区域内において、配水池の水量の減少により令和7年2月19日から断水措置を実施いたしました。原因を特定するため漏水調査を実施した結果、2か所の漏水が確認されました。漏水箇所の復旧を行い、配水池の水位が回復した令和7年3月1日に断水措置を解除しております。

本案は、三戸町簡易水道事業会計予算に、漏水調査、漏水箇所の復旧及び断水の影響を受けた世帯への応急給水に係る経費を追加するものでございます。

初めに、第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入、第1款簡易水道事業収益では、既決予定額1億137万5,000円に453万7,000円を追加し、総額を1億591万2,000円にするものでございます。

支出、第1款簡易水道事業費用では、既決予定額1億539万8,000円に453万7,000円を追加し、総額を1億993万5,000円にするものでございます。

次の第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費81万4,000円を追加し、総額を841万6,000円にするものでございます。

次の第4条、他会計からの補助金は、一般会計からの繰入金を453万7,000円追加し、総額を3,248万4,000円にするものでございます。

1 ページをお願いいたします。実施計画書につきましてご説明申し上げます。収益的収入の1款2項営業外収益では、一般会計からの繰入金に当たる他会計補助金453万7,000円を増額してございます。

2 ページをお願いいたします。収益的支出の1款1項1目総係費の92万6,000円の増額は、復旧に携わった職員9名分の時間外勤務手当81万4,000円と、一般世帯への応急給水に使用した給水袋やポリタンクの購入費11万2,000円でございます。

3 目配水及び給水費の361万1,000円の増額は、音調調査の実施に必要な環境整備と

して路面の氷や雪を除去するための重機借上料102万1,000円と下川原地区の漏水箇所の復旧等に係る修繕費259万円を計上してございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

## 閉 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。閉会に当たり、町長から挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（沼澤 修二君）

第523回三戸町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月11日に開会いたしましたこのたびの定例会におきましては、各議案とも慎重にご審議くださり、全て原案どおり議決を賜り、本日閉会の運びとなりました。心から厚くお礼申し上げます。

私が町長に就任し、初めて新年度を迎えるに当たり、三戸前進のための体制の整備に係る課設置条例の改正、新年度予算、そして副町長の選任等重要事項について議決を賜り、一つの大きな節目を迎えることができました。

新年度予算に盛り込みました「7本の柱」に係る実効性ある施策をはじめ各種施策につきましましては、議員皆様から賜りましたご意見・ご要望等を十分に尊重し、気を許すことなくスピード感と危機感を持って取り組んでまいりますので、引き続き三戸前進のためご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、三戸町にとって希望あふれる新たな年度を迎えるに当たりまして、議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意されますとともに、今後も引き続き町政運営に対しより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。第523回三戸町議会定例会を閉会します。

**午後3時50分 閉会**

---

**署 名**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三戸町議会            議     長

\_\_\_\_\_

署名議員

\_\_\_\_\_

署名議員

\_\_\_\_\_